

# 平成 25 年度業務実績報告書

平成 26 年 6 月



ERCA

独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

---



## 独立行政法人環境再生保全機構の概要

### 1. 第二期中期目標期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

### 2. 目的・業務の内容

#### (1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

#### (2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）  
（機構法 第 10 条第 1 項第 1 号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 2 号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）  
（機構法 第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB 廃棄物処理助成事業）  
（機構法 第 10 条第 1 項第 5 号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の五第 3 項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）  
（機構法 第 10 条第 1 項第 6 号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 7 号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第 10 条第 1 項第 8 号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）  
（機構法 附則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第 10 条第 2 項）



## 目 次

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

#### <公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 都道府県等に対する納付金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### <公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. ニーズの把握と事業内容の改善・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 知識の普及及び情報提供の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
5. 研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
6. 助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

#### <地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 振興事業に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
3. 地球環境基金の運用等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

#### <ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>・・・・・・・・ 45

#### <維持管理積立金の管理業務>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

#### <石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施・・・・・・・・ 49
2. 制度運営の円滑化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
3. 認定・支給の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
5. 救済給付費用の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
6. 救済制度の見直しへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1.	組織運営	69
2.	業務運営の効率化	74
3.	業務における環境配慮	82
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	84
1.	予算（人件費の見積りを含む。）	87
2.	収支計画	90
3.	資金計画	93
4.	承継業務に係る債権・債務の適切な処理	98
IV	短期借入金の限度額	101
V	重要な財産の処分等に関する計画	102
VI	剰余金の使途	103
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1.	施設及び設備に関する計画	104
2.	人事に関する計画	105
3.	積立金の処分に関する事項	107
4.	その他当該中期目標を達成するために必要な事項	108
	<参考>	
	○年度計画数値目標達成状況一覧	109
	○見直し基本方針等への対応状況	110

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため  
とるべき措置

**<公害健康被害補償業務>**

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

平成 25 年度計画の概要

- 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持。
- 一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成 20 年度実績に比し 50%増の実地調査を実施。
- 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）において、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減。
- 申告・納付説明会で、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応。
- 説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映。
- 汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実、必要に応じて汚染負荷量賦課金システム等の見直し。
- 委託業務の監督、指導を行い、委託業務担当者研修会を開催。
- 汚染負荷量賦課金のオンライン申請の促進。

平成 25 年度の重点事項

- ・平成 20 年度比 50%増（57 事業所）の業種等を考慮した効果的な実地調査を実施
- ・汚染負荷量賦課金のオンライン申告のより一層の促進に向け、各関係団体等への働きかけ、納付義務者への協力要請の実施

平成 25 年度の業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

納付義務者からの相談及び質問事項等に丁寧に対応すること等により、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は、99.9%と前年（99.9%）と同率となり、目標（収納率 99%以上）を達成した。

●汚染負荷量賦課金の収納状況（平成 26 年 3 月末現在）（単位：千円、%）

年度	計画額 (a)	申告額 (b)	収納済額 (c)	計画額に対する 申告率 (d) (d=b/a*100)	申告額に対する 収納率 (e) (e=c/b*100)
平成 25 年度	35,115,089 (35,901,016)	35,251,969 (36,012,229)	35,242,950 (36,007,030)	100.4 (100.3)	99.9 (99.9)

※（ ）書きは、平成 25 年 3 月末の数値。

(資料編 P1\_補償 1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2\_補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料編 P2\_補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3\_補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

② 未申告事業所に対する申告督促の実施

平成 25 年度の納付義務者 8,324 事業所のうち、申告・納付期限の 5 月 15 日までに 7,903 事業所から申告があり、418 事業所が未申告（※）であった。委託商工会議所において 6 月 14 日まで申告督促を実施し、6 月 15 日以降、申告に応じなかった事業所を機構が引継ぎ、25 事業所に対して現地督促を実施した。その結果、337 事業所が申告・納付に応じた。

※ 東日本大震災による申告期限未到来地区で、申告ができない 3 事業所については未申告事業所から除く。

(平成 26 年 3 月末現在)

区 分	督促対象 事業所数	申告・納付に 応じた事業所数	非該当 事業所数
商工会議所による督促 6/14 まで	418(547)	289 (394)	0(2)
機構による督促 6/15 以降	129(151)	48 (48)	25(34)
督促実施後 未申告事業所数	56(69)		

注) ( ) 書きは、平成 25 年 3 月末の数値。

③ 実地調査の確実な実施

ア. 実地調査の事前準備

「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づいて、一定規模以上の主要業種の事業所の中から申告書類を審査し、現地で申告内容を確認する必要があるものを抽出するとともに、地域、業種に偏った実地調査とならないようバランス等も考慮し 64 事業所（中期計画で定められている目標値は平成 20 年度比 50%増（57 事業所））を選定した。

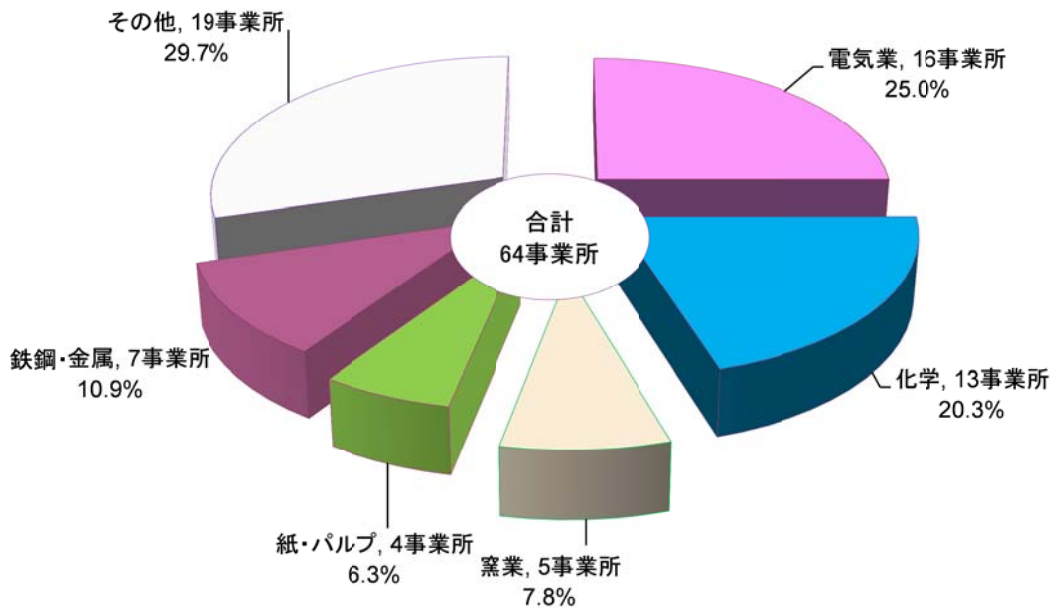
また、実地調査に必要な製造工程やばい煙発生施設等の設置状況及び硫黄酸化物排出工程等の資料を事前に入手し把握するなど、効率的な実地調査を行うための事前準備を実施した。

イ. 実地調査

実地調査においては、事業所の担当者から製造工程及びばい煙発生施設等の説明を受け、これら施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となる原始帳票類（64 事業所×5 年間分=320 件）の精査確認を行うなど、申告内容の調査を行った。



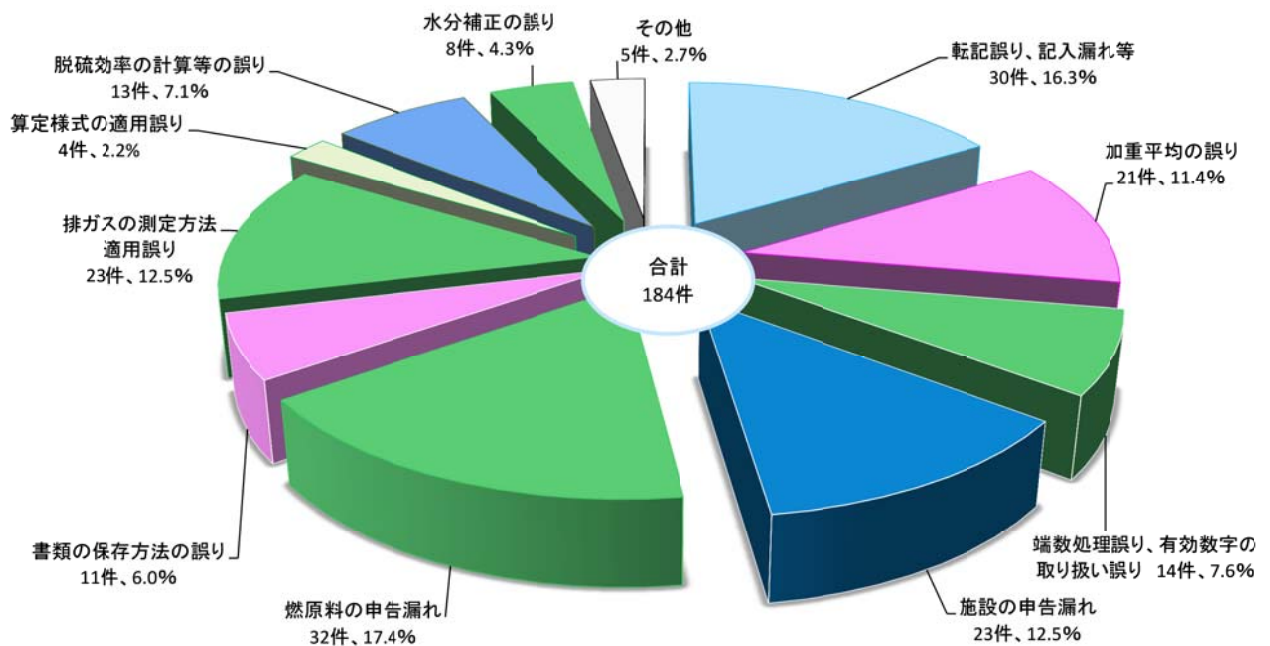
平成 25 年度に実地調査を実施した 64 事業所の業種別内訳（平成 26 年 3 月末現在）



ウ. 実地調査の結果

平成 25 年度については、64 事業所に対して実地調査を実施し、その結果、すべての事業所において改ざん等の事実は認められなかったが、申告額に影響のあった 13 事業所については申告額の訂正を行った。また、転記誤り、記入漏れ等、軽微な誤りがあった事業所については、適宜必要な指導を行った。

平成 25 年度実地調査における指導内容（平成 26 年 3 月末現在）



（資料編 P4\_補償 4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等）

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施等

① 民間競争入札によって日本商工会議所と委託契約した徴収業務（再委託先：全国156商工会議所）において申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことにより、機構業務の効率化を図った。

② 徴収業務に係る委託費は、平成20年度実績と比較し8.99%削減した。

●委託費の削減（税込）

（単位：円）

平成20年度 委託費(a)	平成21年度 委託費(b) (平成20年度比削減率)	平成22年度 委託費(c) (平成20年度比削減率)	平成23年度 委託費(d) (平成20年度比削減率)	平成24年度 委託費(e) (平成20年度比削減率)	平成25年度 委託費(f) (平成20年度比削減率)
195,561,047	180,215,984 (▲7.85%)	179,026,017 (▲8.46%)	179,042,971 (▲8.45%)	177,992,589 (▲8.98%)	177,986,208 (▲8.99%)

③ 次期（平成26年度から平成30年度）の徴収関連業務委託について、民間競争入札により落札者を日本商工会議所に決定。契約金額は779,328,995円（5年間分：税抜）で、平成20年度契約の866,056,065円（5年間分：税抜）より86,727,070円減少（△10.0%）した。

（資料編 P6\_補償 5 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容）

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 申告・納付説明会における納付義務者への対応

ア. 全国153商工会議所105会場において、例年どおり4月に申告・納付説明会を実施した。

イ. 各地での申告・納付説明会には環境省職員・機構職員が出席し、納付義務者からの相談及び質問事項等に対し、きめ細かな対応を行った。

ウ. 前年の申告・納付説明会の事後検討会の場において提案された、オンライン申告関係に特化した申告・納付説明会の出席事業者へのアンケートを実施した。

【アンケートの結果】

（申告・納付説明会出席者数3,167件のうち2,625件が回答、回答率82.8%）

・事業所のネットワーク環境については、「一人一台、インターネットに接続しているパソコンがある」が78.8%であった。

・FD、用紙申告事業所がオンライン申告できない理由は、以下のとおり。

- 1) 「社内手続き上の問題」443件
- 2) 「セキュリティ上の問題で許可が下りない」211件
- 3) 「メリットを感じられない」207件

（資料編 P8\_補償 6 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い）

（資料編 P10\_補償 7 平成25年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について）

② 汚染負荷量賦課金専用ホームページの更新等、必要に応じた汚染負荷量賦課金システム等の見直し

ア. 風水害等の災害により被害を受けられた地域の納付義務者の状況を把握するとともに、被害の状況により納付期限の延長等の措置を受けることができる旨をホームページにより周知した。

また、東日本大震災により申告・納付期限未定であった福島県の一部地域の申告・納付の期限延長措置を、平成26年3月31日をもって終了（平成27年3月31日まで1年間の手続期間の猶予）することなどをホームページにより周知し、該当の3事業所に個別に通知を行った。

イ. オンライン申告事業者の利便性の向上を図るため、本社等で複数の事業所をまとめて申告している納付義務者（過去分のみ）の場合は従来、事業所ごとにログインしていた手続きを1回のログインで済むようにするなど、オンライン申告システムの改修を行っている。

また、オンライン申告システムを利用する事業所のOS等のパソコン環境が一律でないため、26年度申告に向けて、最新のOS（Windows8及び8.1）、ブラウザ（Internet Explorer 10及び11）、アプリケーションソフト（Office 2013）に対応すべく改修を行った。

③ 委託業務の監督、指導及び委託業務担当者研修会の開催

委託徴収業務実施計画書に基づいて計画通り実施されるよう進行管理に努めた。

また、申告書の点検方法等の具体的な業務内容について委託業務担当者の理解を深めるための研修会を平成26年3月5日に東京商工会議所国際会議場にて開催した。

（4）オンライン申告の促進

① 申告・納付説明会において、オンライン申告の手続きを中心とした説明内容とした。

② 平成24年度中に各関係団体等及び本社等へ直接働きかけた結果、平成25年度のオンライン申告件数は平成26年3月末現在で4,515件、全申告に対する比率は54.5%となり、平成24年度実績（4,084件）と比較して431件増、10.5%増加した。

③ 特に、オンライン申告の慫慂にあたっては、オンライン申告比率の低い業種の中から抽出した約500事業所に対して電話等により、オンライン申告の手続きや利便性を中心とした説明を行った。

また、実地調査においてもオンライン申告の慫慂を24事業所に対し実施した。

④ オンライン申告を導入している事業所に対し、11月から算定様式雛型ファイルのダウンロードができるようになることをホームページで公開するとともに、文書で通知した。

（資料編P11\_補償8 平成26年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について）

⑤ FD、用紙申告事業所（約3,400件）に対し、オンライン申告の促進を目的に、翌年度申告の準備を始める平成26年3月上旬にオンライン申告の導入依頼文書を発送した。

（資料編P12\_補償9 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い）

●申告方式別の申告件数及び申告金額

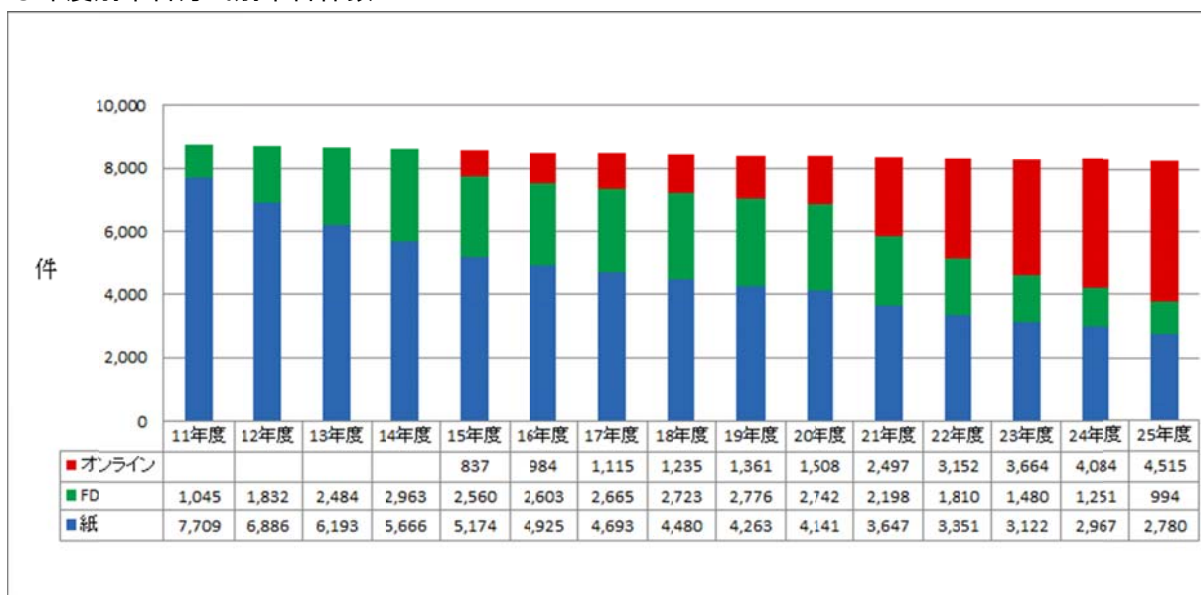
(単位：件、%、千円)

区分	平成 24 年度				平成 25 年度			
	件数	構成比	申告金額	構成比	件数	構成比	申告金額	構成比
オンライン申告	4,084	49.2	21,769,309	60.4	4,515	54.5	24,702,593	70.1
FD 申告	1,251	15.1	9,591,100	26.6	994	12.0	6,754,641	19.1
電子申告	5,335	64.3	31,360,409	87.1	5,509	66.5	31,457,234	89.2
用紙申告	2,967	35.7	4,651,820	12.9	2,780	33.5	3,794,735	10.8
合計	8,302	100.0	36,012,229	100.0	8,289	100.0	35,251,969	100.0

※ FD 申告とはフロッピーディスク等による申告である。

※ 本表には過年度申告等に係る件数及び金額が含まれる。

●年度別申告方式別申告件数



自己点検結果

- ・ 当年度においては 64 事業所に対して実地調査を実施し、年度計画に掲げた目標（平成 20 年度比 50%増（57 事業所））を達成した。
- ・ 納付義務者の利便性の向上のため、申告・納付説明会ではオンライン申告の説明を中心とし、関係書類の早期ダウンロードの開始及び実地調査時の導入依頼等の方策を講じた結果、オンライン申告が昨年度から 431 件増加した。  
また、平成 26 年度申告に向け、オンライン申告比率の低い業種の中から抽出した約 500 事業所に対し電話等によるオンライン申告導入の慫慂を実施した。
- ・ 今後、より一層オンライン申告を促進していくため、納付義務者の利便性の向上を目的に本社等において一括申告できるようシステムの改修を行った。
- ・ 徴収関連業務委託に係る民間競争入札については、平成 20 年度契約額 866 百万円に対し 10.0%低い 779 百万円で契約することができた。

## 2. 都道府県等に対する納付金の納付

### 平成 25 年度計画の概要

- 必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直し、都道府県等の担当者への周知徹底。
- 都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの改良。
- 現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施。
- 国及び都道府県等へ現地指導の結果に関する情報を提供。
- 全ての都道府県でオンライン申請が維持出来るよう、研修及び現地指導を行う。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 都道府県等のニーズを踏まえ、必要に応じた納付業務システムの改良
- ・ 納付金に係るオンライン申請の円滑な実施

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 納付金のオンライン申請の維持

- ① 平成 23 年度に都道府県等においてオンライン申請 100%を達成し、平成 25 年度も維持した。
- ② 「納付業務システム担当者研修会」を東京、大阪の2会場で計4回実施し、17 都道府県等から担当者が参加した。
- ③ 都道府県等からの要望に応じて、担当者に対しシステムの操作方法について現地指導を行った（神戸市）。
- ④ 研修会及び現地指導においてアンケート調査を実施した結果、「分かりやすく参加して良かった」という声が多く寄せられた。

#### (2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

- ① 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引の見直し等  
補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引について、都道府県等の要望を踏まえ、納付業務システムへの入力に関する記載例の追加等を行うなど、都道府県等の事務処理の効率化を図った。  
納付業務システムについて、簡易マニュアルをより分かりやすく改訂し、納付業務システム担当者研修会で活用した。
- ② 都道府県等への現地指導及び情報提供等  
ア. 現地指導について、原則3年に1回のサイクルで実施する基本方針に則り、旧第一種地域は13 都道府県等、第二種地域の2 都道府県等で実施した。  
イ. 現地指導では、死亡に係る給付手続き等誤りが多く見受けられる事務処理状況を確認し、正しく事務処理がなされるよう指導を行った。  
ウ. 現地指導を行った結果を取りまとめ環境省に報告するとともに、公害保健福祉事業を実施する上で創意工夫が見られた事例について、全ての都道府県等に情報提供を行った。

### ③ 納付業務システムの改良

都道府県等のニーズをふまえ、納付業務システムの改良（福祉事業システム入力行の拡大）を行い、一層の利便性の向上を図った。

### （3）都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

（単位：百万円）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補償給付費納付金	49,473	48,201	46,841	44,870	43,568
公害保健福祉事業費納付金	118	109	102	96	91
合計	49,591	48,310	46,943	44,966	43,659

（資料編 P15\_補償 10-① 旧第一種被認定者数の年度別推移）

（資料編 P15\_補償 10-② 補償給付費納付金の年度別推移）

（資料編 P16\_補償 11 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移）

#### 自己点検結果

- ・ 納付金に係るオンライン申請（100%）の維持に向けて、納付業務システム担当者研修会及び現地指導を行った。
  - 研 修 会：東京、大阪の 2 会場で計 4 回実施、17 都道府県等が参加
  - 現地指導：神戸市で 1 回実施
  - 合計 18 都道府県等に実施し、参加者からの要望については次年度以降の研修会及び現地指導に反映させ、研修内容の充実を図っていく。
- ・ 事務処理の効率化に向けて、補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引等の見直し、納付業務システムの簡易な操作マニュアルの改訂、都道府県等への現地指導において情報提供を行った。
- ・ 都道府県等のニーズをふまえ、納付業務システムの改良を行った。

## <公害健康被害予防事業>

### 1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

#### 平成 25 年度計画の概要

- 公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき、安全で有利な運用。
- 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用等により、収入を安定的に確保。
- 地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化・効率化。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 公害健康被害予防事業の継続的、安定した実施を図るため、基金の安全で有利な運用を実施
- ・ 助成事業において、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）を優先的に採択
- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）（以下「見直し基本方針」という。）を踏まえた事業の見直し  
（資料編 P17\_予防 1 公害健康被害予防事業の概要）

#### 平成 25 年度の業務実績

##### （1）収入の安定的な確保

安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図っている。

（単位：百万円）

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
基金運用収入	909	946	2.10	973	941	2.09
補助金	200	200	—	200	200	—

（資料編 P18\_予防 2 公害健康被害予防基金債券運用状況）

（資料編 P116\_共通 7 運用方針について）

##### （2）事業の重点化・効率化

- ① 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業について、地方公共団体の要望に全て対応できるよう、助成を行った。

（資料編 P19\_予防 3 平成 25 年度ソフト3事業等実施状況）

- ② 「見直しの基本方針」を踏まえ、ぜん息患者等のニーズに的確に応える事業内容の改善及び事業実施効果の把握を行うとともに、該当する事業について引き続き見直しを行った。

（2.（1）③参照）

（資料編 P20\_予防 4 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ（各府省・各法人における措置状況））

### (3) 予防事業のあり方の検討

#### ① 「今後の予防事業のあり方の検討プロジェクトチーム」の設置

基金の運用収入の減少や事業を取り巻く環境の変化等を踏まえた、適切な事業内容、効果的な事業の展開について検討を行うプロジェクトチーム（PT）を機構内に設置（平成25年10月22日）し、今後の予防事業のあり方について検討を行った。

#### ② 有識者からの意見聴取等

予防事業部が設置している各種委員会（調査研究評価委員会等）、外部有識者、地方公共団体、患者団体等へのヒアリング及びアンケート調査を行うとともに、今日的な課題や先進的な取組を実施している団体等にヒアリングを行い、今後の予防事業のあり方の検討の参考とした。

#### ③ 検討方法

検討にあたっては、事業別ワーキンググループにおいて現状の課題整理を行うとともに、各事業の共通課題、重点課題について課題別ワーキンググループで事業横断的に課題毎に検討し、事業別の課題と対応策、課題別の実施案を踏まえ、今後の予防事業のあり方を検討した。

#### ④ 検討結果

##### ア. 今後の予防事業展開の基本戦略

各事業から洗い出された現状の課題の中から各事業に共通する課題を抽出し、効果的な事業展開を阻む要因として4つの重点課題を整理した。その上で、今後の予防事業展開の基本戦略をまとめた。

##### イ. 今後の予防事業のあり方

###### (ア) 事業の選択と集中の促進

限られた資源で予防事業の目的を効果的、効率的に達成するため、事業ターゲットを小児期、高齢期の2次予防、3次予防に重点化するとともに、より必要性の高い事業に集中化するなど、事業の選択と集中の一層の促進を図る。

###### (イ) 事業のイノベーション化

自由度が低く地域性等が反映しづらい画一的なメニューから、事業目的を達成するための企画・実施の自由度や地方公共団体の裁量権の拡大により、事業効果を高めながらアプローチを工夫することでより低コストによる新しい価値を創出する。

###### (ウ) 事業実施基盤の強化・拡充

地方公共団体が主体的、能動的に取り組むための事業メニューの提供、専門スタッフの養成・支援の強化、NPO・NGOを活用した地域住民のニーズに沿った細やかなサービスの提供、医療機関、行政、患者のネットワークづくりを促進するなど地域の自主性、自立性の向上を図る。

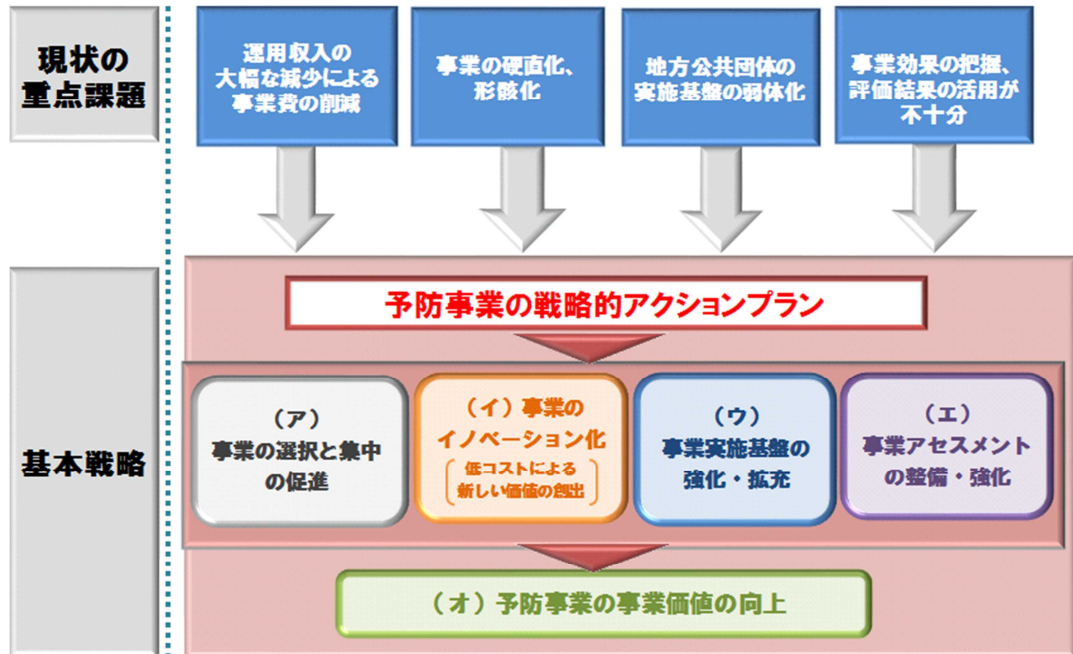
###### (エ) 事業アセスメントの整備・強化

事務・事業評価を施策、政策へ確実に反映するため、各事業で行っている検討を予防事業として総合的な検討とすることで各事業の有機的な連携を促進する。



(オ) 予防事業の事業価値の向上

事業効果をより強化、拡大するために、情報発信力の強化、今日的な大気汚染問題への対応、予防事業の知見・ノウハウを活用した展開、収益展開による予防事業ブランドの向上等により予防事業の事業価値の向上に取り組む。



自己点検結果

(1) 運用収入の安定的な確保

収入を安定的に確保することができた。今後とも安全で有利な運用に努める。

(2) 事業の重点化・効率化

- ① 地方公共団体の要望に全て対応できるようソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、助成を行うことができた。
- ② ぜん息・COPD 患者のニーズの的確な把握と事業への適切な反映を行う仕組みの検討を継続的に進めた。

(3) 今後の予防事業のあり方の検討

今後の予防事業のあり方を検討するために PT を設置し、各事業の共通課題や重点課題を整理し、今後の予防事業の基本戦略等を取りまとめた。それを第三期中期計画期間において具現化し実行していくこととしている。

## 2. ニーズの把握と事業内容の改善

### 平成 25 年度計画の概要

- ぜん息患者等の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させ事業を改善。
- ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続的に実施、専門家の評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討。
- 環境省が平成 23 年 5 月に公表した「そらプロジェクト（局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査）」の取りまとめ結果を踏まえ、引き続き、より効果的な事業を実施。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ ニーズの把握と事業への反映
- ・ ソフト 3 事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

### 平成 25 年度の業務実績

#### （1）ニーズの把握と事業への反映

##### ① 直轄事業参加者へのアンケート

知識普及事業、研修事業参加者（参加者 8,514 名）へのアンケート調査を実施し（回収率 80.2%）、各事業への満足度及び意見等を収集した。また、講演会、水泳記録会等の事業参加者に事業終了 2 ヶ月後に追跡アンケートを実施し、事業効果の継続性等の把握に努め、得られた意見等は事業への改善に反映させた。

（資料編 P21\_予防 5 平成 25 年度知識の普及事業実施状況）

（資料編 P27\_予防 6 平成 25 年度研修事業実施状況）

（資料編 P28\_予防 7 ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望）

##### ② 患者等のニーズを事業に適切に反映する仕組みの検討等

「見直しの基本方針」における「各独立行政法人について講ずべき措置」を踏まえ、公害健康被害補償制度と関わり深い患者団体及びぜん息・COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組んでいる患者団体等との連絡会を平成 26 年 3 月 13 日に開催し、今年度はより細かなニーズを把握するため小児・成人の分野別に意見交換を行った。

（資料編 P30\_予防 8 意見交換を実施した団体）

##### ③ 患者等のニーズに基づき実施した事業

患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに基づき、以下の事業を実施した。

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成 25 年度に実施した事業	事業区分
1. 専門医への相談・交流機会の確保	日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会及び日本小児アレルギー学会と連携し、市民公開講座を開催し、今年度は子どものぜん息などのアレルギー疾患について、アレルギー専門医へ個別に相談できる個別相談会を実施した。 平成 25 年 6 月 9 日（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会） 平成 25 年 10 月 20 日（日本小児アレルギー学会）	知識の普及

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成 25 年度に実施した事業	事業区分
2. 就学期のぜん息患者のサポート	<p>文部科学省、公益財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息・アレルギーフォーラムを開催。</p> <p>平成 26 年 3 月 2 日 中部地区</p>	知識の普及
3. ぜん息患者教育スタッフの養成	<p>ぜん息の患者教育等に従事する地域のコメディカルスタッフを養成するための研修を実施。</p> <p>平成 26 年 2 月 13 日～14 日 中部地区</p>	研修
	<p>ぜん息や食物アレルギーなどのアレルギーを持つ乳幼児が、生活の大半を過ごす保育所において、健康で安全な保育所生活を送るための取組みが求められていることから、厚生労働省と連携を図り、保育所に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象とした講習会を 4 カ所で開催。</p> <p>平成 25 年 9 月～12 月 千葉市他 3 ヶ所</p>	知識の普及
4. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成	<p>参加者の増加に応えるため、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が行う研修会に研修生を派遣する方法から、今年度は機構独自に研修を実施。</p> <p>平成 25 年 12 月 7 日～8 日 東京都</p>	研修
5. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供	<p>地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。また、記録会参加者を対象とした「ぜん息に関するミニ体験教室」及び「全員参加型の実技講習」を実施。</p> <p>平成 25 年 9 月 1 日 関西地区 平成 25 年 10 月 5 日 関東地区</p>	知識の普及
	<p>思春期のぜん息患者を対象とする普及啓発冊子「思春期にぜん息の君に（改訂版）」の発行。</p>	
6. 高齢者に対する事業メニューの充実化	<p>成人ぜん息・COPD を対象にした講演会（5 回）を開催 引き続き行動範囲に制約のある高齢患者が参加可能な、訪問看護ステーションや地域のケアセンター等における出張型の講演会・講習会の開催を地方公共団体に呼びかけていく。</p>	知識の普及
	<p>呼吸リハビリテーションの普及、定着を図るため、地域主体（行政機関、医療機関等）との連携を通じて、COPD 患者等が呼吸リハビリテーションに継続して参加できる地域ネットワークを構築するためのモデル事業を大阪ブロック及び岡山ブロックで実施。</p>	
	<p>COPD 患者が自ら呼吸リハビリテーションに関する正しい知識を身に付け、セルフマネジメントを支援するための「呼吸リハビリテーションマニュアル」を製作。</p>	
7. COPD に対する認知度の向上、重症化の防止	<p>COPD の認知度向上、早期発見、重症化防止を図る、11 月の「世界 COPD デー」に合わせ広く一般市民を対象とした啓発イベントを実施（新規）。</p> <p>平成 25 年 11 月 3 日 万博記念公園（吹田市）</p>	

(2) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施した。また、調査票回収後に直ちに集計結果が得られ、客観的データに基づいた事業の評価・分析が地方公共団体でも直接行うことができ、併せて事業全体の評価・分析も可能となる「集計・分析システム」を構築した。

(資料編 P31\_予防9 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編 P32\_予防10 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―)

(3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の実施

「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期の患者を対象としたより効果的な事業を継続して実施した。

- ・ 児童や養護教諭などを対象としたぜん息講演会・講習会の実施
- ・ ぜん息をもつ児童・生徒及び養護教諭を対象としたぜん息・アレルギーフォーラムの実施
- ・ 幹線道路沿いの学校等に対する大気浄化植樹事業の一層の推進

(資料編 P20\_予防4 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ(各府省・各法人における措置状況))

## 自己点検結果

(1) ニーズの把握と事業への反映

- ① 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度やニーズを的確に把握した。これらを踏まえ、該当する事業において、対象者のニーズを適切に反映した。
- ② 患者団体等との小児・成人の分野別の連絡会を実施したことにより、分野ごとの細かなニーズを把握することができた。
- ③ 「見直しの基本方針」に基づき、引き続き、ぜん息患者等の新たなニーズに応える事業の改善に努めた。

(2) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

対象 46 地方公共団体すべての協力を得、検討委員会の指導のもと、ソフト3事業のすべての事業において、事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査を継続して実施することができた。

また、客観的データに基づいた事業の集計・分析が地方公共団体でも直接行うことができ、併せて事業全体の評価・分析も可能となる「集計・分析システム」を構築することができた。本システムは、平成 26 年度から運用を開始する。

(3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の実施

「そらプロジェクト」の調査結果や患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期の患者を対象としたより効果的な事業の実施に取り組むことができた。

### 3. 調査研究

#### 平成 25 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る調査研究について、3 課題の研究を継続して実施。
- 大気環境の改善分野に係る調査研究について、1 課題の研究を継続して実施。
- 外部有識者による年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施し、その評価結果を、次年度の研究内容や事業にフィードバック。
- 研究成果は、研究発表会等で公表し、機構のホームページ上で公開。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 調査研究に係る経理の適正化、透明性の確保

#### 平成 25 年度の業務実績

##### (1) 調査研究の公募による実施

###### ① 環境保健分野に係る調査研究

ア. 「公害健康被害予防事業の根拠となる知見の確立、事業実施効果の適切な把握及びソフト3事業の充実・強化を課題とする調査研究」14 件について、評価委員による年度評価を受け、平成 24 年度に引き続き、継続して実施した。

イ. 平成 26 年度から開始する調査研究の課題について、評価委員の意見等を踏まえ公募課題の検討を行い、平成 26 年 4 月から公募を開始する予定である。

(資料編 P36\_予防 11 平成 25 年度環境保健分野に係る調査研究概要)

###### ② 大気環境の改善分野に係る調査研究

ア. 「局地的な大気汚染の改善に係る施策の計画・評価に関する調査研究」2 件及び「局地的な大気汚染地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の削減効果若しくは対策効果の把握に係る調査研究」1 件について、評価委員による年度評価を受け、平成 24 年度に引き続き、継続して実施した。

イ. 平成 26 年度から開始する調査研究の課題について、評価委員の意見等を踏まえ公募課題の検討を行い、平成 26 年 4 月から公募を開始する予定である。

(資料編 P39\_予防 12 平成 25 年度環境改善分野に係る調査研究概要)

##### (2) 調査研究の評価、研究成果の公表等

###### ① 環境保健分野に係る調査研究

ア. 「公害健康被害予防事業助成対象地域における気管支ぜん息等の有症率とその動向把握を課題とする調査研究」3 件(平成 23 年度に採択した 2 か年計画)について、平成 25 年 6 月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を受けた。

イ. 平成 24 年度からの継続課題の調査研究 14 件(2 か年計画)については、平成 26 年 5 月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を行う予定である。

(資料編 P40\_予防 13 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)

② 環境改善分野に係る調査研究

ア. 平成 24 年度の調査研究について、平成 25 年 5 月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価及び年度評価を行い、年度評価結果については、平成 25 年度の調査研究内容に反映した。

イ. 平成 23 年度に採択した調査研究 1 件（3 か年計画）及び平成 24 年度に採択した 2 件（2 か年計画）について、平成 26 年 3 月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を受けた。

（資料編 P40\_予防 13 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について）



環境保健調査研究成果発表会



環境改善調査研究成果発表会

③ 研究成果の公表等

ア. 環境保健・環境改善分野とも、平成 24 年度の調査研究成果を機構ホームページで公表するとともに調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。また、これまでの研究成果をマニュアル等に取りまとめ、事業等への一層の活用を図っている。

●調査研究の成果を受け発行するマニュアル等

分野区分	マニュアル等	発行等の時期
環境保健分野	公害健康被害予防事業従事者向け 「eラーニング学習システム」コンテンツ	平成 25 年 6 月運用開始
	呼吸リハビリテーションマニュアル	平成 26 年 7 月予定
環境改善分野	大気浄化植樹マニュアル（改訂版）	平成 26 年 11 月予定

イ. 研究成果については、内外での学会や論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献を果たしている。

分野区分	研究件数	学会発表数	論文発表数
環境保健分野	14 件	297 件	364 件
環境改善分野	3 件	8 件	0 件

(3) 経理の適正化、透明性の確保

平成 25 年 6 月に、調査研究における不適正経理に係る調査研究課題公募の応募資格制限に関する規定を整備するとともに、委託先の会計担当者等を対象とした会計説明会を開催し、周知を図った。

また、全ての委託先に対して現地指導調査を実施し、受託機関における購入物品の検収について周知を行ったほか、支出証拠書類、帳簿及び納入物品の確認等を行うとともに、会計・事務手続についての情報共有を図り、委託費の適正執行の周知徹底を図った。

**自己点検結果**

(1) 調査研究の公募による実施

環境保健分野及び大気環境の改善分野の調査研究について、公募により採択した研究を、継続して実施した。

なお、平成 26 年度から開始する新たな調査研究課題についても、評価委員の意見等を踏まえ、公募を実施する予定（平成 26 年 4 月）である。

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表等

調査研究については、評価委員による年度評価及び事後評価を行い、評価結果を研究者等へフィードバックすることができた。今後もより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。

また、調査研究の成果については、機構のホームページで公表するとともに、成果集を作成して地方公共団体等に配布することにより、事業への活用等を図ることができた。

(3) 経理の適正化、透明性の確保

調査研究費の経理については、所要の規定の整備や現地指導調査等によって適正化等を進めることができた。引き続き、経理の適正化と透明性の確保に取り組む。



#### 4. 知識の普及及び情報提供の実施

##### 平成 25 年度計画の概要

- パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施。
- 参加者、利用者に対するアンケート調査を実施し、回答者の 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。
- ホームページ等を活用し、各事業による最新の知見や情報を幅広く積極的に提供。

##### 平成 25 年度の重点事項

- ・ ニーズに沿った知識普及事業の実施
- ・ ホームページを活用した情報提供の効果的な実施

##### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

##### ① 講演会・講習会の開催

地方公共団体からの開催要望を踏まえ、地方公共団体との共催により、地域の患者等を対象とした講演会を 12 回開催し、1,480 名の参加を得た。

また、各地域の保健師、栄養士、保育士、養護教諭及び医師会医師等を対象とした講習会を 22 回開催し、2,764 名の参加を得た。そのうちの 10 回についてはニーズを踏まえた出張型の講習会として地域の小学校等に出向いて実施した。

##### ② 市民公開講座の開催

ぜん息等の患者やその家族をはじめとした地域住民に対し、専門医への相談、交流機会を提供するため、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会及び日本小児アレルギー学会との共催による市民公開講座を平成 25 年 6 月と 10 月に開催し、434 名の参加を得た。また、子どものぜん息などのアレルギー疾患について、アレルギー専門医へ個別に相談できる個別相談会を併せて開催した。



市民公開講座

(日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会等との共催事業)

##### ③ 「ぜん息・アレルギーフォーラム」の開催

文部科学省及び公益財団法人日本学校保健会と連携し、就学期のぜん息患者のサポートを図るため、ぜん息等をもつ生徒とその家族及び養護教諭等の教育関係者等が一堂に会し、ぜん息などのアレルギー疾患に関する正しい知識を共有し家庭や学校における留意点等について考える機会を提供する「ぜん息・アレルギーフォーラム」を平成 26 年 3 月に中部地区において開催した。



④ 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催

厚生労働省と連携し、保育所に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象に子どものぜん息や食物アレルギーなどのアレルギーに関する正しい知識の普及を図るとともに、「保育所におけるアレルギーガイドライン」の現場での更なる活用を促進し、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的とした講習会を千葉市他3ヶ所で開催し、897名の参加を得た。

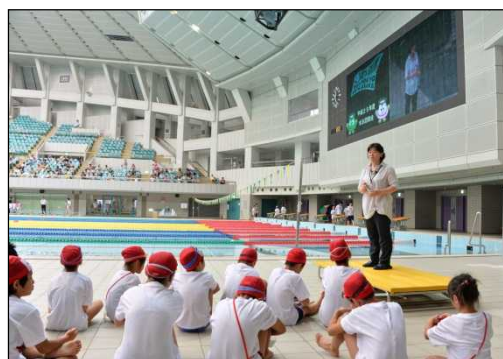
⑤ ぜん息児水泳記録会の開催

地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、健康の回復を図るうえで大切な自己管理の啓発・継続を図ることを目的とした水泳記録会を関西地区（大阪プール）及び関東地区（東京辰巳国際水泳場）で開催し、294名の参加を得た。



ぜん息児水泳記録会

また、ぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用した吸入手技指導を交えたミニ体験教室及び全員参加型のピークフローメータの使用実技指導も併せて実施した。



ピークフローメータの使用実技指導

⑥ ぜん息・COPD 電話相談の実施

ぜん息・COPD 患者等からの相談に応えるぜん息・COPD 電話相談室を通年で設置し、常勤相談員（看護師）及び非常勤相談員（医師：日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医）を配置して1,155件の相談に対応した。なお、環境省が行った「PM2.5に関する総合的な取組」の一環として、環境省及び外務省と連携し、大気汚染の著しい中国の在留邦人の方々に対して、この電話相談室を広報した。

事業分類	対象	開催数 実施/計画	参加者数	アンケート 回答率	上位2段階 の評価
講演会	地域のぜん息・COPD患者とその家族等	12回 (14回)	1,480人 (1,289人)	70.1% (67.5%)	92.6% (93.2%)
講習会	保健師、保育士、養護教諭等	22回 (18回)	2,764人 (1,656人)	80.5% (89.9%)	96.9% (96.6%)
市民公開講座	ぜん息患者やその家族、地域住民、保健師、看護婦等	2回 (2回)	434人 (472人)	53.5% (52.3%)	91.8% (90.7%)
ぜん息・アレルギーフォーラム	ぜん息をもつ児童・生徒とその家族、学校教育関係者等	1回 (2回)	72人 (393人)	65.3% (57.3%)	91.5% (97.8)
保育所等における普及啓発講習会	保育士、栄養士、看護師等	4回 (4回)	897人 (1,024人)	86.7% (85.5%)	98.7% (97.7%)

事業分類	対象	開催数 実施/計画	参加者数	アンケート 回答率	上位2段階 の評価
水泳記録会	ぜん息を持つ児童・生徒	2回 (1回)	294人 (159人)	85.7% (87.4%)	89.3% (89.9%)
ぜん息・COPD 電話 相談	ぜん息・COPD 患者とそ の家族等	12ヶ月 (12ヶ月)	1,155件 (942件)	94.0% (52.4%)	94.6% (98.2%)

※ ( ) 書きは前年度実績

## (2) その他普及啓発行事等

### ① NPO 法人等の知見を活用した情報発信事業

「COPD 患者等の QOL 向上のための呼吸リハビリテーションの普及及び地域ネットワークの構築事業」を大阪ブロックと岡山ブロックで実施した。また、講演会及び研修事業において、本件に取り組んでいる NPO 法人等の担当者を講師として、取組事例の紹介等の講演・講義を実施した。

### ② COPD 啓発行事の開催（新規）

COPD の認知度の向上、早期発見、重症化防止を図るため広く一般市民を対象に、専門医によるセミナー、肺機能測定、理学療法士による呼吸介助や運動療法などの指導等を取り入れた啓発行事を11月の「世界 COPD デー」に合わせ、万博記念公園（吹田市）において開催し、1,378名の参加者を得た。



一般市民を対象とした肺機能測定

## (3) 大気環境改善に係る知識の普及

地方公共団体の要望を踏まえ、地域の大気環境の改善に係る知識の普及及び大気環境にやさしい行動の促進を図ることを目的に、地域住民や事業者を対象とする講義・事例紹介等を行う講演会を12回開催した。

また、実車教習を中心としたセミナー型のエコドライブ講習会を12回開催した。

事業分類	対象	開催数 実施/計画	参加者数	アンケート 回答率	上位2段階 の評価
講演会	地域住民、事業者等	12回 (16回)	863人 (1,946人)	80.6% (73.1%)	87.5% (84.1%)
講習会※	地域住民、事業者等	12回 (9回)	77人 (53人)	97.4% (92.5)	100% (95.9%)

※この講習会は、実車等を利用した実技講習を伴うもので、1回の参加定員が小規模である。

※ ( ) 書きは前年度実績

(資料編 P21\_予防5 平成25年度知識の普及事業実施状況)

(4) 啓発資料、患者教育用ツールの作成等

① 啓発資料等の提供

教育用ツール、啓発資料として機構が作成したパンフレット等を、医療機関、地方公共団体（保健所、学校を含む。）、事業者、患者個人等からの要望に応じて約 62.4 万部提供した。

提供先	提供部数	活用の目的
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	238,467 部	ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料
医療機関	216,572 部	受診患者への患者教育・指導等
個人等	168,954 部	患者の自己管理用等
計	623,993 部	(環境保健分野 606,883 部、環境改善分野 17,110 部)

② 啓発資料等の作成

ア. ぜん息児が自ら病態や治療等に関する正しい知識を獲得し、自己管理意識を向上させることを支援する学習教材を製作した。また、「ぜん息予防のための食物アレルギーハンドブック 2014 年改訂版」について、読者や関係機関等による要望を踏まえ見直しを進めた。

イ. ぜん息等の最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」(春・秋/年2回発行)及び新規作成冊子については、引き続き Web 版コンテンツも併せて製作し、読者層の拡大を図った。Web 版コンテンツについては、Web の特性を活かし、動画・音声の活用など閲覧者の利便性や興味・関心を高める工夫を行い、情報提供した。

●新規作成冊子

	冊子名	発行部数(発行時期)
1	ぜん息学習帳「めざせ発作ゼロ」作戦	10,000 部(平成 25 年 9 月)
2	「すこやかライフ 42 号」	50,000 部(平成 25 年 9 月)
3	「すこやかライフ 43 号」	50,000 部(平成 26 年 3 月)
4	呼吸リハビリテーションマニュアル(全 7 種)	各 20,000 部(平成 26 年 7 月) 予定



ぜんそく学習帳「めざせ発作ゼロ」作戦



すこやかライフ

●改訂版作成冊子

	冊子名	発行部数（発行時期）
1	「思春期にぜん息の君に 2013年改訂版」	8,000部（平成25年7月）
2	「ぜん息予防のための食物アレルギーハンドブック 2014年改訂版」	30,000部（平成26年7月予定）

(5) ホームページによる情報提供

ぜん息や COPD の予防や治療等に関する情報の提供を目的とした「大気環境・ぜん息などの情報館」に、新たに作成した冊子の Web 版コンテンツを掲載し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。（平成25年度「大気環境・ぜん息などの情報館」総アクセス件数：14,069,572件）

●新規作成冊子の WEB コンテンツ展開

	冊子名	HP 掲載日
1	ぜん息学習帳「めざせ発作ゼロ」作戦	平成25年9月
2	「すこやかライフ 42号」	平成25年10月
3	「すこやかライフ 43号」	平成26年5月予定



ぜんそく学習帳「めざせ発作ゼロ」作戦



すこやかライフ



また、地方公共団体が実施するソフト3事業に従事する保健師、看護師等で研修に参加できなかった方や研修参加終了後のフォローアップとして「eラーニング学習システム」の運用を開始し、237名の受講があり、最新のガイドラインに基づいた知識を提供した。



eラーニング「基礎編」



eラーニング「患者教育編」

### 自己点検結果

#### (1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

講演会・講習会等の開催、啓発資料の作成・提供及びぜん息・COPD 電話相談室の設置を通じ、ぜん息・COPD の予防・管理に関する適正な知識の普及、患者の自己管理支援に貢献することができた。

また、実施した全ての事業について、各事業参加者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。

#### (2) その他の普及啓発行事等

専門医によるセミナー、肺機能測定等のCOPD 啓発イベント等の実施を通じ、COPD の認知度及び早期診断の向上に努めることができた。

また、下記の事業の実施を通じ、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えることができた。

(再掲)

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成25年度に実施した事業
専門医への相談・交流 機会の確保	日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会及び日本小児アレルギー学会と連携し、市民公開講座を開催。また、子どものぜん息などのアレルギー疾患について、アレルギー専門医へ個別に相談できる個別相談会を併せて実施 平成25年6月9日(日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会) 平成25年10月20日(日本小児アレルギー学会)
就学期のぜん息患者 のサポート	文部科学省、公益財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息・アレルギーフォーラムを開催 平成26年3月2日 中部地区

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成 25 年度に実施した事業
ぜん息患者教育スタッフの養成	<p>ぜん息や食物アレルギーなどのアレルギーを持つ乳幼児が、生活の大半を過ごす保育所において、健康で安全な保育所生活を送るための取組みが求められていることから、厚生労働省と連携を図り、保育所に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象とした「保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」を開催</p> <p>平成 25 年 9 月～12 月 千葉県他 3 ヶ所</p>
思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供	<p>地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。また、記録会参加者を対象とした「ぜん息に関するミニ体験教室」及び「全員参加型の実技講習」を実施</p> <p>平成 25 年 9 月 1 日 関西地区 平成 25 年 10 月 5 日 関東地区</p> <p>思春期のぜん息患者を対象とする普及啓発冊子「思春期にぜん息の君に（改訂版）」の発行</p>
<p>高齢患者に対する事業メニューの充実化</p> <p>COPD に対する認知度の向上、重症化の防止</p>	<p>成人ぜん息・COPD を対象にした講演会（5 回）の開催</p> <p>呼吸リハビリテーションの普及、定着を図るため、地域主体（行政機関、医療機関等）との連携を通じて、COPD 患者等が呼吸リハビリテーションに継続して参加できる地域ネットワークを構築するためのモデル事業を大阪ブロック及び岡山ブロックで実施</p> <p>COPD 患者が自ら呼吸リハビリテーションに関する正しい知識を身に付け、セルフマネジメントを支援するための「呼吸リハビリテーションマニュアル」を製作</p> <p>COPD の認知度向上、早期発見、重症化防止を図るため、11 月の「世界 COPD デー」に合わせ広く一般市民を対象とした啓発イベントを実施（新規）</p> <p>平成 25 年 11 月 3 日 万博記念公園（吹田市）</p>

（3）大気環境改善に係る知識の普及

講演会・講習会については、地方公共団体のニーズを踏まえ、事業者向け、地域住民向けという対象別の講演会や、実車等の体験を伴う講習会等、各地域のニーズに応じたメニューを用意することにより、地方公共団体や地域の個別のニーズにより即した取組を進めることで適正な知識を普及することができた。

（4）啓発資料、患者教育用ツールの作成等

ぜん息等の発症予防・健康回復に資する最新の知見に基づいた啓発冊子の新規作成、改訂及び増刷を行い、啓発資料等に対する要望に応えた。

（5）ホームページによる情報提供

ホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供することができた。

## 5. 研修の実施

### 平成 25 年度計画の概要

- 地方公共団体が行う公害健康被害予防事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施。
- 受講者に対するアンケート調査を実施し研修ニーズを把握するとともに、回答者の 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・受講者のニーズ、専門家の意見及び患者等のニーズを踏まえた研修の充実

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修

##### ① 環境保健分野

ア. 地方公共団体が実施するソフト 3 事業(助成対象地方公共団体数:46)の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に各研修を実施した。なお、実施にあつては、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、ソフト 3 事業の事例紹介や実技の講義を取り入れるなど、継続的にカリキュラムの見直しを行った。

イ. 保健指導研修(小児)と保健指導研修(成人)については、カリキュラムの充実・強化を図るため、一つの研修に統合して実施した。また、機能訓練研修についても、別々に実施していたキャンプと水泳について、両方の連携の強化を図るため一つのコースに統合して実施するとともに、専門医療機関が主体となって実施するぜん息キャンプに地方公共団体の職員等がスタッフとして参加する、ぜん息キャンプ体験型の研修を実施した。

ウ. 予防事業従事者の研修の受講機会の拡大を図るため、年度の初めに研修計画や各研修のカリキュラム内容を地方公共団体へ案内し、年間を通じて計画的に受講できるよう周知を行うとともに、各研修 2 ヶ月前には再度案内を行い、追加要望に関する周知を行った。

エ. 各研修コースとも、有効回答者のうち 90%以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

オ. 研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を修得する機会としての利用を提供するとともに、既受講者の復習を促進するため、新たに環境保健調査研究で開発した e ラーニング学習システム(理解度が確認できるテストを含む。)の運用を開始し、237 名の受講者を得た。

(資料編 P28\_予防 7 ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望)

② 環境改善分野

ア. 助成対象地方公共団体において環境改善事業に従事する者を対象とする環境改善研修を実施した。実施に当たっては、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ及び最新の大気環境改善分野に関する国等の動向や知見等を踏まえ、大気汚染の健康影響に関する疫学やPM2.5に関する最新の知見等を取り入れたカリキュラム、大気浄化植樹事業に関する一層の理解促進を目的としたカリキュラムを構成して実施した。

イ. 有効回答者のうち 90%以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

研修コース	平成 25 年度				平成 24 年度
	実施時期	受講者数	アンケート回答率	上位 2 段階の評価	受講者数
初任者研修 (小児・成人)	H25. 5. 30-31	54 人	87.0%	100%	51 人
機能訓練研修 (キャンプ(体験型を含む)・水泳)	H25. 6. 19-21	66 人	68.2%	97.8%	(キャンプ) 27 人 (水泳) 30 人 (体験型) 17 人
保健指導研修 (小児・成人)	H25. 9. 4-6	89 人	78.7%	97.1%	(小児) 35 人 (成人) 30 人
予防事業 フォローアップ研修	H25. 11. 7-8	27 人	70.4%	94.7%	45 人
環境改善研修	H26. 1. 23-24	80 人	91.3%	93.2%	68 人

※ 初任者研修及び機能訓練研修においては、約 8 割が初めての受講者である。

※ 機能訓練研修及び保健指導研修は、カリキュラムの充実等の観点から、平成 25 年度に研修コースを統合した。

(2) 公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師、保健師、理学療法士等の  
コメディカルスタッフを対象とする研修

① 呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修

ア. 受講者の増加に因應するため、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が行う研修会に研修生を派遣する実施方法から、平成 25 年度は機構独自に呼吸リハビリテーションを行う指導員の育成に資する研修を企画し、関東地区において実施した。今後も引き続き、予防事業対象地域をブロック毎に分け実施していく。

イ. 有効回答者の 100%の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

② ぜん息患者教育スタッフ養成研修

ア. ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を修得する機会を提供し、地域における患者指導の充実化に資する研修を、中部地区で実施した。今後も引き続き、予防事業対象地域をブロック毎に分け実施していく。

イ. 有効回答者の 100%の受講者から上位 2 段階の評価を得た。





呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修



ぜん息患者教育スタッフ養成研修

研修コース	平成 25 年度				平成 24 年度
	実施時期	受講者数	アンケート回答率	上位 2 段階の評価	受講者数
呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修	H25. 12. 7-8	68 人	77. 9%	100%	35 人
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	H26. 2. 13-14	87 人	97. 7%	100%	(関西) 71 人 (関東) 52 人

(資料編 P27\_予防 6 平成 25 年度研修事業実施状況)

### 自己点検結果

- ・ 年度初めに年間の研修スケジュールを示して、一括して研修受講の受付を始め、各研修の実施の一定期間前に、再度、研修の募集案内を再周知する等により、受講者が拡大した。
- ・ 実施したすべての研修において、アンケート有効回答者の 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価が得られた。なお、受講者へのアンケート等を通じて得られた意見・要望等は、今後の事業に適切に反映していくこととしている。
- ・ 研修の実施により、予防事業の質の向上や各地方公共団体で実施する事業内容の均一化が図られている。さらには、地方公共団体が実施する講演会等において実技指導が取り入れるなど、事業の充実に活用されている。
- ・ 平成 26 年 3 月に研修検討会を開催するとともに、次年度研修計画を速やかに策定し、地方公共団体等の研修対象者が、各研修の目的・内容を把握し、計画的に参加できるよう取り組む。

## 6. 助成事業

### 平成 25 年度計画の概要

- 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化。
- 事業内容については、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。
- ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査を継続的に実施。専門家の評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討。
- 関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業への重点化

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 環境保健分野の助成

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト 3 事業を優先的に採択し、健康相談事業 54 (52) 百万円、健康診査事業 153 (146) 百万円、機能訓練事業 220 (235) 百万円、ソフト 3 事業計 427 (433) 百万円) の助成を行った。

※ ( ) は前年度実績

(単位：人)

事業名等		平成 24 年度	平成 25 年度
健康相談事業	相談参加人数	11,171	14,261
健康診査事業	指導対象リスク児数	173,115	187,748
機能訓練事業	事業参加延べ人数	35,566	29,853
合 計		219,852	231,862

#### (2) 環境改善分野の助成

大気浄化植樹(助成)事業について、8 百万円 (20 百万円) の助成を行った。

※ ( ) は前年度実績

#### (3) 助成事業に関する情報提供等

指導調査 (10~12 月)、実務者連絡会議 (12 月 17・20 日)、ヒアリング (1~2 月) 等の場を通じ、次の助成事業の重点的推進事項について働きかけたほか、情報提供や意見交換を積極的に行った。

- ・ 発症予防、増悪予防につながる自己管理支援
- ・ ソフト 3 事業事例集において紹介した特徴的な取組や先進事例の展開

(資料編 P19\_予防 3 平成 25 年度ソフト 3 事業等実施状況)

#### 自己点検結果

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化した助成を行うことができた。引き続き、助成対象地方公共団体と連携を密にして、地域住民が参加しやすく、ぜん息等の発症予防及び健康回復に対応した、より効果的な事業の実施に努めていくこととしている。
- ・ 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等によって、患者の自己管理の支援やソフト3事業の先進事例の展開などの重点的推進事項を推進することができた。

## <地球環境基金業務>

### 1. 助成事業に係る事項

#### 平成 25 年度計画の概要

- 助成継続年数は 3 年間を限度とし、特段の事情がある場合でも 5 年を超えないこととする。
- 地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成対象は、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、海外の助成対象地域については、アジア太平洋地域を中心とする地域に重点化。
- 助成金の支給に当たり、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間は 4 週間以内。
- 第三者による委員会等により、助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査し、結果を公表。
- 助成した事業の成果について、事後（終了年次）評価を実施。
- 平成 24 年度事後（終了年次）評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映。
- 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、平成 20 年度の水準（それぞれ 4 月 15 日、7 月 2 日）を維持。
- 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 地球環境基金事業の見直し
- ・ 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上
- ・ 助成事業に関する周知・広報の強化

#### 平成 25 年度の業務実績

##### (1) 助成先の決定及び固定化の回避

地球環境基金運営委員会（4 月 9 日）の審議を経て、助成案件を内定（4 月 12 日）、交付決定（7 月 1 日）し、189 件の助成を行った。なお、3 年を超える継続採択案件は無かった。

- ① 助成対象の裾野を広げるため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に入門助成として 35 件の助成を行った。
- ② 東日本大震災・原発事故に関連する環境保全活動について、特別助成として 11 件の助成を行った。

<平成 25 年度地球環境基金助成金実施状況>

(単位：件、百万円)

年度	一般助成		入門助成		特別助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 24 年度	128	418	38	83	23	99	189	600
平成 25 年度	142	476	35	65	12	37	189	578

(資料編 P44\_地球 1 地球環境基金助成金の推移)

(2) 助成事業の重点化等

- ① 平成 25 年度助成について、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して策定された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行った結果、189 件（国内案件：149 件、海外案件：40 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は 155 件（82.0%）となった。

(資料編 P45\_地球 2 平成 25 年度助成金分野別件数内訳)

- ② また、海外の助成活動 40 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 39 件（97.5%）となった。
- ③ 平成 26 年度助成について、助成専門委員会において国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項を決定した。

(資料編 P47\_地球 3 平成 26 年度地球環境基金助成金交付要望に当たっての重点配慮事項)

(3) 地球環境基金事業の見直し（振興事業に係る事項も含む）

- ① 今後の地球環境基金あり方検討の開始

地球環境基金では、創設 20 周年を迎えたことを契機に、これまで環境 NGO・NPO や有識者等からの意見を踏まえ、今後の地球環境基金事業の 20 年先を見据え、事業を見直すための「地球環境基金事業あり方を検討プロジェクト・チーム（以下「PT」という。）」を機構内に設置し検討を行った。

【主な意見・要望】

- ・ 環境 NGO・NPO に則した助成メニューの新設
- ・ プロジェクトに係る直接経費としての人件費
- ・ 活動に関する成果・効果を把握するための評価事業 など

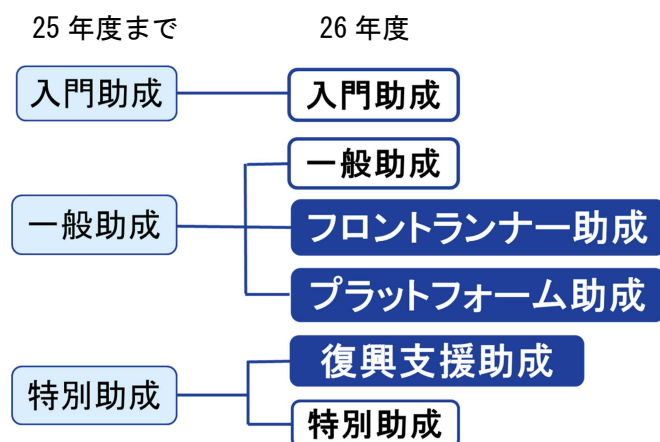
(資料編 P49\_地球 4 地球環境基金あり方検討プロジェクトチーム 検討の経過)

- ② 今後の地球環境基金あり方検討の取りまとめ

今後の地球環境基金が目指すべき像として新たにビジョン・ミッションを定めるとともに、次の 4 つの見直し項目を取りまとめ、地球環境基金運営委員会、助成専門委員会、評価専門委員会の各委員へ説明・報告するとともに、東京・大阪地域において、助成団体や他の NPO 等から意見を求めるための報告会を開催した。

○ 助成事業の目的の明確化・多様化

これまで、地球環境基金が助成する目的が明確でなかった点を踏まえ、制定したビジョン・ミッションの実現を目指す内容へと変更する必要があったこと、地球環境基金が用意する助成メニューを目的別に用意することで、より活動の成果・効果が把握できると考えたことなどから、助成メニューの細分化を図ることとした。

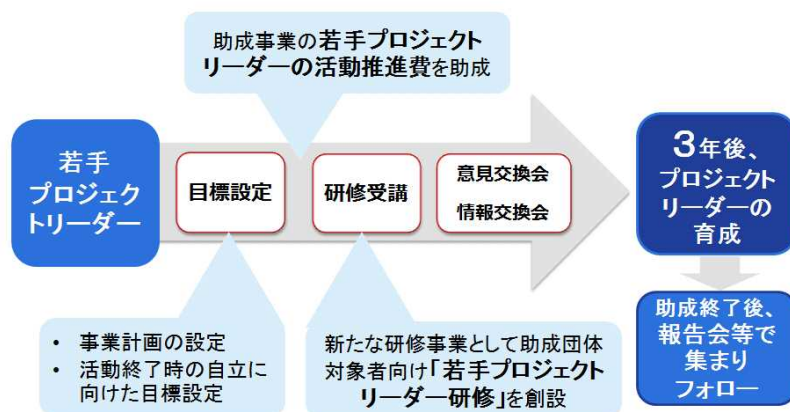


■新たな助成メニューの概要

フロントランナー助成	日本国内において、環境 NGO・NPO が中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を作るための支援制度
プラットフォーム助成	日本の環境 NGO・NPO が横断的に協働・連携し国際会議等で意見表明等大きな役割を果たすための連携支援制度
復興支援助成	東日本大震災に関する復興支援として、団体の活動支援と基盤整備をセットにした支援制度

○ 人材育成の視点から助成事業・研修事業の見直し

環境活動を行う世代が高齢化している現状を鑑み、次世代を育成する必要が急務であることから、地球環境基金の強みを生かし、助成事業（活動）と振興事業（研修）を有機的に組み合わせることで人材の育成を包括的に支援することとした。

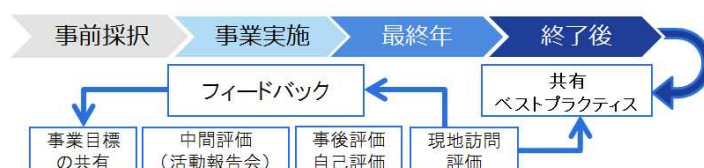


○ 評価制度の見直し

従前の評価制度は、終了年次評価専門委員が現地視察へ赴き評価をする事後評価のみであったことから、PT において評価制度全体について見直しを検討した結果、活動の全体を把握するため、事前の目標共有や中間評価など、より詳細な評価を行うとともに、評価結果の共有化について、NGO・NPO が目指す活動の見本となるような評価視点を加えた、新たな評価制度を導入することとした。

● 評価制度の見直し

従来の事後評価だけでなく、プロジェクト開始時・中間評価・フォローアップまでの包括的な評価サイクルをつくる。



● 表彰制度の実施

優れた活動を行う助成団体を表彰するしくみを確立

○ 各主体（民間団体・企業・行政）との連携促進

EPO 連携	助成プロジェクトの自己評価会議への EPO スタッフ追加を検討など
ドナー連携	NGO・NPO の支援を行う他の団体（ドナー）との意見交換会の開催
NGO×企業連携	各地で開催する助成金説明会後に地域企業との情報交流を検討
ステークホルダー連携	ネットワーク研修の実施（研修講座（自治体職員、企業担当者向け））

③ 第三期中期計画及び平成 26 年度募集案内等への反映

本検討結果については、第三期中期計画、平成 26 年度募集案内等に反映した。

④ 助成専門委員会の開催

平成 25 年 11 月 8 日に助成専門委員会を開催し、本検討結果（主に助成メニューの多様化、NGO・NPO の人材育成の観点からプロジェクトリーダー活動推進費など）を盛り込んだ平成 26 年度地球環境基金助成金募集案内を決定した。

⑤ 評価専門委員会の開催

PT 検討報告を踏まえて、平成 25 年 11 月 5 日及び平成 26 年 3 月 24 日に評価専門委員会を開催し、「今後の助成事業の評価」について検討を行い、一部は 26 年度より実施することとした。

(4) 助成事業の周知広報

① 地球環境基金助成金に係る周知広報

平成 26 年度地球環境基金助成金募集に際して、地球環境基金の周知を図るため、全国約 4,200 件の環境 NGO・NPO にメール案内を送信したほか、次の広報を行った。

ア. 募集案内を作成し、直近3年間に助成を受けた団体、中間支援組織（環境パートナーシップオフィス等）、行政（環境省等関係省庁及び地方環境事務所、都道府県、政令指定都市環境部局）、関係機関（全国の環境カウンセラー協会、国際交流協会、温暖化防止センター、全国の社会福祉協議会（66箇所））、報道機関（新聞社（全国紙・地方紙）、地方放送局（500箇所））に送付した。

イ. また、募集内容を簡潔にまとめたリーフレットを作成し、上記機関・組織等に加え、大学（環境・国際部門）（220箇所）にも送付した（延べ2,824箇所）。

さらに、大手検索サイトYahooJAPANとGoogleでWEB上での広報展開（リスティング広告）を1月1日～2月12日（43日間）の期間に実施した。


ウ. 広報誌、新聞、雑誌等での周知広報（3.（1）参照）



## ② 平成26年度助成金説明会の開催

地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境NGO・NPOの数が多い地域（渋谷区・大阪市）、これまで一度も説明会を実施していない地域や東日本大震災被災地域（7ヶ所：鹿児島市、高松市、名古屋市、さいたま市、秋田市、盛岡市、郡山市）を中心に各地で助成金説明会（計15ヶ所）を開催し、新規助成メニューなどの改正点を中心に地球環境基金事業及び募集案内等について説明した。

### <助成金説明会開催状況>

開催方法	開催場所及び開催日
地球環境基金主催 11ヶ所 (環境パートナーシップオフィス等と連携)	高松市 (H25 12/19)、さいたま市 (H26 1/8)、 渋谷区 (1/9)、大阪市 (1/20)、秋田市 (1/15)、 盛岡市 (1/16)、名古屋市 (1/17)、広島市 (1/18)、 札幌市 (1/21)、郡山市 (1/22)、鹿児島市 (1/29)   渋谷区での助成金説明会 (参加者数 87名)
他の助成金運営団体と共同実施 4ヶ所	名古屋市 (H25 10/19)、新宿区 (10/27)、大阪市 (11/23)、 鳥栖市 (12/1)



## (5) 助成事業に関する評価の実施

### ① 助成団体による自己評価

助成団体に対して毎年度活動終了時に、活動の成果と課題に係る「自己評価シート」の提出を求め、その内容について評価専門委員等から助言等を通じ、次年度以降の活動計画の参考にしている。

### ② 平成 25 年度の事後（終了年次）評価として、評価専門委員会（8 月 2 日）において活動形態が調査研究である 8 団体全ての活動について、平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月までの間に現地評価を実施した。

### ③ 活動報告会の開催

助成活動 2 年目の 40 団体が助成活動の進捗状況を発表し、評価専門委員等からより効果的な活動となるようアドバイスを受け、次年度以降の活動の参考とするとともに、企業 CSR 担当者や行政が参加して協働・連携の場となることを目的とした報告会を開催した。

- 開催日：11 月 30 日（土）
- 開催地：東京国際フォーラム
- 参加者数：144 名



### ④ 評価専門委員によって、平成 24 年度に一般助成 3 年目となる活動で循環型社会形成などの分野（8 件）を中心に 5 件の活動を選定し、事後（終了年次）評価を実施した評価結果を、平成 25 年 8 月 2 日に開催した評価専門委員会で評価結果を取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともに、その結果の概要を機構ホームページで公表（9 月 6 日）した。

#### <平成 24 年度事後評価結果>

	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価
件数	1	3	1	0	0

- ・ 評点 A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 C ⇒普通の水準・状況・結果である。
- ・ 評点 D ⇒やや不満足な水準・状況・結果である。
- ・ 評点 E ⇒極めて不十分な水準・状況・結果である。

(資料編 P53\_地球 5 平成 24 年度事後評価結果、平成 25 年度事後評価実施状況)

- ⑤ 平成 24 年度事後（終了年次）評価の結果を踏まえ、助成専門委員会に対し、平成 26 年度助成金交付要望に当たっての提言を取りまとめ、機構ホームページで公表した。

＜助成専門委員会への提言＞

- ステークホルダーとの連携の必要性  
実践活動においては、行政や企業、地域住民、教育機関など関係ステークホルダーとの効果的な連携を図ることが必要である。
- 客観的視点の重要性  
実践活動においては、その活動の客観的な評価が重要。  
一例として、参加者などに対するアンケート調査及び分析を行い、そこから得られた成果や課題等について活動実績と比較・検証をし、客観的な視点の評価を行うことが、今後の活動へ活かすためにも大変重要である。

- ⑥ 平成 21 年度から 23 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施した。

37 団体中、回答のあった 33 件の調査結果は、以下のとおりであり、助成活動の実施による波及効果や組織運営面での効果があったことが伺える。

回答項目		件数	割合
1)	活動の継続状況 うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施	30 (18)	90.9% (54.5%)
2)	他団体等とのネットワークが構築された	23	69.7%
3)	団体内の人材育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した	19	57.6%
4)	団体に対する行政や企業、住民等の信頼感・信用度が増した	17	51.5%

※設問によって回答なしを除いた「有効回答数」で割合を表示。

（資料編 P55\_地球 6 助成事業に関するフォローアップ調査について）

#### （6）利用者の利便性の向上

- ① 助成金支払申請の利便性向上のため構築した Excel マクロファイルについて、内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成 25 年度版を公表した（支払申請での年間平均利用率 89.95%）。利用率の向上及び助成金支払い事務の双方の軽減を目指して、助成団体との個別打合せ等の機会に利用を促している。
- ② 平成 26 年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 Excel マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。
- ③ 助成金交付要望書について、要望内容を分かりやすく記載できるよう様式を見直し、記載例も工夫した。
- ④ 地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO 向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供する。

- ⑤ 助成金の支払申請に係る事務については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、処理日数を計画どおり 4 週間以内で実施した。

＜平成 24-25 年度支払申請に係る事務処理日数＞

	平成 24 年度	平成 25 年度
平均日数	25.25 日	25.39 日

**自己点検結果**

(1) 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上

- ① 地球環境基金助成金募集案内の周知のため、他の助成金運営団体と共同で、全国各地で説明会を実施することができた。
- ② 助成団体等への利便性を考慮し、支払い申請の利便性向上のための Excel マクロファイルの提供や要望書の様式変更、記載例を創意工夫して取り組むことができた。また、助成金支払申請に係る処理期間については計画目標である 4 週間以内を達成することができた。

(2) 助成事業に関する周知・広報の強化

- ① 助成要望件数の増加を目指し、環境 NGO・NPO の潜在的なニーズの把握に努め、助成実績が少ない地域などでの説明会を実施した。
- ② 研修・講座における助成金説明を行う他、助成金募集案内のリーフレット作成や WEB 広報など新たな取組による広報強化に努めた。

以上の結果、平成 26 年度の要望件数の増加（前年度に比し 44 件、8.6%増）へ繋がった。今後も、更なる効果的な広報に努めていきたい。

(3) 事後（終了年次）評価結果の反映及び事業評価等

- ① 平成 24 年度事後（終了年次）評価結果を取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 26 年度募集案内に反映させることができた。
- ② 助成事業の実施を通じて、行政や企業等からの信頼感が上がり、組織が活性化したとする団体も少なくなく、また活動の内容がマスコミに取り上げられるなど顕著な成果も上げられている。今後も地球環境基金事業を通じて、環境 NGO・NPO による環境保全活動を一層支援していく。

(4) 地球環境基金事業の見直し

地球環境基金の創設 20 周年の節目に当たって、今後の地球環境基金事業のあり方等を検討するために PT を設置して、助成対象の重点化や効果的な振興事業の実施、明確な計画目標の設定等の課題を整理するとともに、その結果を平成 26 年度地球環境基金助成金募集案内に反映するとともに、その一部は第三期中期計画に取り入れることができた。

## 2. 振興事業に係る事項

### 平成 25 年度計画の概要

- 調査事業は、国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業の講座等を活用し、民間団体等のニーズ調査を行う。
- 研修事業は、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化。
- 受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けて改善。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 環境 NGO・NPO の活動状況の詳細な把握と情報提供
- ・ 環境 NGO・NPO のニーズや参加のしやすさに配慮した研修・講座の見直し

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 環境 NGO・NPO 活動状況の把握

国内各地で取り組まれている民間・非営利の環境保全活動団体について、その最新の所在、活動概要等の情報を収集し、それを広く一般に提供することにより、市民の環境保全活動への参加を促進するとともに、環境 NGO・NPO 相互の情報交流に役立てる等のため、全国を 8 つのブロックに分類し、各地のネットワーク団体と連携して調査を実施した。

平成 25 年度は、北海道、近畿、中国、四国、九州地方の 11,928 の団体にアンケート調査を実施し、その結果を機構の「環境 NGO・NPO 総覧データベース」に反映させた (2,504 団体)。

#### (2) 研修・講座の実施

##### ① 人材育成

環境保全活動の立ち上げや組織づくりの指導を行うことができる人材（指導力）、各活動主体間の調整を行うことができる人材（調整力）、地球温暖化防止や環境教育等の専門性を持った人材（専門性）を育成するため、前年度に行われた研修・講座運営団体実務者によるミーティング及び研修・講座アドバイザーの意見・要望等を踏まえ、「平成 25 年度研修・講座計画」（16 講座）を立案し、企画提案のあった 15 講座を実施した。

##### <平成 25 年度実施の概要>

研修名	概要
①環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修	地域の環境 NGO・NPO 活動を推進するために、スタッフ向け（4 講座）、リーダー・マネージャー向け（2 講座）を東日本・西日本それぞれで実施。
②環境保全戦略講座	環境保全戦略策定能力の向上を図るため、4 つの分野の講座を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化防止分野（2 講座）</li> <li>・ 生物多様性保全分野（2 講座）</li> <li>・ 循環型社会形成分野（1 講座）</li> <li>・ 環境教育分野（1 講座）</li> </ul>

③国際協力コーディネーター育成講座	国際協力の推進を図るためのコーディネーター育成講座（1講座）
④海外派遣研修	短期コース（マレーシア）、長期コース（インドネシア）の2か国で実施（2研修）

（資料編 P63\_地球 7 平成 25 年度研修・講座実施状況）

（資料編 P64\_地球 8 平成 25 年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等）

- ② 研修・講座については、その実施概要を機構ホームページで公表し、研修・講座に参加できなかった者に対する情報提供を行った。
- ③ 研修・講座の計画に当たっては、第三者を研修・講座アドバイザーとして選任した。アドバイザーは内容が異なる3講座に出席し、運営団体や参加者にヒアリング等を行った上で報告書を取りまとめ、機構に対し研修・講座に係る改善点等の提言をした。
- ④ 各研修・講座の参加者に対し研修ニーズの把握を行うとともに、昨年に引き続き研修・講座運営団体の実務者とのミーティングを行い、課題の抽出、意見・要望等を聴取し、次年度の研修・講座計画に反映させた。
- ⑤ 受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 99.1%の者から「有意義であった」との評価を得た。

### 自己点検結果

#### （1）環境 NGO・NPO 活動状況の把握

活動状況調査については、計画どおり、北海道、近畿、中国、四国、九州地方の調査を実施しデータを反映することができた。

#### （2）研修・講座について

地球環境基金事業の見直し PT において、若手プロジェクトリーダー育成のための新たな研修メニュー創設、助成事業との連動について検討・報告することができた。この結果は、平成 26 年度において、①リーダーの育成について助成・研修両事業からフォローアップしていく若手プロジェクトリーダー研修、②NGO・NPO で活躍するスタッフ向けの OJT を取り入れた研修、③研修事業に評価を取り入れた研修結果の明確化、などを実施していく予定である。

研修・講座については、受講者のほとんどから「有意義であった」との回答が得られた。また、受講者からの研修ニーズを十分に把握するとともに、研修・講座運営団体による実務者ミーティングにおける意見・要望及び研修・講座アドバイザーの提言等を、次年度の研修・講座計画などに反映させることができた。

### 3. 地球環境基金の運用等について

#### 平成 25 年度計画の概要

- 地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。
- 地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 地球環境基金についての広報募金活動の強化
- ・ 既存寄付者に対する報告・感謝の充実

#### 平成 25 年度の業務実績

##### (1) 広報募金活動

従来の広報手段に加え、広報の拡充及び新たな広報の開拓を目的とした広報募金活動実施計画を策定し、計画に沿って次の取組みを実施した。

##### ① 新聞・雑誌による広報

地球環境基金事業の周知及び助成要望件数の増加を図るため、平成 26 年度募集案内を新聞、雑誌等に掲載した。また、地球環境基金事業の更なる拡充に向け、20 周年記念シンポジウムや寄付のご案内を新聞に掲載した。

新聞・雑誌名	掲載月	主な内容
東京新聞	平成 25 年 5 月	地球環境基金の概要等
こども環境白書	8 月	HP(子どものページ)の紹介
毎日新聞	11 月	20 周年記念シンポジウム告知
朝日新聞	12 月	20 周年記念シンポジウム報告
日経MJ	平成 26 年 1 月	寄付のご案内
日経エコロジー	1 月(2月号)	支援システム、地球環境基金の概要等
東京新聞	1 月	H26 年度助成金募集案内等
リビング北九州	1 月	寄付のご案内
日刊スポーツ	1 月	寄付のご案内
産経新聞	1 月	寄付のご案内
産経新聞	3 月	寄付のご案内



「東京新聞」1月



「日経エコロジー」2月号

## ② イベントへの出展

環境等に関連するイベントに出展し、地球環境基金事業のPRを図るとともに募金活動を行った。また、参加者に対し、環境にやさしいエコアイデア募集を行い、ユニークなアイデアは機構ホームページで紹介した。

イベント 名称	エコライフ7 2013	ミュージアの日 2013 (新規)	エコライフ7 (夏) 2013 (新規)	子ども霞が 関見学デー	グローバルフェスタ 2013	エコプロダクツ 2013
開催日	6/1(土) ～6/2(日)	7/1(月)	7/5(金) ～7/6(土)	8/7(水) ～8/8(木)	10/5(土) ～10/6(日)	12/12(木) ～12/14(土)
場所	代々木公園	ミュージア川崎 ホール	板橋区立 グリーンホール	合同庁舎 5号館	日比谷公園	東京ビッグ サイト
来場数	約 78,000 名	約 10,200 名	1,371 名	867 名	約 78,000 名	約 169,076 名
アイデア 数	305 件	—	—	229 件	—	144 件

### <エコプロダクツ 2013 受賞アイデアの一例>

アイデア賞：今、たまごのからでチョークを作っています

ユニークで賞：えんぴつの太さで水道を使う

## ③ その他広報

### ア. Twitter 開設

広域性、速報性に優れた SNS (Twitter) を開設 (平成 25 年 11 月 27 日) し、地球環境基金事業の活動情報等を発信した。(ツイート 46 件、フォロワー 20 人)

### イ. 「地球環境基金オリジナルしおり」の制作

地球環境基金への一層の理解と支援を募るため、地球環境基金の事業内容を記載した「しおり」を制作し、東京都内・神奈川県内書店等 66 箇所に設置した (10,000 枚)。

### ウ. 助成団体との連携

助成団体が行うセミナー等において、「本 de 寄付」、「スマイルエコプログラム」などのチラシを配布した。

## ④ 広報誌の発行

### ア. 「地球環境基金便り」の発行

- ・第 35 号 特集「環境保全活動に取り組むシニア世代」(9 月、35,000 部)
- ・第 36 号 特集「持続可能な社会の構築に向けて～NPO と企業・行政との協働・連携～」(3 月、35,000 部)

更に募金拡大を図るため送付先や送付部数を見直し、自治体 2,180 箇所、図書館 1,665 箇所、商工会議所 514 箇所及び NGO の協力を得て環境活動に積極的な大学 190 箇所に送付した。

### イ. 助成活動レポートの発行

助成活動についての理解を深めるため、助成団体の活動内容を取りまとめた広報誌「環境問題に挑戦する NGO・NPO! ききんレポート 2013」を作成 (9 月、3,000 部) し、各種イベント等で配布した。

## ⑤ 募金関係

### ア. 既存寄付者への対応

- ・寄付者に謝意を表すため、領収書発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（月単位から週単位）に努めた。
- ・継続寄付者、大口寄付者の15社に対して、事業の実施状況を説明した（5月-1月）。
- ・既存寄付者に対する感謝の意を示すため、寄付者7名（個人2、企業・団体5）に対し感謝状を贈呈した。

### イ. 新規寄付者の開拓

- ・寄付機能付き自動販売機の導入に向けた検討を行った。
- ・大口寄付者を得るため、コンビニなど全国にチェーン展開する企業6業種を選定、環境活動を調査し、活動に熱心な企業を更に絞り込み、電話やメール等でアプローチを実施した。
- ・環境問題を題材とした劇「マロース」（倉本聡 作・演出）（東京開催）の会場に募金箱を設置した。また、チケット売上げの一部が寄付された。

### ウ. 新たな取組

- ・広報募金活動を更に強化するため、機構全体での取組として「寄付金推進委員会」の設置を検討し、役職員が一体となって募金活動を行うこととしている。

#### <寄付額の推移>

（単位：件、千円）

年度	中期目標	平成21～23年度	平成24年度	平成25年度	総額
件数	—	2,202	785	789	3,776
寄付額	226,192	209,752	10,552	17,316	237,621

（資料編 P65\_地球9 寄付金・件数の推移について）

## （2）基金創設20周年事業関連

### 【基金創設20周年記念事業推進プロジェクト・チームの設置】

今年度に地球環境基金創設20周年を迎えたことから、20周年事業を推進するために「基金創設20周年記念事業推進プロジェクト・チーム」を設置し、次の3事業を実施した。

#### ① シンポジウムの開催

11月29日に「持続可能な社会の構築に向けて～地球環境基金の新たなスタート～」と題したシンポジウムを開催し、地球環境基金20周年の節目として基金事業を総括するとともに、次の20年に向け「地球環境基金あり方検討プロジェクト・チーム」が取りまとめた地球環境基金事業の「ビジョン」、「ミッション」及び基金事業の見直しの視点などを発表した。

さらに、「持続可能な未来のために～NPOと企業、行政の協働・連携のあり方～」をテーマとしたパネルディスカッション等においては、パネラーとシンポジウム参加者との間で積極的な意見交換会が行われ、好評を得たシンポジウムとなった（参加者数：235名）。

また、翌日には、助成団体による「平成25年度地球環境基金助成団体活動報告会」を実施した。





シンポジウム「パネルディスカッション」

講演会・シンポジウム「持続可能な社会の構築に向けて～地球環境基金の新たなスタート～」 場所：東京国際フォーラム ホールD7	
13：30～13：35	開会の辞 福井理事長
13：35～13：45	来賓挨拶① 環境副大臣 北川 知克 氏 来賓挨拶② 地球環境基金運営委員会委員長 森島 昭夫 氏
13：45～14：45	基調講演『「はやぶさ」、やれる理由がプロジェクトを選ばせた』 JAXA 宇宙科学研究所 教授 川口 洋一郎 氏
14：45～15：10	講演『地球環境基金の20年と今後の役割について』 成蹊大学名誉教授 廣野 良吉 氏
15：10～15：25	休憩
15：25～17：15	パネルディスカッション 『持続可能な未来のために～NPOと企業、行政の協働・連携のあり方～』 【モデレーター】 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事 星野 智子 氏 【パネリスト】 ・東京都市大学環境情報学部准教授 佐藤 真久 氏 ・トヨタ自動車（株）環境部環境渉外室 プロフェッショナル・パートナー 西堤 徹 氏 ・特定非営利活動法人ACE代表 岩附 由香 氏 ・特定非営利活動法人エコ・リーグ 前事務局長 福島 宏希 氏 ・川崎市環境局地球環境推進室室長 大澤 太郎 氏
17：15～17：20	閉会の辞 今井理事

プログラム

② 「地球環境基金 20 年の軌跡・そして未来へ」の発刊

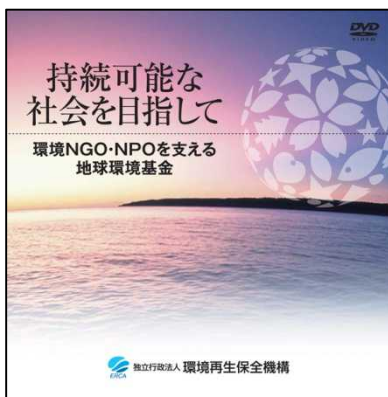
地球環境基金の 20 年間を総括し、これまでの事業の実施による成果及び実績を取りまとめシンポジウム出席者に配布するとともに、基金事業の関係者等 1,000 箇所へ送付した。



Contents	
ごあいさつ	6
1 特別寄稿	8
2 20年の軌跡	14
3 記念座談会	28
Discussion 1 有識者からの提言	29
Discussion 2 活動現場からの声	38
4 20年の実績と成果	46
Part.1 助成事業	47
Part.2 振興事業	58
Part.3 広報・寄付	65
5 メッセージ	72
Part.1 地球環境基金の運営に関わった人々から	73
Part.2 環境NGO・NPOの皆さんから	77
付録	
photolibrary 環境NGO・NPOとともに歩んだ20年	
chronology 地球環境基金20年の活動の軌跡	

③ 地球環境基金紹介 DVD「持続可能な社会を目指して～環境 NGO・NPO を支える地球環境基金～」の制作

国内外各 4 団体の助成活動を映像化し日本語版及び英語版を制作するとともに、ホームページでの公開用として短縮版を制作した。DVD はシンポジウム出席者に配布するとともに、イベント等での放映のほか、全国の図書館等 1,695 箇所へ送付・設置を依頼した。



持続可能な社会を目指して～環境NGO・NPOを支える地球環境基金～
約 19分
プロローグ：地球環境基金の助成を受けて (1:00)
地球環境基金の目的と役割 (2:14)
助成事業のご紹介 (10:00)
振興事業のご紹介 (2:54)
地球環境基金の仕組み・ご寄付 (1:16)
エピローグ (1:11)

### (3) 基金の運用

安全かつ収入の安定的確保に努めており、総額約 141 億円（政府出資金 94 億円、民間等  
出えん金 47 億円）について、財政投融資資金預託金等により運用を行っている。

（単位：百万円）

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収入	172	221	1.57	172	221	1.57

（資料編 P66\_地球 10 地球環境基金造成状況について）

（資料編 P116\_共通 7 運用方針について）

## 自己点検結果

### (1) 広報募金活動

寄付状況は依然として厳しい中、広報募金計画を定め、これまで行ってきた広報募金活動  
に加え、新たな広報手法の導入、新規の寄付獲得に向けた取組みを行った結果、昨年度を上  
回る募金額を獲得し、現中期計画の目標額を達成することができた。

次期中期計画に向け、さらに広報募金活動を強化するため、「寄付金推進委員会」の設置  
を検討し、役職員が一体となって広報募金活動を行うメニューの導入に向けた検討を行って  
いる。

### (2) 基金創設 20 周年記念事業

- ・ 基金創設 20 周年として、様々なセクターから多数の参加を得てシンポジウムを開催する  
ことができた。また、基金事業の 20 年を総括し、今後の基金の役割について発表すること  
ができた。さらに、パネルディスカッション等においては活発な意見交換が行われた。
- ・ 地球環境基金の 20 年間の活動状況を総括した記念誌「地球環境基金 20 年の軌跡・そして  
未来へ」を発刊、助成事業の活動の映像化した DVD「持続可能な社会を目指して～環境 NGO・  
NPO を支える地球環境基金～」を制作することができた。

### (3) 基金の運用

安全かつ収入の安定的確保に努めており、総額 141 億円（政府出資金 94 億円、民間等出  
えん金 47 億円）について、引き続き財政投融資資金預託金等による運用を行った。

## <ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

### 平成 25 年度計画の概要

- 審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ PCB 廃棄物処理のための助成の適正な実施と情報公開

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 軽減事業への助成に係る実施状況の公表

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減のための助成金交付(軽減事業)について、四半期ごとの実施状況を機構ホームページで公表した。

- ・ 第 1 ・ 四半期処理分 平成 25 年 8 月 1 日公表 (交付対象 1,152 件、2,838 台処理)
- ・ 第 2 ・ 四半期処理分 平成 25 年 11 月 1 日公表 (交付対象 993 件、2,490 台処理)
- ・ 第 3 ・ 四半期処理分 平成 26 年 2 月 1 日公表 (交付対象 1,098 件、2,730 台処理)
- ・ 第 4 ・ 四半期処理分 平成 26 年 5 月 1 日公表 (交付対象 1,047 件、2,519 台処理)

#### (2) 振興事業への助成金の交付

平成 25 年度の PCB 廃棄物の処理に関する研究促進のための助成金交付(振興事業)を実施し、実施状況を機構ホームページで公表した。

(参考) 軽減事業及び振興事業の実施状況

(単位：件、台、千円)

区分	平成 24 年度			平成 25 年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	4,855	12,528	2,446,511	4,290	10,577	2,292,298
振興事業			43,995			58,916

※平成 25 年度振興事業研究テーマ：「超大型機器及び搬出不可機器等処理促進検討調査業務」

#### (3) PCB 廃棄物処理基金への拠出状況(平成 26 年 3 月末現在)

PCB 廃棄物処理基金への拠出状況は以下の通りである。

(単位：千円)

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
累計額	24,500,000	24,048,250	480,000

(資料編 P67\_PCB1 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について)

(資料編 P69\_PCB2 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金拠出状況について)

(4) 軽減事業における処理費用負担軽減策の拡充

環境省では、軽減事業における処理費用負担軽減策を拡充するため、「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令」改正を行い、それに伴い機構でも「独立行政法人環境再生保全機構業務方法書」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金助成金交付要綱」を改正した。

【主な改正内容】

- ①補助対象を一定規模以下の法人及び PCB を保有している個人へ拡大
- ②処理費用の負担能力のない者への補助率を拡大(当該 PCB 保管者の費用負担を 5%とする)

(5) 基金の運用

PCB 廃棄物処理基金の運用については、安全性を重視した運用を行った。

(単位：百万円)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
利息収入	127	137	0.34	73	86	0.21

(資料編 P116\_共通 7 運用方針について)

自己点検結果

- ・ 軽減事業における処理費用負担軽減については、省令改正に伴い、業務方法書及び交付要綱の改正を迅速に行うことができた。
- ・ PCB 廃棄物処理基金助成金に係る軽減事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表することができた。また、PCB 廃棄物処理基金の運用については、安全性の確保を最優先した運用を行うことができた。

今後も適正な助成金の交付をするとともに、交付状況に加え基金の管理状況等を機構のホームページで公表する。

## <維持管理積立金の管理業務>

### 平成 25 年度計画の概要

- 安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用。
- 本積立金の積立者に対し、運用利息額等を定期的に通知。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・維持管理積立金の適正な管理及び取戻し状況に応じた適切な運用

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 維持管理積立金の適切な運用

維持管理積立金については、平成 25 年度において最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、国債等による短期運用を中心としつつ、資金需要を考慮して中・長期の運用を実施した。

#### <維持管理積立金運用状況>

(単位：百万円)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収益	151	160	0.24	152	275	0.34

(資料編 P116\_共通 7 運用方針について)

#### (2) 維持管理積立金の適切な管理

##### ① 積立取戻し状況の報告

維持管理積立金積立者に対して預り証の発行を行うとともに、最終処分場設置の許可権者(93 団体)に対し、平成 25 年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した(6 月)。

#### <維持管理積立金の積立て及び取戻し状況>

(単位：件、千円)

年度 区分	積立		取戻(△)		残高
	件数	金額	件数	金額	金額
平成 16 年度	74	1,457,116	2	3,420	4,902,901
平成 17 年度	81	1,850,226	2	41,072	6,712,055
平成 18 年度	1,017	14,154,352	5	152,275	20,714,132
平成 19 年度	1,131	14,322,505	26	717,530	34,319,107
平成 20 年度	873	9,599,712	35	779,001	43,139,818
平成 21 年度	837	6,879,808	56	1,031,740	48,987,886
平成 22 年度	793	8,318,017	52	635,473	56,670,430
平成 23 年度	886	9,054,404	54	846,934	64,877,900
平成 24 年度	869	8,386,717	53	485,379	72,779,237
平成 25 年度	868	7,435,434	47	975,366	79,239,305

(資料編 P70\_維持管理 1 維持管理積立金管理業務について)

② 利息の通知と支払

維持管理積立金積立者に対し運用利息の通知を行い（平成 26 年 3 月）、払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った（410 件）。

③ 平成 25 年度維持管理積立金の連絡

平成 25 年度維持管理積立金については、許可権者からの算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に払込通知を送付し、積立期限である 2 月 28 日までに積み立てるよう連絡した。

**自己点検結果**

- ・ 維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払渡しについて、事務処理手順書に基づき適正な管理を行うことができた。また、維持管理積立金の運用については、安全性の確保を最優先とした運用を行い、積立者に対し、利息の払渡しを行うことができた。

今後とも引き続き事務処理手順の合理化・適正化を図るとともに、安全性の確保を優先とした資金運用に努めていく。

## <石綿健康被害救済業務>

### 1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

#### 平成 25 年度計画の概要

##### (1) 広報の充実

- 申請者アンケートにより、申請等の契機が医師及び医療関係者からの助言という回答が多いことを踏まえ、引き続き医師及び医療機関向けの広報を実施する。
- 特に、申請にかかる診断書作成などの実績のある医療機関に対しては、制度の変更等について重点的に周知を行う。
- 制度周知の広報媒体として効果のある新聞広告をはじめとして、地域性や対象者を考慮した多様な広報媒体を用い、きめ細かな制度の周知を行うとともに、昨年度の検討を踏まえより効果的な広報を実施する。
- また、地域における住民相談会を昨年度に引き続き実施する。

##### (2) 相談等の充実

- 各地域で保健所説明会を実施し、担当者の受付相談業務の知識を深め、申請手続きの円滑化及び迅速化を図る。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 患者等のアンケートをもとに、効果的な制度周知に係る広報の実施
- ・ 医師及び医療機関向けの広報の実施

#### 平成 25 年度の業務実績

##### (1) 広報の実施

###### ① 一般向け広報

###### ア. 環境・健康イベント等における出展、講演会等の実施

住民相談会について、自治体へのアンケート結果も踏まえ、より効果的な開催方法等を検討し、平成 25 年度は、自治体が主催する環境・健康イベント等における出展及び講演と併せた住民相談会を試験的に行うこととした。

9/7(土)・9/8(日)に開催された「第 13 回あきたエコ&リサイクルフェスティバル」(来場者数 22,000 人)において出展ブースを設け、相談の受付及び制度の周知を行ったほか、会場内で、機構職員による制度紹介のためのポケットティッシュの配布及びトークショーでの制度の PR を行った。



出展ブースの様子



トークショーの様子



また、11/19(火)に開催された琉球新報社が地域住民に対して行う健康に関する講演会（沖縄県：180名参加）で石綿健康被害救済制度の周知を行うとともに、相談コーナーを設け相談に応じた。



「講演の様子」



相談コーナーの様子

(資料編 P71\_石綿 1 平成 25 年度広報実施計画 (概要))

(資料編 P73\_石綿 2 平成 25 年度広報実績一覧)

#### イ. インターネットを活用した広報

##### (ア) ホームページでの情報提供

制度の周知、申請の方法、認定状況に関する情報の提供を行った。

また、機構ホームページ「アスベスト(石綿)健康被害(救済給付)」のサイトアクセス件数は、69,642件(前年同期実績86,197件、対前年度比19.2%減)。

##### (イ) リスティング広告(Yahoo!)の実施

機構ホームページへのアクセスを促すため、リスティング広告を9月18日から3か月間実施した。

##### (ウ) EIC ネットを活用したバナー広告の実施

環境関連情報サイト(EIC ネット)に石綿健康被害救済制度のバナーを張ることにより、機構石綿トップページへの誘導を行うことによる制度周知(バナー広告)を2月1日から3月23日まで実施した。

(資料編 P78\_石綿 3 広報の効果測定について)

(資料編 P80\_石綿 4 機構ホームページ中「アスベスト(石綿)健康被害」のページアクセス数の推移)

#### ウ. 交通広告による広報

首都圏 JR (11 月) 及び関西私鉄 (京阪電車 11 月) に車内ポスターを掲載した。



首都圏 JR



京阪電車



## エ. 新聞を利用した広報

### (ア) 制度の周知

3 全国紙及び 11 地方紙（認定者数 200 件以上の都道府県の地方紙）への広告掲載（1 月中）を実施した。



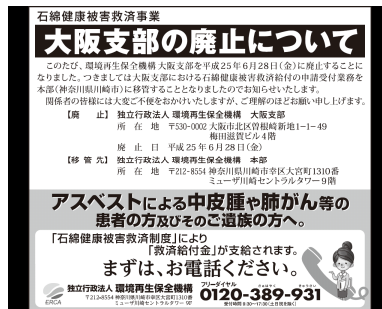
毎日新聞



千葉日報

### (イ) 大阪支部廃止の周知

大阪支部廃止（6 月 28 日）を周知するため、被認定者が多い兵庫県、大阪府を中心に神戸新聞、毎日新聞（大阪版）に制度周知と併せて広報を実施した。（神戸新聞 6 月 7 日掲載、毎日新聞 6 月 26 日掲載）

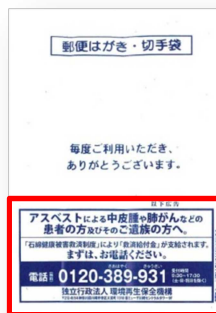


なお、新聞広告をきっかけによる問い合わせは 247 件（前年度実績 261 件）。そのうち、広告を掲載した 1 月の問い合わせは 180 件。

## オ. 「はがき・切手袋」を利用した広報

郵便局の窓口で配布される「はがき・切手袋」に制度周知の広報を実施した。

なお、対象地域は、中皮腫死亡者数が多い上位 5 都府県で、年賀状の購入等で来客の多い 12 月に計 5 万枚配布した。



はがき・切手袋

② 医師等医療関係者向け広報

ア. 学会セミナーの開催

医療関係者の救済制度の認知度及び診断技術の向上を図るため、学会セミナーを 11 か所で開催した。(前年度 10 か所)

救済制度の認知度は、救済制度の内容まで知っているが 29.1%、制度があることを知っているが 52.7%であった。

(資料編 P73\_石綿 2 平成 25 年度広報実績一覧)

(資料編 P85\_石綿 7 医療関係者に対するアンケート調査結果概要)

イ. 医療専門誌(6誌)へ広告を掲載(1月~2月)

「医学のあゆみ 1 月 18 日号」、「週刊日本医事新報 2 月 1 日号」、「臨床画像 2 月号」、「画像診断 2 月号」、「病理と臨床 2 月号」、「日本胸部臨床 2 月号」



掲載面

ウ. 手引等の配布(9月)

肺がんの判定基準の改正に伴い改訂した医師向け手引等を医学的資料の提出のあった医療機関(1,452か所)へ配布した。

③ 患者・家族向け広報

患者向け医療雑誌(4誌)に広告を掲載。(12月~2月)

「月刊ケアマネジメント 1 月号」、「がんサポート 2 月号」、「訪問看護と介護 2 月号」、「きょうの健康 3 月号」



掲載面

④ 自治体等向け広報（9月）

受付相談業務を委託している自治体、保健所等へ肺がんの判定基準の改正に伴い改訂した申請用手引（9種類）等を約4万部配布した。

また、肺がんの判定基準の改正に伴い改訂したチラシ・リーフレット約9万部を47都道府県、保健所設置市、保健所、地方環境事務所、医療機関に送付し、周知に努めた。

⑤ 特定業種向け広報

石綿製品に関係がある業種の業界誌へ広告を掲載。

「建設通信新聞」（2月4日号）、「ボイラ・ニュース2月号」



⑥ より効果的な広報の検討

本年度は、医療機関向け広報の充実を図るため、医療関係機関の加盟団体と制度周知に関する意見交換を行い、加盟団体のホームページに石綿健康被害救済サイトのリンク掲載など協力要請を行った。

(2) 申請者等への相談の実施

① 窓口相談、フリーダイヤルの実施

本部、大阪支部（4月～6月まで実施）において窓口相談、フリーダイヤルの受付を行った。

- ・ 窓口相談件数平成25年度 31件（24年度実績 53件）
- ・ フリーダイヤル受付件数平成25年度 7,553件（24年度実績 9,624件）

なお、窓口相談件数及びフリーダイヤル受付件数の減少は、患者の多い関西地域にあった大阪支部の閉鎖、平成24年に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度等の周知事業（機構も協力）にかかる問い合わせが一巡したことによるものと思われる。

（資料編 P81\_石綿5 平成25年度窓口相談・フリーダイヤル件数集計結果）

## ② 保健所説明会の実施

保健所等窓口担当者向け説明会を9ブロック及び自治体単独5か所で開催した。参加者は、ブロックでは301名、自治体単独では66名であった。

説明会では、肺がんの判定基準の改正に伴い改訂した手引・パンフレット等の配布と新しい判定基準の説明を丁寧に行うとともに、都道府県労働局と連携を図り、労災保険制度、専門医によるより医学的情報の説明を行った。



(資料編 P73\_石綿2 平成25年度広報実績一覧)

## ③ 自治体主催による石綿健康被害救済制度担当者研修会等への講師派遣

自治体からの要請に応じ、機構職員が救済制度の説明を行った。

(資料編 P73\_石綿2 平成25年度広報実績一覧)

### 自己点検結果

- ・ 保健所説明会においては、肺がんの判定基準の改正内容の説明を行うなど、最新の情報を提供することができた。また、自治体単独開催を24年度の3回から2回増やすことが出来た。
- ・ 大阪支部廃止に伴う申請者等へのサービスの低下が懸念されたことから、あらかじめ新聞による広報を行ったことにより、申請の相談、受付等について、特段の混乱は生じなかった。なお、支部から本部への引継ぎも円滑に行えた。
- ・ 今年度は、新しい事業を行うなど工夫したが、平成24年に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度等の周知事業（機構も協力）による効果が一巡したため、フリーダイヤル受付件数、石綿ホームページのアクセス件数に影響したと思われる。

## 2. 制度運営の円滑化等

### 平成 25 年度計画の概要

- 各種アンケートを実施し、その結果を申請手続き、広報及び相談業務の改善等に反映する。
- 石綿関連疾患の確定診断において重要な診断に関連する学会等でセミナーを開催する。
- 石綿小体計測精度管理事業等を実施し、認定業務の迅速化、正確性を確保する。
- 関係者のニーズを把握するとともに、救済給付に係る集積資料の随時及び年次での情報公開を実施する。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 各種アンケート内容で改善要望の多いものへの対応等
- ・ 受付認定状況、ばく露状況調査及び救済給付に係る取組など随時、公表

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 救済制度の関係者を対象としたアンケート調査と制度運営への反映

##### ① アンケートの実施

(平成 26 年 3 月末 単位：件)

アンケート対象者	実施時期	送付（配布）数	回収数	回収率
ア. 制度利用者（石綿健康被害救済手帳所持者）アンケート	4 月	863	766	89%
イ. 被認定者（療養者）アンケート	随時	506	471	93%
ウ. 施行前死亡者遺族アンケート	随時	28	22	79%
エ. 未申請死亡者遺族アンケート	随時	119	95	80%
オ. 学会セミナーアンケート	随時	1,103	419	38%
カ. 保健所説明会アンケート	随時	367	293	80%
キ. 中皮腫細胞診実習研修会アンケート	5、11 月	85	82	96%

(資料編 P83\_石綿 6 被認定者及びその遺族に対するアンケート調査結果概要)

(資料編 P85\_石綿 7 医療関係者に対するアンケート調査結果概要)

##### ② アンケート結果の利活用方法の検討・反映

- ア. 従来、申請に係る手引等の書類の配布が 3 冊で多いと指摘があったため、今年度から医師向けパンフレットと医師に記載いただく診断書（判定様式）を分かりやすくコンパクトに 1 冊に統合したことにより、申請に係る手引と併せて 2 冊として配布した。
- イ. 被認定者（療養者）アンケート及び未申請死亡者遺族アンケートの結果から、医療関係者から制度の紹介が一番多い傾向があることから、本年度は学会セミナーを 11 回開催し、制度の周知及び機構の認知度の向上を図った。

#### (2) 医療関係者への診断等についての情報提供

医療関係者の救済制度への理解を深め、認定業務の迅速化・正確性確保を図るために、救済制度の周知及び石綿関連疾患の診断精度向上を目的としたセミナーを、「細胞診」や「病理組織学的診断」に関連する学会を中心に 11 か所で開催した。(前記 1 (1) ② ア)



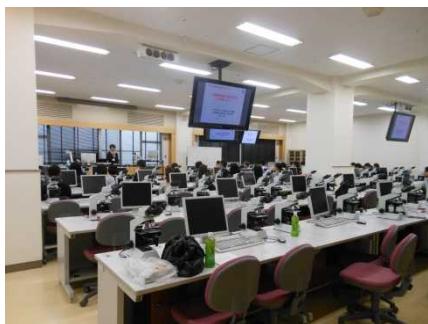
### (3) 制度の円滑な実施に必要な事業・調査

認定に必要な医学的な検査、計測の標準化を図るための事業を実施した。

#### ① 中皮腫細胞診実習研修会の開催

医療機関を対象に中皮腫の確定診断の一つである細胞診の周知及び診断精度の向上を目的として実施した。

- ・ 5月19日東京 細胞検査士等 43名参加
- ・ 11月17日神戸 細胞検査士等 42名参加



#### ② 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として実施した。

参加医療機関（12 医療機関）において、同一の計測標本の計測を実施し、検討委員会では、誤差の要因の分析を行った。

#### ③ 石綿繊維計測機関育成事業

民間の石綿繊維計測機関を育成することを目的として実施した。

計測用試料の作製技術の取得及び計測トレーニングを行った。

また、計測においては、指導者が作製した試料と併せて、育成事業者が検液から作製した試料を計測し計数結果を報告させるとともに、検討委員会等において、計測結果の評価・フィードバックを行い、計測に係る手引「肺内石綿繊維計測ガイドライン」作成についての準備を行った。

#### ④ 被認定者に関するばく露調査

石綿健康被害救済制度において認定を受けた方の職歴・居住歴などから、どのような経緯で石綿にばく露したかを紐解いていくことを目的として実施した。

平成 23 年度末までのデータをまとめた「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。

#### ⑤ 中皮腫登録に向けた取組

中央環境審議会の答申（二次答申）では、検討課題として機構に集まる中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し情報提供することが掲げられている。平成 25 年度は、環境省からの委託を受けて、救済制度で認定された中皮腫症例に関する情報を整理、集計する業務を行った。

(資料編 P87\_石綿 8 制度運営の円滑化に係る事業・調査)

#### (4) 情報の公開

申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表、下記②及び③については報道発表を行った。

- ① 毎月の申請等受付・認定状況
- ② 被認定者に関するばく露状況調査の報告について
- ③ 石綿健康被害制度運用状況に関する統計資料
- ④ 石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について

(資料編 P89\_石綿 9 ホームページ公表・報道発表概要)

#### 自己点検結果

- ・ 被認定者等のアンケート結果から、制度を知った経緯として、病院等医師からの制度紹介が多いことから、医療関係者を対象とした学会セミナー、研修会を開催し、認定業務の迅速化・正確性の確保を図った。
- ・ 「中皮腫細胞診実習研修会」におけるアンケート結果では、本研修会の実施前は、中皮腫の診断において、細胞診結果等により判定できる場合があることの認知度が東京 48.8%、神戸 43.6%と低かったが、本研修会によりその認知度の向上を図ることができた。

### 3. 認定・支給の適正な実施

#### 平成 25 年度計画の概要

- 申請・請求から認定・給付までの期間短縮を図る。
- 療養中の方々からの認定申請について、判定が 1 回で済むケースを増加させるとともに、当該総件数の 60%以上を 3 ヶ月以内に処理するよう努める。
- 他制度との併給調整を的確に実施するとともに、併給調整をより円滑かつ着実に行うための仕組みを検討する。
- 認定・給付システムの活用や医療機関等に対する医療費の支給手続きの周知等により、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に実施する。
- 認定更新業務について、申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施する。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 認定等までの期間短縮への取組（特に療養中の方々に対する取組を強化）
- ・ 併給調整をより円滑かつ着実に行うための仕組みの検討
- ・ 支給に係る事務処理を迅速かつ適正に実施
- ・ 医療機関等に対する医療費の支給手続きの周知
- ・ 認定更新申請漏れによる資格喪失の防止

#### 平成 25 年度の業務実績

##### (1) 受付・認定の状況

##### ① 受付状況

##### ●平成 25 年度受付状況

(単位：件)

申請疾病 申請者	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
療養中の方	586 (603)	129 (141)	28 (30)	33 (29)	12 (8)	788 (811)
施行前死亡者 の遺族	27[23] (203[186])	6 (16[3])	1 (7)	0 (0)	1[1] (5[3])	35[24] (231[192])
未申請死亡者 の遺族	122 (134)	53 (38)	8 (9)	6 (7)	6 (4)	195 (192)
計	735 (940)	188 (195)	37 (46)	39 (36)	19 (17)	1,018 (1,234)

(注) ( ) 書きは、24 年度の件数。 [ ] 書きは、厚生労働省の周知事業による請求と見られる件数で、内数。

平成 25 年度の受付状況は療養中の方 788 件、施行前死亡者の遺族 35 件及び未申請死亡者の遺族 195 件の計 1,018 件であり、前年度の実績 (1,234 件) と比べ 17.5%の減となっている。このうち中皮腫は全体で 21.8%減となっており、特に施行前死亡者の遺族からの請求が大幅に減少している。

これは、厚生労働省が平成 24 年に法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度等の周知事業（機構も協力）による効果が一巡し、労災保険制度の対象とならない方からの救済制度への請求も減少したことによるものと考えられる。



② 認定状況

●平成 25 年度認定状況

(単位：件)

申請疾病 申請者	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	計
療養中の方	516 (584)	111 (98)	3 (7)	9 (14)	639 (703)
施行前死亡者 の遺族	32[27] (308 [289])	2 (2)	1 (6)	0 (1)	35[27] (317 [289])
未申請死亡者 の遺族	104 (100)	42 (16)	1 (1)	3 (1)	150 (118)
計	652 (992)	155 (116)	5 (14)	12 (16)	824 (1,138)

(注) ( ) 書きは、24 年度の件数。[ ] 書きは、厚生労働省の周知事業による請求と見られる件数で、内数。

平成 25 年度の認定状況は療養中の方 639 件、施行前死亡者の遺族 35 件及び未申請死亡者の遺族 150 件の計 824 件であり、前年度と比べ 27.6%減となっている。このうち中皮腫は全体で 34.3%減となっており、うち療養中の方は 11.6%減、施行前死亡者の遺族は 89.6%減、未申請死亡者の遺族は 4.0%増であり、施行前死亡者の遺族の認定が請求受付件数の大幅な減少（上記①）に応じて減少している。

(資料編 P90\_石綿 10 申請書等の受付状況と認定等状況)

(資料編 P95\_石綿 12 審査中の案件に係る状況（平成 25 年度）)

(資料編 P96\_石綿 13 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成 25 年度）)

(資料編 P97\_石綿 14 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの累計）)

(資料編 P98\_石綿 15 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成 25 年度）)

(資料編 P99\_石綿 16 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの累計）)

③ 療養中の方に係る処理日数の状況

申請から認定等決定までの平均処理日数は 115 日（前年度 130 日）である。このうち、1 回の医学的判定で認定されたものは平均 61 日（同 79 日）、追加資料が必要とされた案件は平均 197 日（同 202 日）である。

認定等決定までの平均処理日数が減少となったのは、以下のことが主な要因と考える。（具体的な取組については、(2) を参照。）

- ・申請から医学的判定の申出までの日数が 24 日（前年度 37 日）と減少したこと。
- ・追加・補足資料の件数低減に努めたこと。
- ・審査分科会において中皮腫及び肺がんについて蓋然性が高いと判断された案件により、環境省での手続が簡略化され中皮腫と肺がんに係る判定の申出から認定までの日数（25 年度 37 日、24 年度 42 日）が減少したこと。

●平成 25 年度 療養中の方に係る平均処理日数等 (単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		申請から医学的判定 申出までの平均日数		件 数
1 回の医学的判定	115 (130)	61 (79)	24 (37)	23 (36)	457 (507)
追加資料が必要と されたもの		197 (202)		27 (38)	300 (356)

(注) ( ) 書きは、前年度の実績。

④ 判定が 1 回で済んだケースにおける処理日数の分布状況

判定が 1 回で済んだケースの総件数 457 件のうち 90 日以内に事務処理が行われたのは 385 件 (84.3%) となっている。

●平成 25 年度 判定 1 回で済むケースでの処理日数分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	24 年度
21～60 日	243 件	243 件	53.2%	28.4%
61～90 日	142 件	385 件	84.3%	70.4%
91～120 日	63 件	448 件	98.0%	89.9%
121～150 日	3 件	451 件	98.7%	96.8%
151 日以上	6 件	457 件	100.0%	100.0%
総 計	457 件			

※前年度の認定等決定までにかかった日数。

(資料編 P93\_石綿 11 認定等に係る処理日数)

(2) 認定等までの期間短縮に向けた具体的な取組

① 追加・補足資料の件数低減に向けた取組

申請者等から提出された医学的資料に不足がある場合に、機構が自主的に医療機関に連絡を行い資料提出の協力を求めた結果、資料を求めた 13 件のうち 8 件が 1 回の判定で認定となった。

② 医療機関に対する追加依頼

環境省の医学的判定において追加資料が必要とされ、申請者等に追加資料を求めたものの資料の提出がなく審査が長期間にわたっているものについて、機構から医療機関に対して依頼を行うなどして判定に必要な資料を整備し申出を行った。

また、追加資料の依頼内容については、環境省とその内容について十分確認を行い、必要に応じて環境省の担当官から医療機関に連絡を行うなどきめ細かく対応することにより、医療機関からの的確な資料が提出されるように努めた。

(3) 判定基準の改正を受けての取組

平成 25 年 6 月に救済制度の判定基準が改正されたことを受けて、医師向けの手引の改正を行うとともに、新たに判定基準についてのリーフレットを作成し、これまで医学的資料の提出のあった医療機関（1,452 か所）に配布した。

また、改正前の判定基準により不認定とされた案件のうち、環境省において過去の議事録から個別に連絡が必要とされた案件については、電話及び文書により周知を行った。その結果、17 件の申請・請求を受け付け、全てが認定となった。

(4) 厚生労働省・労災保険制度との連携強化

本来労災保険制度に申請すべき者が、機構の方に申請する事案があることから、機構から直接労災保険窓口へ申請者の情報を提供し、同窓口から労災保険制度の請求を勧奨してもらえよう、環境省に対して調整を行った結果、平成 25 年 6 月に関係通達の改正が行われ厚生労働省にも通知がされた。

また、通知を受けて厚生労働省と調整を行い、労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を精査した上で厚生労働省に 13 件の情報提供を行った。

(5) 中皮腫登録に向けた取組

中央環境審議会の答申（二次答申）では、検討課題として機構に集まる中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し情報提供することが掲げられており、平成 25 年度では環境省からの依頼を受けて、救済制度で認定された中皮腫症例に関する情報を整理、集計する業務を行った。

(6) 申請（請求）手引等の見直し

判定基準の改正と合わせて、申請（請求）に係る手続様式等も改正されたことから、9 種類全ての手引について改定を行い、申請者、関係機関等に配布するとともに、判定基準の改正についてもチラシを作成し周知を行った。

また、申請者には高齢者が多いことから、手引を送付する際には提出資料について、付箋等で強調するなどして分かりやすい案内に努めた。

(7) 救済給付の迅速かつ適正な支給

① 救済給付の支給状況

平成 25 年度は、被認定者等に対し総額 29 億 7,214 万円の支給を行った（前年度比 20.3%減）。

主な減少要因は、特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支給実績が 454 件（13 億 6,155 万円）から 171 件（5 億 1,283 万円）に減少していることで、これは、平成 24 年に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度等の周知事業（機構も協力）の効果が一巡したことによるものと考えられる。

●平成 25 年度 救済給付の支給状況

(単位：件、千円)

給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金等	救済給付調整金	計
件数	14,291 (13,342)	6,290 (5,839)	411 (400)	171 (454)	253 (255)	21,416 (20,290)
金額	409,942 (385,735)	1,602,992 (1,548,128)	81,789 (79,600)	512,829 (1,361,546)	364,589 (355,422)	2,972,141 (3,730,431)

(注) ( ) 書きは前年度の実績。

(資料編 P100\_石綿 17 救済給付の支給件数・金額 (経年変化))

② 救済給付の支給に係る処理期間の状況

- ・ 療養者関係の給付では、医療費 (償還)、療養手当 (初回) いずれも前年度並みとなっている。
- ・ 被認定者遺族等への給付では、未支給の医療費等及び救済給付調整金について短縮されている。
- ・ 特別遺族弔慰金・特別葬祭料では、未申請死亡については前年度並みであり、施行前死亡については短縮されている。

●平成 25 年度 支給までの処理期間

(単位：日)

区分	処理期間	対前年度増▲減日数
療養者関係	・ 医療費 (償還)	48 (47) 1
	・ 療養手当 (初回)	18 (17) 1
被認定者遺族等関係	・ 葬祭料	29 (31) ▲2
	・ 未支給の医療費等	40 (47) ▲7
	・ 救済給付調整金	57 (65) ▲8
特別遺族弔慰金・特別葬祭料	・ 未申請死亡	15 (14) 1
	・ 施行前死亡	11 (19) ▲8

(注 1) ( ) 書きは前年度の実績。

(注 2) 療養手当 (初回) 及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

(注 3) 処理期間は、いずれも中央値。

③ 救済給付の迅速かつ適正な支給に係る取組

- ・ 認定の時期に応じて支給の時期を早めるよう支払日を複数化する取組を継続した。
- ・ 請求者個々の事情に応じて必要となる具体的な書類を明示し、実際に使用する様式を添えるなど、請求者ごとに、分かりやすく、請求の手続きを案内することに努めた。
- ・ 管轄の労働基準監督署へ個別に照会している労災保険給付等の支給状況の確認の方法について厚生労働省と協議を進め、照会先を厚生労働省本省に一元化することで合意した。
- ・ 被認定者が石綿健康被害医療手帳を使用する医療機関の医事部門に対する医療費請求手続の周知に取り組んだ。

(8) 認定更新業務の実施

① 申請漏れの防止

申請漏れないよう次のとおり取り組んだ。

- ・ 認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・ 満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・ 満了月の4か月前に認定更新申請の催告を開始
- ・ 満了月の2か月前を目途に認定更新申請に係る認定等の決定、更新者に対し新しい医療手帳を交付

② 認定更新の状況

平成25年度は、平成25年6月から平成26年5月までに認定の有効期間が満了する者を対象に認定更新等の決定を行った。

平成26年5月までに認定の有効期間が満了する46件のうち42件の申請を受け付け、更新等の決定（更新39件、更新しない3件）を行った。4件については、更新申請の意思がないことが確認された。なお、平成23年3月からの認定更新者の累計は236名となっている。

●認定更新の状況

(単位:人)

更新等 決定年度	認定の有効期間 満了月	認定疾病	被認定者	更新等 対象者	更新 申請者	更新	更新 しない
平成22年度	平成23年3月	中皮腫	284	60	60	60	0
	～	肺がん	71	15	15	15	0
	平成23年5月	計	355	75	75	75	0
平成23年度	平成23年6月	中皮腫	366	30	30	26	4
	～	肺がん	117	26	26	23	3
	平成24年5月	計	483	56	56	49	7
平成24年度	平成24年6月	中皮腫	414	49	49	49	0
	～	肺がん	109	27	26	24	2
	平成25年5月	計	523	76	75	73	2
平成25年度	平成25年6月	中皮腫	354	26	25	25	0
	～	肺がん	99	20	17	14	3
	平成26年5月	計	453	46	42	39	3
累計		中皮腫	1,418	165	164	160	4
		肺がん	396	88	84	76	8
		計	1,814	253	248	236	12

(注) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。

#### (9) 石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

- ・ 平成 22 年 7 月から指定疾病に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が追加されたことに伴い平成 22 年度から開始した本業務について、本年度も環境省からの依頼により実施した。
- ・ 業務の主たる内容は、引き続き、著しい呼吸機能障害が認められるには至らないと判定された石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の方を対象とする健康管理支援と放射線画像の不足などにより不認定と判定された方を対象とする画像撮影補助である。
- ・ 専門委員会を 4 回開催し、各対象者に係る実施内容等を検討した。
  - 第 1 回：平成 25 年 7 月 5 日
  - 第 2 回：平成 25 年 10 月 29 日
  - 第 3 回：平成 26 年 1 月 9 日
  - 第 4 回：平成 26 年 3 月 5 日
- ・ 委員会で決定した実施内容に基づき、対象者への事業案内、実施医療機関との委託契約、健康診断受診者への保健指導及び画像撮影補助対象者との調整等を行った。
- ・ 平成 26 年 3 月末時点の対象者は 9 名（健康管理支援 6 名、画像撮影補助 3 名）となっている。

#### 自己点検結果

- ・ 申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学的判定 1 回で認定等に至る案件の期間が、前年度 79 日から今年度 61 日に、追加資料を求められたものを含めた全体でも、130 日から 115 日に短縮ができた。
  - また、療養中の方からの認定申請について、判定が 1 回で済んだ件数のうち 84.3%を 3 か月以内に処理することができた。
- ・ 被認定者遺族等への支給に係る処理期間は、未支給の医療費等において 7 日、救済給付調整金において 8 日短縮することができた。また、特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支給に係る処理期間も、施行前死亡に係るものについて 8 日短縮することができた。
- ・ 個別に管轄の労働基準監督署に照会し確認していた労災保険給付等の支給状況について、厚生労働省との協議により、照会先を厚生労働省本省に一元化することで合意するなど、連携の強化が図られた。
- ・ 認定更新申請手続きの遑憑を漏れなく行い、更新等対象者 46 名のうち申請する意思のない 4 名を除く 42 名からの申請について、更新等の決定を完了することができた。

#### 4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

##### 平成 25 年度計画の概要

- 認定・給付システムの確実な運営・保守を行い、情報セキュリティ、業務の安定的実施を確保する。
- システム運営での改善点などを検討、整理し、業務を効率化する。
- 研修等により個人情報保護、情報セキュリティルールの遵守を確保する。

##### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 認定・給付システムの機器更改に向けた準備
- ・ 情報セキュリティ等の確保

##### 平成 25 年度の業務実績

###### (1) 認定・給付システムの改修と運用保守管理

###### ① 運用保守管理

石綿健康被害救済認定・給付システムのハードウェアのリース契約、及びプログラム保守契約が今年度末で終了となることから、一般競争入札（総合評価システム）での入札を行った。

システムの安定的運用を継続させ、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図るため、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターへ移行した。

###### ② システム改修

認定・給付システムについて、次の改修等を行い、効率化を図った。

- ・ 医療手帳印刷用データ作成機能の改修
- ・ 給付及び認定更新対象者の事務手続きに係る帳票の不具合の修正
- ・ 認定申請の有効期限を考慮した給付データの作成や誤支給防止の注意喚起機能の追加
- ・ 今年度変更された申請（請求）様式及び判定様式の改正に伴う入力項目の追加

###### (2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化

個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、以下の規則・手順書に基づき、石綿健康被害救済部内の情報セキュリティ研修を確実に実施した。（年度当初石綿健康被害救済部全職員対象：5月及び異動等7名対象：2月）

- ・ 石綿健康被害救済部における個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
- ・ 石綿健康被害救済部個人情報取扱手順書
- ・ 石綿健康被害救済部情報セキュリティ対策実施手順書

#### 自己点検結果

- ・ 機器更新に伴い、サーバ機器等のハードウェアをデータセンターへ移行したことにより、システムの安定的運用を継続させ、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図ることができた。
- ・ 認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミス削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、その徹底を図ることができた。



## 5. 救済給付費用の徴収

### 平成 25 年度計画の概要

- 特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 特別拠出金の着実な徴収

### 平成 25 年度の業務実績

- (1) 特別拠出金の対象となる特別事業主 4 者に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、各事業者から延納申請（4 期に分納）が提出され、徴収すべき額（計 324,369,182 円）を徴収した。
- (2) これまで申告・納付がなかった船舶所有者に対して、平成 25 年 3 月に催促文書を送付し、同年度末で 88 件、282,588 円の収納があったが、なお申告・納付がなかった船舶所有者に対し、同年 4 月に一般拠出金の額の決定・通知を行った。  
さらに、決定通知に基づく納付がなかった船舶所有者に対して 7 月に督促を行い、その結果、平成 25 年度において、903 件、1,809,693 円の収納があった。

### 自己点検結果

- ・ 特別拠出金の徴収を着実に実施した。
- ・ 船舶所有者に係る一般拠出金について、これまで未納付であった船舶所有者に対して督促等を行うなど、公平な徴収に努めた。

## 6. 救済制度の見直しへの対応

### 平成 25 年度計画の概要

- 中央環境審議会の石綿健康被害救済制度に対する指摘事項等について環境省及び厚生労働省と連絡、調整を行い対応を図る。
- 救済制度のより円滑な運営のため、制度改正等について関係機関等と意見交換を行う。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ より円滑な制度運営に向けて、関係機関等との意見交換の実施

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 労災保険制度との連携

本来労災保険制度に申請すべき者が、機構の方に申請する事案があることから、機構から直接労災保険窓口へ申請者の情報を提供し、同窓口から労災保険制度の請求を勧奨してもらえるよう関係通達の改正が行われたことを受けて、労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を精査した上で厚生労働省に情報提供を行った。

#### (2) より円滑な制度運営に向けての意見交換

肺がん判定基準変更に伴う措置や中皮腫登録に関する本年度の業務内容等について、環境省との随時の打合せにおいて意見交換を行った。

### 自己点検結果

- ・ 労災保険制度との連携について、前年度から環境省と調整を行った結果、関係通達の改正が行われ、労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を厚生労働省に情報提供することができた。
- ・ 環境省との定例会において、有益な意見交換を行うことができた。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 組織運営

#### 平成 25 年度計画の概要

- 管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を行い、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築。（具体的な合理化目標の計画については、「4. 職員の人事に関する計画」において明示。）
- コンプライアンス・マニュアルを活用し、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、内部統制を強化。
- コンプライアンス推進委員会において、内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。
- 大阪支部を平成 25 年度中に廃止する。

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 内部統制強化への取組と組織運営の信頼性の向上

#### 平成 25 年度の業務実績

##### （1）組織体制の整備

- ・ これまで企画課職員の併任による監査室の体制について、平成 25 年 4 月に監査室員を全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。
- ・ また、監査業務を実施できる人材を育成するため、平成 25 年 7 月に各部の職員 6 名を臨時監査職員に任命し、担当と異なる業務の監査に従事させた。
- ・ 業務の進捗状況に応じ、事業管理部の実施体制を見直し、2 名削減した。

##### （2）内部統制の強化

機構におけるリスク管理の強化に加え、役職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、理事長のリーダーシップの下、組織横断的な業務の点検・見直しを行うとともに、ボトムアップとトップダウンの融合による業務の改善に向けた取組を行った。

###### ① 契約手続きに関する標準化・統一化

- ・ 契約手続きを機構全体として標準化・統一化し、契約に係る事案について事前に点検するため、契約手続審査委員会を設置し、平成 25 年 4 月から実施した。

###### ② 役員懇談会の実施と結果の反映

- ・ 役員懇談会を定期的に開催（延べ 15 回）し、昨年意見交換を行った機構内の課題について、担当部署の管理職からの報告を踏まえて、課題解決のための検討を行い、可能なものから実施した。

##### <検討結果の実務への反映例>

- ア. PDCA 手法を用いた課長職のマネジメント能力向上への取組
- イ. 共同調達の推進（コピー機、派遣職員）
- ウ. 機構の存在意義を高める戦略的広報の取組

<他の主な検討内容>

- ア. キャリアパスに応じた職員研修
- イ. 情報システム管理体制のあり方
- ウ. 継続雇用職員の勤務のあり方
- エ. 人事評価制度の見直し など

③ プロジェクトチームによる実践的取組

- ・ 理事長の指示の下、地球環境基金事業創設 20 年を契機として、地球環境基金部職員を中心とした組織横断的なプロジェクトチームを設置し、これまでの事業を総括し、事業に係るニーズや課題を整理したうえで今後の事業のあり方を中心に検討した。その成果は、平成 25 年 11 月末の 20 周年シンポジウムの開催及び 20 周年誌の編纂、平成 26 年 1 月から募集した助成金交付要綱に反映させた。
- ・ 同様に、健康被害予防基金の運用益の減少を踏まえ、平成 26 年度以降の事業のあり方について、「事業の選択と集中」の視点から整理・検討するため、予防事業部職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、課題別見直し案を取りまとめた。その成果は第三期中期目標期間において順次反映させることとした。

④ ガバナンスの強化

- ・ 平成 25 年 11 月に、内部統制基本方針に基づき、課長代理、係長級職員との意見交換を通じ、1) 現在の課題と取組状況、2) 部下育成とコミュニケーションの取組など、職員の業務に取り組む姿勢について理事長が確認を行った。
- ・ 平成 25 年 4 月と 10 月に上半期、下半期の開始日と、平成 26 年 1 月の仕事始めにおいて理事長から全職員に対し、機構のミッションや機構の業務運営の方針について訓示を行い、理事長の考えを周知した。

⑤ リスク管理の強化

- ・ リスク管理委員会を計 2 回（10 月、1 月）開催した。
- ・ 大阪支部の廃止（6 月）に伴い、支部の所掌業務におけるリスク項目が純減したことから、リスク総数の更新を行った。
- ・ リスク管理（リスクの想定や分類、評価[影響度・発生頻度]、リスクへの対応）が適切かつ有効なものであるか確認するため、点検方法の検討及び点検表等の作成を行い、リスク管理全般にかかる自己点検を実施した（11 月～12 月）。なお、組織として優先して対応すべきリスク（重要リスク：69 項目）については、専用の様式（個票）を作成し、より詳細な点検を行った。
- ・ 点検結果を踏まえたリスク管理状況の更新を行い、リスク総数については、類似する想定リスクの統合や事務の終了に伴う想定リスクの削除等により 5 項目減少した。

（リスク総数の変動）

時点	平成 24 年度末	平成 25 年 6 月末 （大阪支部廃止後）	平成 25 年 12 月末 （自己点検後）
リスク総数	650 項目	607 項目	602 項目

（資料編 P101\_共通 1 重要リスク点検表、リスク分類ごとの件数と重要リスク項目の事例）

⑥ 情報セキュリティ対策の強化

項目	主な取組内容
○情報システム管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署で独自に調達し、運用している情報システムの管理体制を強化するため、組織規程及び関係する実施手順書を改正して企画課の権限と役割分担を明文化した上、各部署のシステム担当者との更なる連携強化を図った。</li> <li>・全職員に対して情報セキュリティ実施手順書の内容について自己点検を実施した上、情報セキュリティ研修を行い、実施手順書の定着化を図った。(H25.12)</li> </ul>
○情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年6月に開催した情報セキュリティ委員会において、平成24年度情報セキュリティ監査の指摘事項への対応状況を報告するなど、機構内部の情報共有化を推進した。</li> </ul>
○サイバー攻撃対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に実施した専門業者によるネットワーク脆弱性診断において指摘された中程度以上の脆弱性について対策を実施した。</li> <li>・本年度も専門業者によるネットワーク脆弱性診断を行い、新規調達サーバの脆弱性を公開前に検出し、対策を実施した。(H25.12)</li> </ul>
○情報システムのセキュリティ強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページサーバについて、侵入防御装置(IPS)を導入し、サーバ機器を二重化することでセキュリティ対策及び可用性を強化した。</li> <li>・基盤系サーバについて、サーバ機器を二重化することで可用性を強化した。</li> <li>・データセンターの活用について、平成24年度に設置した補償業務部の全サーバに続いて、石綿健康被害救済認定・給付システムのサーバをデータセンターへ設置し、セキュリティ及び可用性を強化した。</li> </ul>

- ・ 最高情報セキュリティアドバイザーとの定例会議を毎月行い、各部署及び機構全体の情報セキュリティに係る助言を受け、自己点検の実効性の強化等、情報セキュリティレベルの向上のための取組を実施した。
- ・ 各部署の情報システム関連の案件において十分なセキュリティが確保されるよう、企画段階や仕様書のレビューに企画課職員が参加して専門的な助言を行い、情報セキュリティ体制の効果的な運用を実施した。

(3) コンプライアンスの強化

- ・ 平成26年1月にコンプライアンスに関する日頃の実施状況について確認するため、職員の自己点検を実施した。
- ・ 平成26年1月に職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの基本及び民間企業での違反事例について研修した。また、平成25年12月には、職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。

#### (4) 監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の1つが「内部統制の状況」であり、次の所感を受けた。

(監事所感)

「内部統制については、理事長指示により組織の横串機能の強化施策（例えば契約手続審査委員会の本格運用を開始したこと、また、次期中期計画への反映も企図し、地球環境基金創設20周年を契機として今後の地球環境基金業務の在り方等を考えるPT、基金の運用益減少を踏まえ公害健康被害予防業務の今後の在り方を検討するPTを組織横断的なメンバー構成で組織し、一定の結論を得たこと、更に、各部から若手職員を監査室へ併任発令し、監査実務への関わりを通し若手職員の人材育成などにも取り組んだこと）とともに、年度当初、下期開始時及び年初などにおける理事長訓示による経営の方針、職員への指示・期待の発信、理事長と職員各層との意見交換の場の継続運営など、統制環境の一層の充実化に引き続き取り組み、更に、監査室職員の専任化によるモニタリング体制の強化を図った。

また、課長職の能力向上が組織力向上の要であるとして、課長を対象としたPDCAによる課題解決力向上への取組（目標による管理）を実施した。課長と役員が直接対面し、プレゼンテーション、質疑、指導する形式で実施されたことは、人材育成の観点からも特筆すべきものとして挙げられる。今年度の実績を評価し、更に一層の工夫を凝らし、これを拡大継続し、組織力の一層の向上を図っていくことを期待する。

リスク管理については、リスク管理委員会を通し引き続き検討を深めた。そして、今年度は洗い出した全てのリスクについて、点検者により自己点検を実施し、監査室が「重要リスク点検表」に基づき重要リスクへの対応について監査するなど、一定の前進が見られた。リスク管理については、形式的にならないよう、引き続き実態ベースでの取組を地道に継続するとともに、リスクの評価、講じる対策の決定について、経営の一層の関与を期待する。

平成22年度に制定した「内部統制基本方針」に基づき、今後も引き続き、当機構に即した内部統制の整備、運用の深化を期待する。」

#### (5) 大阪支部の廃止

平成25年6月28日に大阪支部を廃止した（登記上平成25年6月30日廃止）。

#### (6) ホームページ等による情報提供

- ・ 平成24年9月に策定されたウェブアクセシビリティ方針に基づき、ホームページ全体のウェブアクセシビリティの向上を図るべく、全体的な改修を実施し、平成25年11月末に完成、12月に公開した。
- ・ 平成25年8月に開催した広報委員会において、機構の広報手段として新たにツイッターを当面試行的に運用することを決定し、同月の情報セキュリティ委員会でセキュリティ面のリスクを検討した上、ツイッター運用に関する留意事項等の整備を行った上で、11月にツイッターの運用を開始した。
- ・ 機構の事業を効果的に伝え、機構の存在意義を高める戦略的な広報を展開するため、平成26年2月に戦略広報チームを立ち上げ、手法等の検討を開始した。

## 自己点検結果

- ・ 内部統制の強化に当たっては、役員懇談会を通じて、理事・監事等が意見交換を行い、機構内の課題について検討し、1) PDCA 手法を用いた課長職のマネジメント強化の取組、2) 共同調達の推進、3) 戦略広報の取組など、可能なものから実施することができた。
- ・ 組織横断的なプロジェクトチームの設置により、個々の事業を様々な視点から整理・検討し事業に反映、または事業の見直し案の取りまとめを行うことができた。
- ・ リスク管理に係る自己点検の結果、洗い出されたすべてのリスクについて対応がなされていることが確認された。また、重要リスクについては、専用の様式（個票）を用いて点検することで、組織として重視すべきリスクの管理状況を特に詳細に確認することができた。引き続き、今回の点検結果を踏まえた点検方法の見直しや点検表の改善を行うとともに、自己点検を継続的に実施することで、適切なリスク管理の確保に努める。
- ・ 基盤系ネットワークシステムの脆弱性指摘への対応を完了し、その他の情報セキュリティ案件についても 着実に進捗させることができた。
- ・ 職員のコンプライアンス意識を高めるため、理事長による職員への訓示及び職員との意見交換、さらに職員研修などを年間を通して実施することができた。
- ・ 大阪支部を平成 25 年 6 月 28 日に、予定より半年前倒しして廃止した。
- ・ ツイッター運用についてのルール等を整備し、機構の広報手段として利用できるようにした。

## 2. 業務運営の効率化

### 平成 25 年度計画の概要

- 外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映。
- サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務について、外部機関を活用。
- 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく取組を実施。
- 給与水準について検証し、給与水準の適正化に取り組み、それらを公表。
- 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。
- 一般管理費、業務経費について、効率的執行に努める。
- 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。
- 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について契約手続審査委員会で審査を実施する。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 人件費、給与水準の適正化
- ・ 予算の適切な執行管理
- ・ 契約に係る競争の推進

### 平成 25 年度の業務実績

#### （1）外部有識者からなる各種委員会の活用

##### ① コンプライアンス推進委員会

平成 26 年 2 月にコンプライアンス推進委員会を開催した。外部委員から、「リスクマップについて、リスクを低減する諸活動が有効に働いているか、どのように低減しているのかりスクの評価があるとわかりやすい」との助言をいただいた。

##### ② 契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」及び「独立行政法人の契約の見直しについて（総務省 平成 22 年 5 月 26 日）」により、委員会を平成 26 年 4 月に開催し、平成 25 年度に締結した随意契約等の点検・確認を行った結果、特に指摘はなかった。

（資料編 P103\_共通 2 機構内に設置した委員会一覧）

#### （2）外部機関の活用

- ・ 平成 24 年度に補償業務部のサーバを設置したデータセンターの空きスペースを活用し、石綿健康被害救済認定・給付システムのサーバを同データセンターに設置し、運用管理を外部委託することでセキュリティ及び可用性の向上を実現した。



- ・ ホームページの更新作業について、全面的に専門業者への外部委託とし、職員の作業効率の向上及び更新用ソフトウェアの廃止による運用経費の削減を実現し、併せてアクセシビリティの水準の維持等、作業品質の確保を図った。

(3) 人件費・給与水準の適正化

- ・ 平成 24 年度の検証結果や取組状況及び国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を平成 25 年 6 月にホームページ上で公表した。
- ・ 平成 24 年度の実績 対国家公務員指数 108.3 (地域学歴勘案 107.6)

●ラスパイレス指数推移 (平成 20 年度～25 年度)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	113.9	112.1	112.8	108.5	108.3	106.4 (見込み)

(資料編 P108\_共通 3 年平均給与額の推移)

- ・ 平成 25 年 9 月に、国家公務員退職手当法の改正に合わせて、役職員の退職手当規程を改正した。
- ・ 平成 26 年 3 月まで「国家公務員の給与等の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた俸給月額を支給額の減額等を引き続き実施した。

(4) 経費の効率化・削減

① 一般管理費の効率化・削減

一般管理費 (25 計画予算額－25 執行見込額) : ▲40 百万円 (430 百万円－390 百万円)  
 一般管理費 (人件費を除く。)について、中期計画の削減目標 (前中期目標期間の最終年度 (平成 20 年度) 比で 15%) を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 25 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、情報システム関係経費の縮減等 (▲30 百万円) や全体的な経費節減等 (▲10 百万円) を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位 : 千円、%)

区分	平成 20 年度 A	平成 24 年度 B		平成 25 年度 C		前年度 増減 (C－B)
			20 年度比 (B/A)		20 年度比 (C/A)	
共通	506,132	計画予算	480,391	▲5.1	430,170	▲50,221
		実績	(92.1) 442,200	▲12.6	(90.8) 390,442	(▲11.7) ▲51,758

(注) 実績欄 B、C の上段 ( ) 書きは計画予算に対する執行率である。

② 業務経費の効率化・削減

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（前中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 25 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

（単位：千円、%）

区分	平成 20 年度 A	平成 24 年度		平成 25 年度		前年度 増減 (C-B)	
		B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)		
公健	336,164	計画予算	370,008	10.1	318,143	▲5.4	▲51,865
		実績	(79.8) 295,352	▲12.1	(79.8) 253,804	▲24.5	(▲14.1) ▲41,548
石綿	354,648	計画予算	266,112	▲25.0	238,652	▲32.7	▲27,460
		実績	(80.4) 213,954	▲39.7	(80.9) 192,953	▲45.6	(▲9.8) ▲21,001
基金	775,701	計画予算	824,213	6.3	817,600	5.4	▲6,613
		実績	(91.3) 752,109	▲3.0	(88.3) 721,540	▲7.0	(▲4.1) ▲30,569
承継	323,609	計画予算	238,744	▲26.2	166,955	▲48.4	▲71,789
		実績	(43.1) 102,861	▲68.2	(60.3) 100,741	▲68.9	(▲2.1) ▲2,120
合計	1,790,122	計画予算	1,699,077	▲5.1	1,541,350	▲13.9	▲157,727
		実績	(80.3) 1,364,276	▲23.8	(82.3) 1,269,038	▲29.1	(▲7.0) ▲95,238

（注）実績欄 B、C の上段（ ）書きは計画予算に対する執行率である。

（資料編 P109\_共通 4 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係）

【各勘定の減少要因】

各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

- ・ 公健勘定（25 計画予算—25 実績）：▲64 百万円（318 百万円—254 百万）  
 汚染負荷量賦課金の徴収に必要な業務費（▲21 百万円）及び徴収委託費等（▲21 百万円）の縮減等のほか、管理費の全体的な節減等（▲22 百万円）。
- ・ 石綿勘定（25 計画予算—25 実績）：▲46 百万円（239 百万円—193 百万円）  
 救済業務における救済給付申請者数が予定より少なかったこと等による全体的な経費の縮減等（▲35 百万円）のほか、管理費の全体的な節減等（▲11 百万円）。
- ・ 基金勘定（25 計画予算—25 実績）：▲96 百万円（818 百万円—722 百万円）  
 助成事業等における助成金の精算等による減等（▲54 百万円）のほか、管理費等の全体的な節減等（▲42 百万円）。
- ・ 承継勘定（25 計画予算—25 実績）：▲66 百万円（167 百万円—101 百万円）  
 債権回収委託費等の縮減等（▲55 百万円）のほか、管理費の全体的な節減等（▲14 百万円）。

（5）随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）（以下「見直し計画」という。）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付することとした。

平成 25 年度契約件数は 63 件、契約金額 1,278 百万円の契約を行い、うち競争性のない随意契約は 2 件、5 百万円であった。

【契約の状況】

（単位：件、百万円）

区分	平成 20 年度実績		平成 24 年度実績		平成 25 年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	128	1,732	108	886	61	1,274
うち （企画競争・公募）	(47)	(402)	(34)	(312)	(1)	(16)
競争性のない随意契約	25	176	5	35	2	5
合計	153	1,908	113	921	63	1,278

（注）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 40 条の規定に基づき、主務大臣が選任した会計監査人と締結する契約は、平成 24、25 年度においては「企画競争」契約として整理している。

【競争性のある契約に付した割合】

平成 20 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績
83.7% (128 件/153 件)	95.6% (108 件/113 件)	96.8% (61 件/63 件)

【競争性のない随意契約に付した割合】

平成 20 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績
16.3% (25 件/153 件)	4.4% (5 件/113 件)	3.2% (2 件/63 件)

一者応札・応募の改善については、平成 24 年 3 月に策定した「一者応札（応募）改善方策」に基づき、適正な準備期間等の確保などの改善に取り組んでいる。

また、一者応札・応募となった案件については、入札説明書等の配布を行った者で応札のなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会等に報告するなどの事後点検を実施し、一層の改善に努めた。

【一者応札・応募の件数】

(単位：件)

	平成 20 年度実績		平成 24 年度実績		平成 25 年度実績	
		うち一者応札		うち一者応札		うち一者応札
一般競争契約	81	(16.0%) 13	74	(8.1%) 6	60	(1.7%) 1
企画競争・公募	47	(31.9%) 15	34	(2.9%) 1	1	(-) 0
計	128	(21.9%) 28	108	(6.5%) 7	61	(1.6%) 1

② 契約に係る審査体制

ア. 契約監視委員会による審査

契約監視委員会において、随意契約、一者応札・応募の見直し状況について、事後評価を受けた。

また、新規の競争性のない随意契約については、事前に委員会の意見を聴取すること等により点検を実施した。

(資料編 P110\_共通 5-① 契約の現状)

(資料編 P112\_共通 5-② 契約に関する取組状況)

(資料編 P114\_共通 6 契約監視委員会等の概要について)

イ. 機構内における審査体制

(ア) 契約手続審査委員会による審査

調達等に係る公正を確保し、契約手続きの厳格な運営を図るため、契約手続審査委員会を平成 25 年 4 月 1 日に設置し、契約手続きの事前審査機能を強化した。

委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、委員会 41 回、分科会 1 回を開催し、73 件の案件の審査及び契約手続き等の統一的なルール等の策定を行った。

(イ) その他の審査等

・ 少額随契案件の審査

少額随契等については、契約手続審査委員会の審査を要しないこととしたが、本年度から経理部において全件審査を行うこととした。

- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000万円以上については、契約担当理事のほか、経理担当理事の審査を実施した。
- ・ 一定額（100万円等）以上の契約について、毎月理事会に報告し点検のうえ毎月ホームページで公表した。

③ 当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が1/3以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職している取引先は、該当がなかった。

(6) 資金運用一元化の推進に伴う効率的な資金運用の実施

平成23年7月の運用業務一元化以降、その効果をより発揮するため、次のような方策を講じ、きめ細かな資金運用に取り組んだ。

- ・ 普通預金に必要以上の資金を残さないよう、大口定期預金、譲渡性預金への積極的かつ効率的な運用
- ・ 運用利息の優位性を踏まえ、譲渡性預金を積極的に活用した幅広い運用
- ・ 短期運用中心であった維持管理積立金について、資金の将来推計を整理し、安全性を確保した上で一部を中長期運用とする効率的な運用

なお、預金運用に係る相手先選定方法の例外として、想定外の資金受入時、運用先選定の引き合い事務手続きによって生じる資金滞留を解消するため、運用期間が3週間以内の預金運用に限って、次のいずれかの方法で、ただちに運用先を決定できることとし、効率的な資金運用を行った。

① 普通預金口座銀行との相対取引による預入

② メガバンク2行以上に引き合いし、有利なレートを提示した銀行への預入

<表1> 資金別・種類別の平均残額対比

(単位: 百万円)

【平成24年度】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	A+E		
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
12,546	65,708	20,496	148,333	234,537	247,083	
5.08%	26.59%	8.30%	60.03%	94.92%	100%	

<表2> 運用件数の対比

(単位: 件)

	H24年度	H25年度	増減
総件数	78	94	16
大口定期預金	18	10	▲8
譲渡性預金	60	84	24
運用期間3ヶ月以内の件数	51	60	9

【平成25年度】

普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	資産合計
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
7,035	20,268	119,087	114,739	254,094	261,129
2.69%	7.76%	45.60%	43.94%	97.31%	100%

【増減】

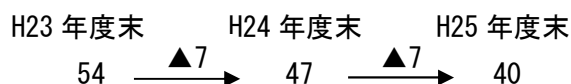
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	資産合計
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
▲5,511	▲45,440	98,591	▲33,594	19,557	14,046
▲2.39%	▲18.83%	37.30%	▲16.09%	2.39%	

(資料編 P116\_共通7 運用方針について)

#### (7) 普通預金口座の整理

平成 24 年度以降、普通預金口座の集約化を進め、事務に支障を来さないことを確認しつつ、口座の適正な管理を図った。合わせて、当座預金口座を解約し、普通預金口座からの支払に集約化した。

##### 【普通預金口座の推移】



#### 自己点検結果

(1) 平成 24 年度のラスパイレス指数については、毎年、給与水準の低減のための方策を継続的に講じてきたことにより、平成 23 年度を下回る水準となった。

(2) 退職手当の支給水準の引下げに係る改正を行うことにより、国家公務員の退職手当と同等の支給水準とした。

#### (3) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、所要の削減を見込んだ予算を作成したうえで、より効率的な執行に努め、それぞれ中期計画を上回る削減を達成した。

##### ① 一般管理費の効率化・削減

一般管理費については、対平成 20 年度比で▲22.9%を達成し、中期計画の削減目標（平成 20 年度比で▲15%）を約 8 ポイント上回った。

##### ② 業務経費の効率化・削減

業務経費についても、各勘定において、中期計画の削減目標（平成 20 年度比で▲5%）を上回り達成した。

公健勘定	▲24.5%
石綿勘定	▲45.6%
基金勘定	▲7.0%
承継勘定	▲68.9%

#### (4) 随意契約等の見直し

##### ① 契約に係る競争の推進

- 平成 25 年度に締結した契約で競争性のない随意契約 2 件（大阪支部廃止に伴う事務所現状回復工事及び機構契約宿舎規程に基づく借上宿舎）については事前に契約監視委員会から「当該契約の性質が競争を許さないもので随意契約についてやむを得ないもの」との意見を聴取した。
- ホームページ上の調達情報の「契約の発注の見込み」について、平成 25 年 4 月以降毎月、最新の情報に変更し、調達の周知期間の拡大を図った（公表から入札までの平均日数は 79 日。）。

- ・ 契約の公表案件等（8 案件）について、適切に公表し透明性の確保を図った。
- ・ 公告期間等の準備期間について、統一的に、十分な準備期間が確保できるように、スケジュール設定を行った。

（資料編 P117\_共通 8 随意契約等見直し計画）

（資料編 P120\_共通 9 一者応札（応募）改善方策）

## ② 契約に係る審査体制

### ア. 契約監視委員会による審査

- ・ 平成 24 年度の契約案件（随意契約 5 件、一者応札 7 件）については、平成 25 年 4 月 10 日に委員会を開催し審査を実施。平成 25 年度の契約案件については、平成 26 年 4 月 8 日に審査を実施した。
- ・ 新規の競争性のない随意契約 2 件について、事前に意見を聴取した。

### イ. 機構内における審査体制

#### ・ 契約手続審査委員会の設置

平成 25 年 4 月 1 日から契約手続審査委員会を設置し、少額随契以外の支出の原因となるすべての契約について、委員会 41 回、分科会 1 回を開催し、73 件の案件の審査及び契約手続等統一的なルール等について審査を受けた。

#### ・ 少額随契案件の審査

契約手続審査委員会で対象としていない少額随契等については、経理部において全件審査を行った。

## （5）資金運用の一元化の推進

運用にあたっては、原則引き合いにより優位性を確保しつつ、短期間の運用に限った選定手法を新たに設けたことによって運用効率を更に高めることができた。

（資金運用比率 H24 年度：94.92%→H25 年度：97.31%）。

### 3. 業務における環境配慮

#### 平成 25 年度計画の概要

- 平成 24 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成・公表。
- 温室効果ガスについて、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画（平成 20 年 1 月 8 日）を参考に、排出抑制に取り組む。

（参考）

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO<sub>2</sub>

平成 18 年度比 3%削減量 80,403 kg-CO<sub>2</sub>

#### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 電気使用量の管理強化

#### 平成 25 年度の業務実績

##### （1）環境報告書の作成・公表

- ・ 東日本大震災に関連した継続支援、環境分野における国際活動及び環境配慮の取組等を紹介した「環境報告書 2013」を作成し、平成 25 年 9 月にホームページで公表した。
- ・ また、平成 24 年度に引き続き職員の通勤や ERCA の業務活動に伴う二酸化炭素排出量を算出し、同報告書に掲載した。
- ・ 外部有識者の意見も踏まえ構成を検討し、レイアウトについて工夫するなど、読みやすい環境報告書づくりに取り組んだ。
- ・ 環境報告書を、環境関係の機関等に送付するほか、地球環境基金創設 20 周年記念シンポジウムで参加者に配布した（300 部。H25.11）。

##### （2）環境負荷の低減

- ・ 入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象とし、昨年度に引き続き以下のように電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。
  - ア) 執務室内の照明一部取り外し
  - イ) 昼休みや退出時の自主的な部分消灯
  - ウ) 執務室エリアの照明のゾーン管理
  - エ) 離席時の PC モニターの電源オフ
- ・ 電気使用量の削減を図るため、平成 25 年 9 月に事業管理部、予防事業部、平成 26 年 2 月に地球環境基金部、補償業務部の執務スペースを中心に LED 蛍光灯を増設した（延べ 200 本）。
- ・ これらの取組の結果、電気使用量については、平成 18 年度に比べ 55.0%減少、温室効果ガス量は 35.6%の減少となった。



(参考) ※25年度温室効果ガス量は暫定値

年度	電気使用量	対 18 年度増減比
25	101,664 Kwh	▲55.0%
24	115,796Kwh	▲48.8%
23	117,089Kwh	▲48.2%
22	182,562Kwh	▲19.2%
21	185,982Kwh	▲17.7%
20	190,956Kwh	▲15.5%
19	206,578Kwh	▲8.6%
18	225,975Kwh	-

温室効果ガス量	対 18 年度増減比
53,345Kg-CO <sub>2</sub>	▲35.6%
60,641Kg-CO <sub>2</sub>	▲26.8%
54,036Kg-CO <sub>2</sub>	▲34.8%
66,743Kg-CO <sub>2</sub>	▲19.5%
69,246Kg-CO <sub>2</sub>	▲16.5%
78,358Kg-CO <sub>2</sub>	▲5.5%
86,559Kg-CO <sub>2</sub>	4.4%
82,890Kg-CO <sub>2</sub>	-

### (3) 環境配慮のための実行計画の策定

平成 25 年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、下記の項目について実行計画を定めた。

項目	主な取組内容
○エネルギー(電気使用量の削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。</li> <li>・ 機構の内部向け資料等は、機構内 LAN に掲載して、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。</li> <li>・ 使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。</li> <li>・ 主催イベント等において包括的に環境配慮を行う。</li> <li>・ コピー用紙、印刷物・パンフレット等、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。</li> <li>・ 機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年 1 回公表する。</li> <li>・ 役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事や NGO が行う環境保全活動等へ参加するよう努める。</li> </ul>
○省資源(用紙類の使用量削減)	
○節水	
○廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	
○イベント等の実施における環境配慮	
○グリーン購入の推進	
○温室効果ガス排出量の把握	
○役職員に対する啓発	

(資料編 P122\_共通 10 平成 25 年度環境配慮のための実行計画)

### 自己点検結果

- ・ 東日本大震災に関連した継続支援及び環境分野における国際活動を集集し、外部有識者の意見を反映し、読みやすい環境報告書を取りまとめることができた。
- ・ 本年度も可能な限り節電に取り組み、引き続き温室効果ガス削減目標を達成した。

### Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積りを含む。）

2. 収支計画

3. 資金計画

#### 平成 25 年度計画の概要

##### （1）予算

① 総計	別表-1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表-2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表-3
④ 基金勘定	別表-4
⑤ 承継勘定	別表-5

##### （2）収支計画

⑥ 総計	別表-6
⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表-7
⑧ 石綿健康被害救済業務勘定	別表-8
⑨ 基金勘定	別表-9
⑩ 承継勘定	別表-10

##### （3）資金計画

⑪ 総計	別表-11
⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表-12
⑬ 石綿健康被害救済業務勘定	別表-13
⑭ 基金勘定	別表-14
⑮ 承継勘定	別表-15

## 25年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約766億円に比し実績額約745億円と▲20億円（▲2.6%）の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約773億円に比し実績額約670億円と▲103億円（▲13.3%）の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

### 【法人総計】

（単位：百万円）

事項	計画予算	実績	差額
収入	76,554	74,537	▲2,017
支出	77,262	66,952	▲10,311

### 【公害健康被害補償予防業務勘定】

（単位：百万円）

事項	計画予算	実績	差額
収入	47,837	45,403	▲2,434
支出	48,024	45,446	▲2,578

収入のうち、賦課金等の業務収入が納付金の減少等に伴い計画を下回ったことから▲2,408百万円の減少となったこと等による。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため。

### 【石綿健康被害救済業務勘定】

（単位：百万円）

事項	計画予算	実績	差額
収入	10,432	10,517	85
支出	10,355	3,775	▲6,580

収入は、石綿健康被害救済基金の運用による利息収入が50百万円増加したこと等による。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画を下回ったこと等から、▲6,580百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4,119	4,130	11
支出	4,284	3,410	▲874

収入は、都道府県補助金収入で▲104百万円計画を下回ったものの、運用収入等の増加により計画を上回る実績となった。

支出については、計画に比し▲874百万の減少となっているが、PCB 廃棄物の処理が計画を下回ったため、日本環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等による。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	14,166	14,488	322
支出	14,600	14,322	▲279

収入は、計画に比し 322 百万円増加しているが、業務収入（事業資産の譲渡収入及び貸付回収金）等が計画を 4,049 百万円上回ったこと等による。なお、業務収入の増加により資金調達が必要なくなった（▲3,500 百万円）。

支出については、▲279 百万円となっているが、サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回ったこと等による。

平成25年度計画予算

別表-1

(総計)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	1,505	1,505	-	
国庫補助金	2,010	1,742	△ 268	
その他の政府交付金	17,656	17,648	△ 8	
都道府県補助金	1,500	1,396	△ 104	
長期借入金	3,500	-	△ 3,500	
業務収入	48,835	50,471	1,636	
受託収入	-	3	3	
運用収入	1,297	1,387	90	
その他収入	252	386	134	
計	76,554	74,537	△ 2,017	
[支出]				
業務経費	62,507	52,286	△ 10,221	
公害健康被害補償予防業務経費	47,784	45,223	△ 2,561	
うち人件費	403	269	△ 134	
石綿健康被害救済業務経費	10,075	3,525	△ 6,550	
うち人件費	281	232	△ 50	
基金業務経費	4,163	3,293	△ 870	
うち人件費	134	110	△ 24	
承継業務経費	484	245	△ 239	
うち人件費	259	136	△ 123	
受託経費	-	3	3	
借入金等償還	13,662	13,662	-	
支払利息	328	308	△ 20	
一般管理費	766	694	△ 72	
うち人件費	335	303	△ 32	
計	77,262	66,952	△ 10,311	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	272	272	-
国庫補助金	250	242	△ 8
その他の政府交付金	8,559	8,556	△ 3
業務収入	37,773	35,365	△ 2,408
運用収入	972	947	△ 25
その他収入	10	20	10
計	47,837	45,403	△ 2,434
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	47,784	45,223	△ 2,561
うち人件費	403	269	△ 134
一般管理費	240	223	△ 17
うち人件費	108	99	△ 10
計	48,024	45,446	△ 2,578

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	9,097	9,092	△ 5
業務収入	1,258	1,252	△ 6
受託収入	-	3	3
その他収入	77	169	92
計	10,432	10,517	85
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	10,075	3,525	△ 6,550
うち人件費	281	232	△ 50
受託業務費	-	3	3
一般管理費	280	247	△ 32
うち人件費	115	106	△ 10
計	10,355	3,775	△ 6,580

別表-4

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	711	711	-	
国庫補助金	1,500	1,500	-	
都道府県補助金	1,500	1,396	△ 104	
運用収入	324	440	115	
その他収入	83	83	△ 0	
計	4,119	4,130	11	
[支出]				
業務経費				
基金業務経費	4,163	3,293	△ 870	
うち人件費	134	110	△ 24	
一般管理費	120	117	△ 3	
うち人件費	52	51	△ 1	
計	4,284	3,410	△ 874	

別表-5

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	521	521	-	
国庫補助金	260	-	△ 260	
長期借入金	3,500	-	△ 3,500	
業務収入	9,804	13,853	4,049	
その他収入	81	114	33	
計	14,166	14,488	322	
[支出]				
業務経費				
承継業務経費	484	245	△ 239	
うち人件費	259	136	△ 123	
借入金等償還	13,662	13,662	-	
支払利息	328	308	△ 20	
一般管理費	126	107	△ 19	
うち人件費	60	48	△ 11	
計	14,600	14,322	△ 279	

平成25年度収支計画

別表-6

(総計)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	71,390	64,694	△ 6,695	
経常費用	71,387	64,692	△ 6,695	
公害健康被害補償予防業務経費	47,782	45,214	△ 2,568	
石綿健康被害救済業務経費	10,075	3,525	△ 6,550	
基金業務経費	4,163	3,481	△ 683	
承継業務経費	7,825	11,166	3,340	
一般管理費	1,193	934	△ 258	
減価償却費	52	56	5	
受託経費	-	3	3	
財務費用	297	276	△ 21	
雑損	-	36	36	
臨時損失	2	2	0	
収益の部	72,978	68,713	△ 4,265	
経常収益	72,975	68,694	△ 4,282	
運営費交付金収益	2,864	3,372	509	
国庫補助金収益	250	232	△ 19	
その他の政府交付金収益	9,359	9,214	△ 144	
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,555	3,100	△ 6,455	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060	2,351	△ 709	
受託収入	-	3	3	
業務収入	45,522	46,534	1,013	
運用収入	1,297	1,448	151	
その他の収益	69	1,212	1,143	
財務収益	1,000	1,227	227	
臨時利益	2	19	17	
純利益(△純損失)	1,588	4,019	2,431	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	163	21	△ 142	
総利益(△純損失)	1,751	4,039	2,288	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)



別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)		(単位：百万円)	
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	48,039	45,454	△ 2,585
経常費用	48,039	45,454	△ 2,585
公害健康被害補償予防業務経費	47,782	45,214	△ 2,568
補償業務経費	46,561	44,161	△ 2,399
予防業務経費	1,221	1,053	△ 168
一般管理費	238	218	△ 21
減価償却費	19	22	3
臨時損失	-	0	0
収益の部	47,914	45,663	△ 2,250
経常収益	47,914	45,646	△ 2,268
運営費交付金収益	418	527	109
国庫補助金収益	250	232	△ 19
その他の政府交付金収益	8,559	8,552	△ 7
業務収入	37,693	35,365	△ 2,328
資産見返負債戻入	10	11	0
運用収入	972	951	△ 22
財務収益	10	2	△ 8
雑益	-	7	7
臨時利益	-	17	17
純利益 (△純損失)	△ 126	209	335
前中期目標期間繰越積立金取崩額	163	21	△ 142
総利益 (△総損失)	37	230	193

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)		(単位：百万円)	
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	10,381	3,792	△ 6,589
経常費用	10,378	3,790	△ 6,589
石綿健康被害救済業務経費	10,075	3,525	△ 6,550
一般管理費	280	237	△ 42
受託経費	-	3	3
減価償却費	24	24	1
臨時損失	2	2	△ 0
収益の部	10,381	3,792	△ 6,589
経常収益	10,378	3,790	△ 6,589
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,555	3,100	△ 6,455
その他の政府交付金収益	800	663	△ 137
受託収入	-	3	3
資産見返負債戻入	24	24	1
臨時利益	2	2	△ 0
純利益 (△純損失)	-	-	-
総利益 (△純損失)	-	-	-

別表-9

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	4,291	3,601	△ 691	
経常費用	4,291	3,601	△ 691	
基金業務経費	4,163	3,481	△ 683	
地球環境基金業務費	897	820	△ 77	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	3,098	2,374	△ 723	
維持管理積立金業務費	169	286	117	
一般管理費	120	112	△ 8	
減価償却費	8	8	0	
収益の部	4,504	4,061	△ 443	
経常収益	4,504	4,061	△ 443	
運営費交付金収益	1,112	1,205	93	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060	2,351	△ 709	
地球環境基金運用収益	172	221	49	
維持管理積立金運用収益	152	276	124	
資産見返負債戻入	8	8	0	
雑益	-	0	0	
純利益 (△純損失)	213	460	247	
総利益 (△純損失)	213	460	247	

別表-10

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
費用の部	8,679	11,848	3,169	
経常費用	8,679	11,848	3,169	
承継業務費	7,825	11,166	3,340	
一般管理費	554	367	△ 187	
減価償却費	2	2	0	
財務費用	297	276	△ 21	
雑損	-	36	36	
臨時損失	-	0	0	
収益の部	10,180	15,197	5,018	
経常収益	10,180	15,197	5,018	
運営費交付金収益	1,333	1,641	307	
事業資産譲渡元金収入	7,829	11,169	3,340	
資産見返負債戻入	2	2	0	
財務収益	990	1,225	235	
雑益	25	1,160	1,135	
臨時利益	-	0	0	
純利益	1,501	3,349	1,848	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益	1,501	3,349	1,848	

平成25年度資金計画

別表-11

(総計) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	321,565	399,803	78,238
業務活動による支出	64,592	54,481	△ 10,111
投資活動による支出	207,876	328,584	120,708
財務活動による支出	13,671	13,702	31
翌年度への繰越金	35,426	3,036	△ 32,390
資金収入	321,565	399,803	78,238
業務活動による収入	80,741	81,928	1,187
運営費交付金収入	1,505	1,505	-
国庫補助金収入	2,010	1,731	△ 279
その他の政府交付金収入	17,656	17,644	△ 12
都道府県補助金収入	1,500	1,455	△ 45
業務収入	46,181	50,246	4,065
受託収入	-	14	14
運用収入	1,307	1,407	100
その他の収入	10,583	7,927	△ 2,656
投資活動による収入	220,705	313,927	93,223
財務活動による収入	3,510	17	△ 3,493
前年度よりの繰越金	16,610	3,931	△ 12,679

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。(以下同じ。)

別表-12

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	98,517	107,053	8,535
業務活動による支出	48,034	45,550	△ 2,484
投資活動による支出	41,300	60,408	19,108
財務活動による支出	-	2	2
翌年度への繰越金	9,183	1,092	△ 8,092
			-
資金収入	98,517	107,053	8,535
業務活動による収入	45,168	45,271	102
運営費交付金収入	272	272	-
国庫補助金収入	250	231	△ 19
その他の政府交付金収入	8,559	8,552	△ 7
業務収入	35,119	35,248	130
運用収入	968	961	△ 7
その他の収入	-	7	7
投資活動による収入	52,200	60,500	8,300
前年度よりの繰越金	1,149	1,282	133

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	79,080	133,867	54,786
業務活動による支出	10,324	3,641	△ 6,683
投資活動による支出	64,200	129,606	65,406
財務活動による支出	9	37	28
翌年度への繰越金	4,547	582	△ 3,966
			-
資金収入	79,080	133,867	54,786
業務活動による収入	10,355	10,520	166
その他の政府交付金収入	9,097	9,092	△ 5
地方公共団体等拠出金収入	1,258	1,252	△ 6
受託収入	-	6	6
その他の収入	-	169	169
投資活動による収入	65,909	122,737	56,828
前年度よりの繰越金	2,817	609	△ 2,208

別表-14

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	129,333	138,049	8,716
業務活動による支出	5,351	4,426	△ 925
投資活動による支出	102,321	132,504	30,184
翌年度への繰越金	21,661	1,119	△ 20,543
資金収入	129,333	138,049	8,716
業務活動による収入	14,607	11,620	△ 2,987
運営費交付金収入	711	711	-
国庫補助金収入	1,500	1,500	-
都道府県補助金収入	1,500	1,455	△ 45
運用収入	339	446	108
政府受託収入	-	8	8
その他の収入	10,557	7,500	△ 3,057
投資活動による収入	102,540	124,640	22,100
財務活動による収入	10	17	7
前年度よりの繰越金	12,176	1,772	△ 10,404

別表-15

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	14,634	20,834	6,201
業務活動による支出	883	863	△ 19
投資活動による支出	56	6,065	6,010
財務活動による支出	13,662	13,662	0
翌年度への繰越金	34	244	210
資金収入	14,634	20,834	6,201
業務活動による収入	10,611	14,517	3,906
運営費交付金収入	521	521	-
国庫補助金収入	260	-	△ 260
業務収入	9,804	13,745	3,941
その他の収入	25	250	225
投資活動による収入	56	6,050	5,995
財務活動による収入	3,500	-	△ 3,500
前年度よりの繰越金	468	268	△ 200

## 財務の状況について

### 1. 当期総利益

平成 25 年度の総利益は、4,039 百万円であり、その主な発生要因は、公健、基金及び承継勘定における運営費交付金の精算収益化並びに承継勘定における利息の収支差等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	230	運営費交付金の精算収益化 (255) 等
石綿勘定	—	
基金勘定	460	運営費交付金の精算収益化 (460)
承継勘定	3,349	運営費交付金の精算収益化 (1,313)、利息収支差 (950) 及び建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分 (1,047) 等
計	4,039	

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行う等、損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じることにより損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びに PCB 廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構造となっている。ただし、基金勘定については、平成 25 年度は中期計画最終年度のため運営費交付金の精算収益化により損益が発生。

### 2. 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の 158 億 94 百万円に対して、平成 25 年度は、繰越積立金取崩額 21 百万円、当期積立額 40 億 39 百万円を計上し、当期末残高は 199 億 12 百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①24 年度末	②繰越積立金 取崩額	③当期積立額	25 年度末 (①-②+③)
公健勘定	720	21	230	930
石綿勘定	—	—	—	—
基金勘定	—	—	460	460
承継勘定	15,174	—	3,349	18,523
計	15,894	21	4,039	19,912

### 3. 運営費交付金債務

当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。

(単位：百万円)

	①24年度末	②当期 交付額	③当期 振替額	④精算 収益化額	25年度末 (①+②-③-④)
公健勘定	261	272	279	255	—
基金勘定	498	711	749	460	—
承継勘定	1,126	521	334	1,313	—
計	1,885	1,505	1,362	2,028	—

### 4. 基金資産の運用実績

各基金の運用方針等に従い、安全かつ効率的な運用を行った。

基金運用利息

(単位：百万円)

区分	25年度
公害健康被害予防基金	941
地球環境基金	221
計	1,162

(資料編 P109\_共通 4 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P127\_共通 11-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))

(資料編 P129\_共通 11-② 財務情報 財務諸表の概況)

(資料編 P131\_共通 11-③ 事業の説明 財源構造)

#### 自己点検結果

- ・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- ・ 運用業務を経理部に一元化したことで、運用に係る事務の効率化に努めた。また、各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。

#### 4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

##### 平成 25 年度計画の概要

- 破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）について、引き続きその圧縮に努めるため、
  - ① 約定弁済先の管理強化
  - ② 返済懲憑
  - ③ 厳正な法的処理
  - ④ 迅速な償却処理
 に積極的に取組む。
- (ア) 機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。
- (イ) 返済確実性が見込めない債権は、原則、サービサー委託。
- (ウ) 今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。
- (エ) サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収を強化。
- (オ) 承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、2.6 億円交付されることを予定。

##### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 個別債権の管理の強化

##### 平成 25 年度の業務実績

###### (1) 正常債権以外の債権の圧縮のための取組

平成 25 年度期首からの債権残高の変動状況は下表のとおりである。

###### ● 債権残高変動状況表

(単位：百万円)

債権区分	H25 年度 期首残高	回 収	償 却	移 入	移 出	H25 年度 期末残高
破産更生債権等	4,028	359	122	1,774	365	4,956
貸倒懸念債権	22,782	4,425	92	365	1,774	16,855
小 計	26,810	4,784	214	2,138	2,138	21,812
一般債権	36,158	7,649	0	0	0	28,509
合 計	62,967	12,433	214	2,138	2,138	50,320

(注) 合計欄等の計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。



- ① 平成 25 年度期末の正常債権以外の債権残高は 218 億円であり、平成 25 年度期首残高 268 億円から 50 億円圧縮した。
- ② 正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収で 4,784 百万円（平成 24 年度 4,575 百万円）、貸倒償却適状となった債権 214 百万円（平成 24 年度 79 百万円）を償却したことによるものである。
- ③ 一般債権からの新たな延滞発生等はない。今後についても、弁済状況や決算書等を徴取し、決算分析を行い、財務内容等を注視していくこととする。
- ④ 法的処理は、平成 24 年度から係属している 2 件に加え、平成 25 年度に新たに 4 件（競売 1 件、仮差押 1 件、仮処分 1 件、訴訟 1 件）を実施し、平成 25 年度末で 6 件が係属中である。

(2) サービス委託債権からの回収

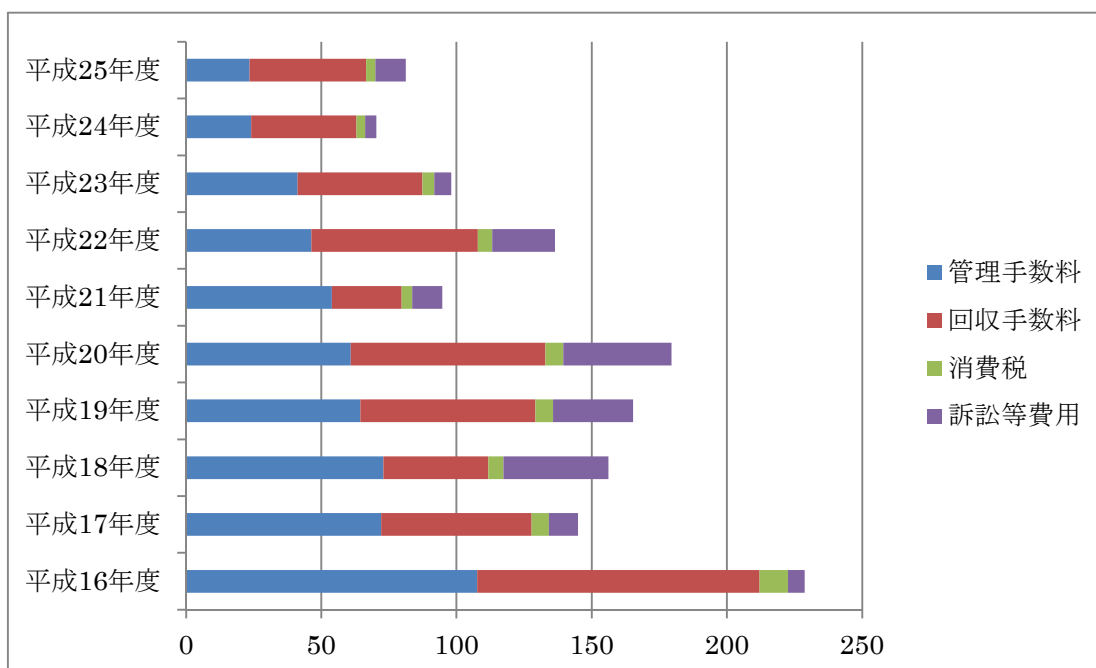
サービス委託債権からの回収額は、1,132 百万円で、委託費は 81 百万円であった。

●サービスへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委 託 債 権 か ら の 回 収 額 B	B / A
平成 25 年度	0.81 億円	11.3 億円	14.0 倍
平成 24 年度	0.70 億円	9.7 億円	13.9 倍
平成 23 年度	0.98 億円	19.3 億円	19.7 倍
平成 22 年度	1.4 億円	14.1 億円	10.1 倍
平成 21 年度	0.9 億円	12.0 億円	13.3 倍
平成 20 年度	1.8 億円	20.1 億円	11.2 倍
平成 19 年度	1.7 億円	27.6 億円	16.2 倍
平成 18 年度	1.6 億円	16.3 億円	10.2 倍
平成 17 年度	1.4 億円	18.8 億円	13.4 倍
平成 16 年度	2.3 億円	35.9 億円	15.6 倍

●サービス委託費内訳

(単位：百万円)



(3) サービス委託の推進

中期計画期間中におけるサービスへの新規委託額 28 億円(平成 20 年度末の委託債権残高の 2 割に相当)は平成 24 年度に達成し、平成 25 年度ではサービスに新規委託した債権はなかった。

(4) 資金調達状況

平成 25 年度は回収が順調に進んだこと等により、政府保証民間借入による資金調達を実施することなく、財投借入金等の償還を円滑・確実に行うことができた。

(5) 補助金交付状況

平成 25 年度においては、貸倒引当金相当額等の補てんは必要なかったため、債権管理回収業務補助金の交付申請は行わなかった。

自己点検結果

- ・ 中期計画期間中に正常債権以外の債権を 300 億円以下に圧縮するという数値目標を達成できた。しかし、今後の経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等、予断を許さない状況が続いていることから、個別債権の管理を今後とも厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止及び回収額の増額に努めていくこととする。

#### IV 短期借入金の限度額

##### 平成 25 年度計画の概要

- 短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円とする。

##### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 資金の計画的、機動的な管理

##### 平成 25 年度の業務実績

- ・ 短期借入金の借入状況

平成 25 年度の借入金残高の最高額は、平成 25 年 9 月 19 日から平成 25 年 9 月 24 日の期間の 3,700 百万円であり、限度額 18,600 百万円の範囲内であった。

借入期間：25. 9. 18～25. 9. 24（借入金額 2,900 百万円）

借入期間：25. 9. 19～25. 9. 24（借入金額 800 百万円）

借入期間：25. 11. 22～25. 12. 20（借入金額 1,200 百万円）

借入期間：25. 12. 20～26. 1. 20（借入金額 1,100 百万円）

借入期間：26. 1. 20～26. 2. 20（借入金額 1,000 百万円）

借入期間：26. 2. 20～26. 3. 19（借入金額 900 百万円）

借入期間：26. 3. 19～26. 3. 24（借入金額 1,500 百万円）

##### 自己点検結果

- ・ 資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、短期間かつ必要最小限の借入で年 4 回（5 月、9 月、11 月、3 月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

## V 重要な財産の処分等に関する計画

### 平成 25 年度計画の概要

- 戸塚宿舎の処分を行う。

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 所定の手続きを完了させ、戸塚宿舎の国庫納付を行う。

### 平成 25 年度の業務実績

- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」に基づき、戸塚宿舎については、平成 25 年度中に国庫納付することとされていた。  
国庫納付前に必要な、隣接者との境界の確認書の取り交わし等や樹木の伐採等を行った後、環境省等との諸手続きを滞りなく済ませ、平成 25 年 9 月 27 日付で国庫納付を行った。

### 自己点検結果

- ・ 計画どおりに戸塚宿舎の国庫納付を行った。

#### （参考）現物国庫納付までの経緯等

- 22. 12 独立行政法人の事務・事業の見直し（閣議決定）により、平成 23 年度以降に国庫納付することが決定。
- 23. 3 東日本大震災の被災者受入施設として登録。
- 24. 4 上記受入施設の登録を解除。
- 24. 8 以前より取得要請のあった国道事務所と調整を重ね、また、横浜財務事務所とも調整・検討を行い、現物にて国庫納付することを決定。
- 24. 9  
～25. 2 現物国庫納付へ向け、環境省、横浜財務事務所と現地調査等を実施し、今後の段取り等につき検討。
- 25. 3 横浜財務事務所との間で、具体的な国庫納付の期日を含めたスケジュールの事前調整を行い、納付期日を平成 25 年 9 月とした。
- 25. 3  
～25. 8 残地物・廃棄物及び給水管の撤去工事や立木などの伐採剪定工事を実施。
- 25. 6 環境省へ、不要財産の国庫納付に係る認可申請を提出。  
以後、国庫納付に関する諸手続きを実施。
- 25. 8 隣接者との境界確認関係の調整、確認書の取り交わし等を実施。
- 25. 9 国庫納付を完了し、減資を行った。

## VI 剰余金の使途

平成 25 年度計画の概要
---------------

なし
----

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

平成 25 年度計画の概要
---------------

なし
----

## 2. 人事に関する計画

### 平成 25 年度計画の概要

- 事業管理部の常勤職員数 2 名を削減。
- 職員研修計画に基づく各種研修を実施。
- 人事評価制度の評価結果を人事及び給与等に反映。
  - 人員に関する指標 ・ 期初の常勤職員数 142 人
  - 人員に関する指標 ・ 平成 25 年度中に 2 人削減

### 平成 25 年度の重点事項

- ・ 人事評価制度の適正な運用
- ・ 研修体系の明確化、研修メニューの工夫及び自己啓発支援の充実等を推進

### 平成 25 年度の業務実績

#### (1) 人員の削減

平成 25 年度末に事業管理部において、常勤職員 2 名を削減した。

#### (2) 各種研修の実施

- ・ 管理職員を対象に PDCA 手法を用いた課題解決のための取組について年間を通して研修を行い、課長のマネジメント力の強化を図った。
- ・ また、職員の業務に必要な知識・技術の取得、能力開発を目的として、内部研修を実施するとともに外部研修に職員を派遣した。

	講座数	受講者数
外部研修	38 講座	70 名
内部研修	13 講座	590 名
合計	51 講座	660 名

主な研修は下記のとおり。

#### ① 人事評価者研修

人事評価制度の目的の共有及び適正な実施を推進するため、新たに管理職となった評価者を対象とした人事評価者研修を実施した（平成 25 年 5 月）。

#### ② 政府会計事務職員研修

会計事務に必要な知識・技術を習得するため、財務省政府会計事務職員研修に職員を派遣した（平成 25 年 9 月～11 月）。

#### ③ 統計研修

統計に関する知識技能を習得するため、総務省統計研修に職員を派遣した（平成 25 年 8 月）。

（資料編 P132\_共通 12 平成 25 年度職員研修実績）

### (3) 人事交流

- ・ 職員の環境行政に関する専門的知識の習得を図るため、環境省に職員を4名（環境省総合環境政策局、環境保健部及び地球環境局）出向させた（平成25年4月）。

### (4) 人事評価制度の見直し

- ・ 9月、10月の役員懇談会において、人事評価制度の課題について整理し、職員の能力向上、組織のレベルアップを図る制度とするため、改善点について議論した。その結果、可能なものは年度内に実施し、その他は外部コンサルへの委託により見直すこととした。
- ・ これを受け、平成26年1月に人事評価制度マニュアルを改正し、発揮能力評価表及び能力開発計画書の改善を図った。

### 自己点検結果

- ・ 課長のマネジメント力の強化を図ることができた。
- ・ 職員の知識の向上を図るため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣（70名）することができた。
- ・ 役員懇談会において、人事評価制度等について具体的課題と改善点を議論し、可能なものは見直しを行うとともに、今後の進め方について確定することができた。



### 3. 積立金の処分に関する事項

#### 平成 25 年度計画の概要

- 前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業等の財源及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却等に充てることとする。

#### 平成 25 年度の重点事項

(該当なし)

#### 平成 25 年度の業務実績

- ・ 公害健康被害予防事業の財源 16,307 千円及び前中期目標期間に自己収入で取得した固定資産の減価償却費等見合い 4,564 千円を取り崩した。

#### 自己点検結果

- ・ 前中期目標期間から繰り越した積立金について、公害健康被害予防事業の財源として活用し、事業の充実を図るとともに、前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却費について取崩し、適正な期間損益を計上した。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

平成 25 年度計画の概要

なし

<参考>

年度計画数値目標達成状況一覧

年度計画に定められた数値目標一覧		平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	備 考
●国民サービスの向上				
<公害健康被害補償業務>				
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上の維持		99.99%	99.97%	申告額 35,251,969 千円 収納額 35,242,950 千円
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成 20 年度比 50%増の実地調査の実施		65.79%増	68.42%増	20 年度実績 38 工場 25 年度実績 64 工場
徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）において、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減		8.98%	8.99%	20 年度実績 195,561 千円 25 年度実績 177,986 千円
<公害健康被害予防事業>				
調査研究課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定	環境保健分野	58 日	—	25 年度は、調査研究課題の公募を行っていない。
	環境改善分野	57 日	—	25 年度は、調査研究課題の公募を行っていない。
アンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。	知識普及	92.77%	94.52%	
	研修	98.59%	97.74%	
<地球環境基金部>				
助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間は 4 週間以内		25.25 日	25.39 日	
研修受講者に対するアンケート調査の有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得る。		100.00%	99.13%	
●その他				
常勤職員数 2 名の削減		(事業管理部) 1 名削減	(事業管理部) 2 名削減	

## 見直し基本方針等への対応状況

### ●事務・事業

#### <公害健康被害補償業務>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付義務者への実地調査により、調査対象の約 3 割に施設の申告漏れなどが確認されており、今後とも体系的な調査の継続的な実施が求められる。</li> <li>・ 納付義務者に対する申告納付等の業務指導については、実地調査における指導内容が多岐に及んでいることを踏まえ、今後とも効果的な指導を継続する必要がある。</li> <li>・ オンライン申告については、申告件数が前年度よりも約 10%増加したことは評価できるが、未だ 50%以下にとどまっており、引き続き、オンライン申告の促進に向けた取組の充実が求められる。</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b> 評価書</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地調査にあたっては、「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づき、地域、業種に偏らないようにバランス等を考慮のうえ、一定規模以上の主要業種の事業所を選定した。また、効率的な調査を実施するため、製造工程やばい煙発生施設の設置状況等の資料を事前に入手し内容を確認した。</li> <li>・ 実地調査では、施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となる原始帳票類の精査確認を行った。また、用紙申告事業所は単純な計算誤りが多いことから、実地調査時に、自動計算機能を有した Excel 雛型ファイルを使えば計算誤りを未然に防止できることを説明し、オンライン申告の導入を積極的に働きかけた。また、翌年度の申告書を作成するにあたり、転記誤りや記入漏れ等に十分注意し、適正な申告を行うよう指導した。</li> <li>・ オンライン申告の慫慂にあたっては、約 500 事業所に対して電話等により、オンライン申告の手続きや利便性を中心とした説明を行った。また、実地調査においてもオンライン申告の慫慂を 24 事業所に対し実施した。その結果、平成 25 年度のオンライン申告件数は 4,515 件、全申告に対する比率は 54.5%となり、平成 24 年度実績と比較して 431 件増、10.5%増加した。</li> </ul> <p><b>【公害健康被害補償業務】</b> 1. 汚染負荷量賦課金の徴収 (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ③ P2、(4) オンライン申告の促進 ③ P5</p>	

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。(22 年度から実施)</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b> 基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国 153 商工会議所において、4 月に申告・納付説明会を実施し、納付義務者からの相談及び質問事項等に対し、きめ細かな対応を行った。</li> <li>・ 納付義務者へのサービス向上を目的として、申告・納付説明会の出席事業者に対しアンケートを実施した。</li> <li>・ 民間競争入札により徴収業務の一部を委託した。委託業務担当者に対し、申告書等の点検及び申告督促業務について研修を行った結果、申告督促対象の 418 事業所のうち 289 事業所が申告・納付に応じた。</li> <li>・ 徴収業務に係る委託費は、平成 20 年度実績と比較し 8.99%削減した。</li> </ul> <p><b>【公害健康被害補償業務】</b> 1. 汚染負荷量賦課金の徴収 (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施等 ①② P4、(3) 納付義務者に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ①③ P4</p>	

※該当項目

評 価 書：平成 24 年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書（平成 25 年 8 月 21 日）

基 本 方 針：独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）

<公害健康被害予防事業>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度より、講演会や水泳記録会等の参加者を対象とした、事業終了 2 ヶ月後の追跡アンケート調査や呼吸リハビリテーションマニュアルの製作なども新たに実施されており、今後は、そうした調査結果等をも踏まえた事業の実施も求められる。</li> <li>今後は、高評価者の割合をより高めるなど、目標を高く設定した上での研修内容の改善も検討すべきである。</li> <li>今後、eラーニング学習システムの導入など、研修に直接参加できなかった者への情報提供も含めた研修事業の充実が期待される。</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b> 評価書</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度事業参加者からのアンケート結果等を踏まえ、平成 25 年度の市民公開講座では、専門医への相談、交流の機会を提供するため、アレルギー専門医の講演終了後、こどものぜん息等についてアレルギー専門医へ個別に相談できる個別相談会を実施した。 また、水泳記録会において、水泳記録会の開始前の時間帯を利用した小児アレルギーエドゥケーターによる吸入実技指導等を交えたミニ体験教室及び全員参加型実技指導（ピークフローメータを用いた実技指導）を実施するとともに、ぜん息患者が日常の服薬状況やピークフロー値（ピークフローメータにより気道の状態を測定した値）等をぜん息日誌に記録するなど自己管理に積極的に取り組んでいる児童を表彰する新たな制度を設けた。</li> </ul> <p><b>【公害健康被害予防事業】 4. 知識の普及及び情報提供の実施（1）地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等の係る知識の普及 ②③ P18</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>COPD の認知度向上、重症化防止を図るため、調査研究成果を「呼吸リハビリテーションマニュアル」として取りまとめ事業への一層の活用を図るとともに、11 月の「世界 COPD デー」に合わせ、一般市民を対象に新たに COPD 啓発行事を開催した。</li> </ul> <p><b>【公害健康被害予防事業】 3. 調査研究（2）調査研究の評価、研究成果の公表等 ③ P16、4. 知識の普及及び情報提供の実施（2）その他普及啓発行事等 ② P20</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修内容の高度化と充実を図るため、平成 25 年度は、地方公共団体の職員を対象とした研修で保健指導研修（小児）と保健指導研修（成人）の統合、ぜん息キャンプ研修と水泳訓練研修を機能訓練事業研修に一つに統合して実施するなど研修カリキュラムの見直しを行った。</li> <li>また、公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する保健師、理学療法士等のコメディカルスタッフを対象とした研修では、それまでの日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が行う研修会に研修生を派遣する実施方法を改め、機構独自に呼吸リハビリテーションを行う指導員の育成に資する研修を企画し、関東地区において実施した。</li> <li>研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を修得する機会としての利用を提供するとともに、研修受講者の復習を促進するため、新たに環境保健調査研究で開発した e ラーニングシステムの運用を開始した。</li> </ul> <p><b>【公害健康被害予防事業】 5. 研修の実施（1）地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修 ① P25、（2）公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師、保健師、理学療法士等のコメディカルスタッフを対象とする研修 ① P26</b></p>	

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <p>○事業の抜本的な見直し</p> <p>『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行なうとともに、以下の取組を実施する。(22年度から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。</li> <li>・ 地方公共団体への助成事業については、各メニューの必要性を精査し、予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。</li> <li>・ 地方公共団体への助成は、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。</li> <li>・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。</li> </ul> <p>○事業実施効果の的確な把握</p> <p>事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。(22年度中に実施)</p>	<p><b>【該当項目】</b></p> <p>基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <p>・ 環境省が平成23年5月27日に公表した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書（そらプロジェクト）」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC<sup>(※)</sup>及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。</p> <p>公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において、「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施や幹線道路沿いの学校等に対する大気汚染浄化植樹の推進等）を重点化する見直しを実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業（成人ぜん息・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）を重点化する見直しを実施した。</p> <p>また、事業関係者の意見を事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、患者団体との連絡会を平成24年3月12日に実施し、地方公共団体については平成23年12月13・16日に連絡会議を実施し事業に対する意見交換を行った。</p> <p>なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。</p> <p>※EC (Elemental carbon) : 元素状炭素 (自動車から排出される粒子状物質に含まれる炭素成分)</p> <p>① 機構が直接実施する事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。(22年度)</li> </ul> <p>② 地方公共団体が実施する事業への助成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新規制適合車代替促進事業を廃止した。(23年度)</li> </ul>	

- ・ 「ぜん息等に係る施設の整備※」に対する助成を廃止した。(23年度)  
 ※ ぜん息等に係る施設の整備：ぜん息等に関する専門外来診療部門に係る施設（診療室、検査室、X線室、待合室等）の新設、増設又は改築

- ・ 「小学校低学年及び高学年を対象としたぜん息キャンプ事業」における参加保護者を対象としたカリキュラムを実施できるよう平成23年度に措置し、平成24年度より実施した。

廃止した事業以外については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。

- ③ 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し、23年度より実施している。

- ④ ぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成22年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。

平成23年度以降も、患者団体へのヒアリングや連絡会を実施し、平成25年度は、より細かなニーズを把握するため小児・成人の分野別に連絡会を開催した。

- 医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を継続して実施した。（平成23年度から実施。）

調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取組の改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。

なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。

#### <地球環境基金業務>

【指摘事項等】	【該当項目】 評価書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後とも、助成事業の実施にあたり、利用者の利便性の向上など、NPO等がより効率的・効果的に事業を実施できるような取組が行われることが期待される。</li> <li>・ 寄付金額は減少しており、大口寄付者からの寄付が得られなかったことについての今後の対策が期待される。</li> </ul> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成団体が助成金支払申請書類をより簡略かつ効率よく作成できるよう構築した「助成金支払申請 Excelマクロファイル」について、平成25年度版を機構ホームページに掲載するとともに年度当初の内定団体説明会において紹介した。現在、当Excelマクロファイルの年間利用率は、89.95%まで向上している。今後とも軽減のため、助成団体へ個別打ち合わせ等の機会を活用し利用を促していく。</li> <li>・ また、更なる助成金の活用に関する利便性向上を図ることを目的に、内部検討チームを立ち上げ議論を行っており、今後、具現化を図ることとしている。</li> </ul> <p>【地球環境基金業務】 1. 助成事業に係る事項 (6) 利用者の利便性の向上 P36</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規寄付者の開拓のために、全国にチェーン展開を実施している企業に対し地球環境基金事業の説明を実施したほか、既存寄付者に対しては事業説明を継続的に行うことで、平成24年度に比べ大口寄付額の増加が図れた。</li> <li>・ さらに、機構全体での取り組みとして「寄付金推進委員会」の設置を検討し、次年度以降、機構が長年良好な関係を築き上げてきた各部のステークホルダーや、企業、団体等に対し、寄付の増加に向けた取組みを強化していくこととしている。</li> </ul> <p>【地球環境基金業務】 3. 地球環境基金の運用等について (1) 広報募金活動 P40</p>	

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に基金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。(23年度から実施)</li> </ul>	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、環境政策上ニーズの高い地球温暖化などの活動や「生物多様性条約戦略計画 2011-2020 (愛知目標)」の達成に向けた活動、「海洋生物多様性保全戦略」に関する活動に加え、東日本大震災・原発事故により被災した地域における自然環境の現状把握及び再生・復元活動並びに環境教育、持続可能な開発のための教育 (ESD) 等の推進のための活動を特に重点的に支援することとし、さらに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助成専門委員会で決定した。</li> </ul> <p>【地球環境基金業務】 1. 助成事業に係る事項 (2) 助成事業の重点化等 P31</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募金活動を一層強化するため、従来 of 取組に加え次のような取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 寄付者に対して地球環境基金事業への理解を深めてもらうため、助成先の NPO 等が行っている環境保全活動を纏めた広報誌「環境問題に挑戦する NGO・NPO! 基金レポート」を引き続き作成</li> <li>② 地球環境基金の事業内容や寄付へのお願いを記載した「地球環境基金オリジナルしおり」を制作し、東京都内及び神奈川県内の書店等に設置</li> <li>③ 継続寄付者や大口寄付者に対する事業の実施状況に関する説明を継続して実施</li> <li>④ 新規寄付者の開拓のために、全国にチェーン展開を実施している企業に対し地球環境基金事業の説明を実施</li> </ul> <p>以上のような取組から、平成 24 年度に比較して寄付件数及び寄付金額は増加した。</p> <p>さらに、機構全体での取り組みとして「寄付金推進委員会」の設置を検討し、次年度以降、機構が長年良好な関係を築き上げてきた各部のステークホルダーや、企業、団体等に対し、寄付の増加に向けた取組を強化していくこととしている。</p> </li> </ul> <p>【地球環境基金業務】 3. 地球環境基金の運用について (1) 広報募金活動 P40</p>	

<PCB 廃棄物処理基金助成業務>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方を踏まえ、適正に実施する。(22年度から実施)</li> </ul>	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を見直し、最長でも平成 37 年度までに処理を完了する予定としており、新たな処理期間内の確実な処理を担保するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金の交付対象範囲の拡大を目的とした独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の改正作業を行った。</li> <li>・ 機構としても上記を踏まえ、処理費用負担能力のない者への助成補助率の見直し等を行うため、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱の改正作業を行い、平成 26 年度より助成できるよう準備を行った。</li> <li>・ 機構としては環境省の施策を踏まえ、日本環境安全事業株式会社から提出される助成金申請について適正に審査し助成を行っている。</li> </ul> <p>【ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務】 (1) 軽減事業への助成に係る実施状況の公表、(2) 振興事業への助成金の交付 P45、(4) 軽減事業における処理費用負担軽減策の拡充 P46</p>	



<最終処分場維持管理積立金管理業務>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。(22年度から実施)</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b></p> <p>基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本積立金について、積立者に運用状況等の情報提供を行い、引き続き適正な管理のもと、資金需要を考慮しつつ中・長期の運用を行っている。</li> </ul> <p><b>【維持管理積立金の管理業務】</b> (1) 維持管理積立金の適切な運用 P47、(2) 維持管理積立金の適正な管理 P47</p>	

<石綿健康被害救済業務>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織を見直す。(25年度までに実施)</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b></p> <p>基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。</li> </ul> <p>なお、組織体制の見直しについては、平成24年度に実施済みである。実施した内容は、次のとおりである。</p> <p>「救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした。」</p>	

<承継業務>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返済の確実性が見込まれない債権については、直轄による回収の計画的な実施、サービス一への管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。(23年度から実施)</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b></p> <p>基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度期末の正常債権以外の債権残高は218億円であり、平成25年度期首残高268億円から50億円圧縮した。正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収で4,784百万円(平成24年度4,575百万円)、貸倒償却適状となった債権214百万円(平成24年度79百万円)を償却したことによるものである。</li> <li>・ サービス委託債権からの回収額は、1,132百万円で、委託費は81百万円であった。</li> </ul> <p><b>【Ⅲ 予算】</b> 4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理 (1) 正常債権以外の債権の圧縮のための取組 ①② P98、(2) サービス委託債権からの回収 P99</p>	

●資産・運営等

<組織運営・業務運営の効率化>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約の見直しに当たっては、効率化の視点に加え、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第21条の3の趣旨を踏まえた見直しも必要であり、今後とも、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、それら民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めることとする。</li> </ul>	<p>【該当項目】</p> <p>評価書</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 25 年度において民間団体がその専門性等を生かせる分野として 9 件（1,000 千円以上の契約）中すべて民間団体との契約となっている。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「平成 25 年度海外派遣研修（長期コース）」の企画・運営業務（契約額 7,873 千円）</li> <li>・ 「平成 25 年度リーダー・マネージャー向け環境 NGO、NPO 活動推進レベルアップ実践研修（東日本）」の企画・運営業務（契約額 4,193 千円） など</li> </ul> <p>第三期中期計画においても、特に企画競争等を行う場合には「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施することとしており、今後とも民間団体の知見を生かすことができる分野について民間参入の機会の増大を図るよう努力してまいりたい。</p>	

<財産処分等>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸塚宿舎を国庫返納する。（23年度以降実施）</li> </ul>	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫納付前に必要な、隣接者との境界の確認書の取り交わし等や樹木の伐採等を行った後、環境省等との諸手続きを滞りなく済ませ、平成 25 年 9 月 27 日付で国庫納付を行った。</li> </ul> <p>【V 重要な財産の処分等に関する計画】 P102</p>	

<事務所等の見直し>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。（25年度までに実施）</li> <li>・ 大阪支部を廃止する。（25年度までに実施）</li> </ul>	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年 3 月に、予定より 1 年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を 1 区画返還した結果、事務所面積を 13.6%縮減した。</li> <li>・ 平成 25 年 6 月 28 日に大阪支部を廃止した（登記上平成 25 年 6 月 30 日廃止）。</li> </ul> <p>【II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置】 1. 組織運営 (5) 大阪支部の廃止 P72</p>	

<人件費の見直し>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職数の削減等によりラスパイレース指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。(22年度から実施)</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b> 基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ラスパイレース指数は、給与水準の低減のための方策を継続的に講じてきたことにより、平成23年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする目標を達成した。</li> <li>平成23年度 対国家公務員指数 108.5 (地域学歴勘案 107.7)</li> <li>平成24年度 対国家公務員指数 108.3 (地域学歴勘案 107.6)</li> </ul> <p><b>【Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置】</b> 2. 業務運営の効率化 (3) 人件費・給与水準の適正化 P75</p>	

<組織体制の見直し>

<p><b>【指摘事項等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部の類似業務を集約するなど組織体制の効率化を図る。(23年度から実施)</li> </ul>	<p><b>【該当項目】</b> 基本方針</p>
<p><b>【対応状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業部で実施していた資金の管理・運用業務について、平成23年度より経理部一元化を行い、効率化を図った。</li> <li>石綿健康被害救済部において、平成24年度より給付課に専門職員を配置し、企画調整課と給付課に分かれていた労災認定された被認定者からの救済給付の返還請求手続きを給付課に一元化することにより、企画調整課の業務を削減するなど効率化を図った。</li> <li>総務部企画課職員の併任による監査室の体制について、平成25年度より監査室員を全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。</li> </ul> <p><b>【Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置】</b> 1. 組織運営 (1) 組織体制の整備 P69</p>	